

名古屋市子ども青少年局事業概要

(令 和 7 年 度 版)

名古屋市子ども青少年局

はじめに

全国的に少子化が進行する中で、本市では、次世代育成支援策に総合的かつ機動的に取り組むため、平成18年4月に子ども青少年局を設置し、子どもや子育て家庭の支援、青少年の自立支援など、生まれる前から青年期に至るまでの施策や事業を推進しています。

また、平成20年4月には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざす「なごや子ども条例」を制定しました。その後、平成31年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、令和2年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、令和2年3月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、同年4月に施行しました。

さらに、「なごや子どもの権利条例」に基づき「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」を令和7年3月に策定しました。

この計画では、めざすまちの姿として「子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち」、「子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち」、「子どもの発達などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち」、「子どもと関わり育てるに喜びを感じられるまち」を掲げ、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

今後も、子どもの権利を保障し、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体で支えるまちなごやをめざし、総合的かつ計画的に取組みを推進していきます。

[目 次]

| | |
|-------------------------|---|
| 1 主な事業の概要 | 1 |
| ★次世代育成支援の推進・総合調整（企画経理課） | 1 |

子育て支援部

| | |
|------------------------|----|
| ★子育て支援（子育て支援課） | 3 |
| ○子育て家庭への支援 | 3 |
| ○母子保健の推進 | 6 |
| ★子どもの福祉等の推進（子ども福祉課） | 9 |
| ○社会的養育の推進 | 9 |
| ○障害児等への支援 | 11 |
| ○配偶者からの暴力（DV）被害者等の相談支援 | 13 |
| ○児童虐待の対策 | 14 |
| ○ヤングケアラー支援 | 16 |

保育部

| | |
|--------------------|----|
| ★保育事業（幼保企画課・保育運営課） | 17 |
|--------------------|----|

子ども未来企画部

| | |
|----------------------------------|----|
| ★子ども・親総合支援、ひとり親家庭等への支援（子ども未来企画課） | 21 |
| ○子ども・親総合支援 | 21 |
| ○ひとり親家庭等への支援 | 21 |
| ○子どもの体験活動拠点の設置事業 | 26 |
| ○いじめ問題再調査 | 26 |
| ★子ども・若者への支援（青少年家庭課） | 27 |
| ★放課後施策の推進（放課後事業推進課） | 31 |

(資料編)

| | |
|--|----|
| 2 子ども青少年局の組織 | 34 |
| 3 子ども青少年局の当初予算（令和7年度） | 36 |
| 4 子ども青少年局の所管施設（令和7年度） | 37 |
| 5 子ども青少年局のあゆみ | 38 |
| 6 なごや子どもの権利条例（全文） | 47 |
| 7 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」の概要 | 54 |

(統計編)

| | |
|-----------------------|----|
| 8 子ども青少年局の事業統計（令和6年度） | 59 |
|-----------------------|----|

1 主な事業の概要

★ 次世代育成支援の推進・総合調整

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざす「なごや子どもの権利条例」の普及啓発に努めるとともに、「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」を推進しています。

また、「子どもの未来全力応援」として、2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスであることを踏まえ、子ども・若者・子育て家庭を全力で応援する取り組みを局横断的に進め、子育てしやすい社会環境づくりを推進しています。

さらに、社会全体で子育て家庭を支援する機運を醸成するため、事業者と連携した子育て支援策を実施しています。

その他、次世代育成支援を総合的かつ機動的に推進するため、各局が所管する次世代育成支援施策の総合調整を行っています。

1 なごや子どもの権利条例の推進

平成 20 年 4 月に、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざすことを目的として施行した「なごや子ども条例」は、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、「なごや子どもの権利条例」への改正（令和 2 年 4 月施行）を行いました。

この条例に基づき、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などで構成する「なごや子ども・子育て支援協議会」を設置し、子ども施策に関する重要な事項について調査・審議を行っています。

条例の理念の普及啓発のため、パンフレットの発行や各種広報誌への掲載、イベントでの広報に努めているほか、子どもの社会参画を促進する取組みとして、条例について理解し、子どもの目線で名古屋の施策や課題に意見を言える子どもたちを育てるために、「なごっちはフレンズ」の活動を開催し、名古屋市が行う子どもが主体的に参加する事業の情報提供を行うとともに、条例に規定する主体的に参加する権利及び子どもの参画の促進の具現化に向けて取り組んでいます。

さらに、子どもの権利を守る文化・社会を醸成し、子どもにとって大切な権利の保障を推進するため、令和 4 年 5 月に「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定しました。また、子どもの意見を施策へ取り入れやすくするため、市公式ウェブサイト上に子どもを対象としたウェブアンケートを集約する「なごや子どもアンケート」ページを開設し、子どもの社会参画の促進を進めているところです。

2 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」の推進

なごや子どもの権利条例に基づき、令和 7 年 3 月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」（計画期間：令和 7 ~ 11 年度）を子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定しました。

この計画では、めざすまちの姿として「子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち」、「子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち」、「子どもの発達などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち」、「子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち」を掲げ、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えるまちをつくるよう、子ども・若者・

子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施しています。

3 子どもの未来全力応援

若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスであることを踏まえ、「子どもの未来全力応援」として、子ども・若者・子育て家庭を全力で応援する取り組みを局横断的に進め、子育てしやすい社会環境づくりを推進しています。

令和 7 年度においては、子ども・若者・子育て家庭及び社会全体について、「子どもを持ちたい」という希望が実現できる」を始めとした、本市がめざす姿である「5つの柱」を実現するために必要な施策を全般的に推進するとともに、局横断的な検討を継続的に進め、さらなる施策や事業の充実を図っているところです。

4 子育て支援企業認定・表彰制度

社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰しています。

5 出会いや結婚の希望をかなえる支援

若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見いだし、希望どおり結婚し子どもを持つことができる社会づくりを推進するため、婚活イベントやライフデザインセミナーなどを開催するとともに、結婚に係る経済的な不安を軽減するため、婚姻等を機とした新生活の住まいに係る費用の一部を助成する結婚新生活支援事業を実施しています。

6 子どもの体験活動交通費助成モデル事業

親子で様々な場所に出かけ、子どもの体験につながる機会を創出するため、小学生を対象とした子どもの体験活動に係る夏季休業中の交通費の助成をモデル実施しています。

★ 子育て支援

子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、相談体制や交流活動などの支援を推進し、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりをめざしています。

また、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進及び育児不安などに対応するため、保健指導・健康診査・医療給付などを行い、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを行っています。

○ 子育て家庭への支援

1 子ども・子育て支援センター（758 キッズステーション）

子育て支援のための中核施設として、子育て家庭が孤立せず誰もが安心して子育てできるよう、市民・企業・行政が連携して子育て家庭を社会全体で支える仕組みづくりを進めることを目的に、主に以下の取組みを行っています。

(1) 子育て支援ネットワークの構築

地域における子育て支援の担い手の育成や、活動支援などを行い、子育て支援ネットワークづくりを推進しています。

(2) 子育て支援

託児付の親支援プログラムを始めとした講座の実施や、ウェブサイト、情報誌等による子育て情報の発信、子育てに関する相談受付、キッズパークの運営などにより、子育て家庭を支援しています。

(3) 企業との連携

企業出前講座や協働企画などにより、子育て家庭にやさしい企業活動を促進しています。

2 地域子育て支援ネットワーク事業

地域において、子育て支援関係機関等が連携・協力して、子育て家庭への支援を目的とした活動を行った場合に補助を行っています。

3 赤ちゃん訪問事業

概ね出生後3～7か月までの第1子及びその子を養育している方に、子育てに対する不安感や負担感を軽減するなど、地域において子育て家庭を支援するため、主任児童委員などによる訪問を実施しています。その際に、誕生の祝い品を持参するとともに、地域の子育て支援情報の提供などを行っています。

4 名古屋のびのび子育てサポート事業

子育ての援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織により、市民同士による子育ての相互援助活動を支援しています。

名古屋のびのび子育てサポート事務局は本部（子ども青少年局子育て支援課内）のほか北、西、中村、昭和、瑞穂、南、守山、名東の8支部を設けています。

5 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場の提供や育児不安などに対する相談援助等を行う地域子育て支援

拠点を身近な地域に設置することにより、子育ての不安感、負担感を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図っています。

6 子育て応援拠点事業

子育て親子の交流の場の他、一時預かりや相談支援など、より充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置することにより、支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげています。

7 子どもの遊び場の確保

「どんぐりひろば」の遊具などの設置・補修、「児童遊園地」の遊具などの設置・補修に対する補助など、地域の管理者（町内会、自治会、子ども会等）の理解と協力により、子どもの遊び場の整備を図っています。

8 子どもの医療費助成

18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額（高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合は、それを差し引いた額）の助成をしています。

9 ひとり親家庭等医療費助成

母又は父の前年所得（1月から7月までは前々年所得）が児童扶養手当受給限度額以下の方で、以下の要件に該当する方（生活保護を受けている方は除く）に対して、医療費のうち保険診療による自己負担額（高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合は、それを差し引いた額）を助成しています。

- ① 18歳以下の（18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある）児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
- ② ①の母又は父に扶養されている18歳以下の児童
- ③ 両親のいない18歳以下の児童

10 産前・産後ヘルプ事業

妊娠中又は出産後の体調不良等のため、家事・育児が困難な者であって、かつ昼間にその者を介助する者がいない場合にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行っています。また、令和7年10月から利用できる期間を拡充します。

11 なごや未来っ子応援制度

社会全体で子どもと子育て家庭を支える機運を醸成するため、企業、地域、行政が連携して、以下の取り組みを行うことにより子育て家庭への支援を進めています。

（1）子育て家庭優待カード事業

子育て家庭優待カード「ぴよか」の交付を受けた市内在住で18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもが1人以上いる家庭（妊婦の方を含む）が協賛店に「ぴよか」を提示することによって、協賛店が独自に定める割引等の特典を受けることができる事業を実施しています。

(2) 子育て支援キャンペーン事業

協賛店等との協働により、マスコットキャラクターがイベントで制度広報する等、子育て支援キャンペーンを実施しています。

12 子育て家庭への情報提供

子育て家庭に対し、様々な媒体を活用して子育て支援に関連する情報の提供を行い、子育て家庭が利用できる多様なサービスの活用につなげることなどで、子育ての不安感及び負担感の軽減を図っています。

(1) 子育て応援ブック「なごやっ子」

子育て関連情報を紹介する冊子として、保健センターにおいて妊娠の届出の際に母子健康手帳とともに配付しています。

(2) なごや子育てアプリなごみー

妊婦、就学前の児童がいる保護者を対象とした子育て支援情報を提供するスマートフォン用アプリケーションを配信しています。

13 多胎児家庭支援事業

多胎児の妊娠・出産・育児に伴う保護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、多胎妊娠期の育児準備講座や乳幼児健康診査・予防接種の同行等の支援を行う多胎児家庭支援事業を実施しています。

14 ナゴヤわくわくプレゼント事業

名古屋市で生まれ育つ子どもと、その家庭を対象として、子育てに必要な物品や家事・育児サービス、施設の利用券等を各家庭のニーズに合わせて選択できる形でプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや地域の子育て支援情報を保護者に伝え、子育て家庭への支援を行っています。

15 妊婦タクシー利用支援事業

妊婦の緊急時の移動に係る身体的・精神的負担の軽減を図るため、母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して、緊急時に使えるタクシー券1万円分を支給しています。母体の変化に伴い、移動のリスクが高まる妊娠8か月頃からは、すべての利用者が妊婦健診や子どもの医療機関受診などにも利用できます。

16 名古屋市妊婦・子育て家庭応援金

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として、妊娠届出後と出生届出後に各5万円の名古屋市妊婦・子育て家庭応援金を支給しています（国の「妊婦のための支援給付」を活用）。

17 名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業

進学や就職などを控えた人生の岐路にある子どもを応援するために、小学校6年生相当の年齢の方、中学校3年生相当の年齢の方、高等学校3年生相当の年齢の方のインフルエ

ンザ予防接種の費用を全額助成（無償化）しています。

○ 母子保健の推進

1 健康診査

（1）妊婦健康診査

妊婦を対象に、健康診査を委託医療機関等で14回（多胎妊婦は5回追加）実施しています。

（2）産婦健康診査

産婦を対象に、健康診査を委託医療機関等で2回実施しています。

（3）乳児一般健康診査

乳児を対象に、原則として生後1か月時と9か月時に各1回の健康診査を委託医療機関等で実施しています。

（4）新生児聴覚検査

生後6か月以内の乳児を対象に、検査を委託医療機関等で1回実施しています。

（5）乳幼児健康診査（3か月児・1歳6か月児・3歳児）

各保健センターにおいて、疾病又は異常の早期発見と予防、身体発育や精神発達面等の遅れや障害の早期発見に努め、保健・栄養・歯科の各相談指導を実施しています。

（6）乳幼児発達相談

各保健センターにおいて、乳幼児健康診査等の結果、障害の疑い又はその可能性があると思われる乳幼児を対象に、身体発育及び精神発達の両面から経過観察を行い、今後の治療及び療育の方向付けに努め、適切な指導を行っています。

（7）妊娠婦歯科診査

妊娠中又は出産後1年以内の妊娠婦を対象に、歯科診査を委託歯科医療機関で実施しています。

（8）先天性心臓疾患児精密健康診査

先天性心臓疾患の疑いのある18歳未満の児童等を対象に、委託医療機関で精密健康診査を実施しています。

（9）先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常等（20疾患）の早期発見のため、市内の医療機関等で出生した新生児を対象に、血液によるマス・スクリーニング検査を実施しています。

2 保健指導等

（1）母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくためのものとして、妊娠届に基づき交付し、併せてマタニティストラップを配布しています。

また、日本語併記の外国語版母子健康手帳（8か国語）も交付しています。

（2）両親学級（パパママ教室）

妊娠とその配偶者等を対象に、母子保健・出産・育児に関する保健指導、栄養指導及び歯科指導、妊娠婦に対して母乳栄養に関する知識の普及と相談を行っています。

また、共働き夫婦に対しては共働きカップルのためのパパママ教室を実施しています。

(3) 子育て講座

妊婦及びその配偶者、子育て中の夫婦等を対象に育児や、家庭内での子どもの事故予防知識の普及啓発や講話・実技指導等を実施しています。

(4) 食育実践支援事業

妊婦及びその配偶者、子育て中の夫婦等を対象に妊娠中の食事のとり方や離乳食・幼児食についての講習会や相談、調理実習を実施しています。

(5) 訪問指導

① 新生児・乳児訪問指導

新生児及び乳幼児に対して、新生児・産婦訪問指導員や保健師が訪問し、発育・栄養・疾病予防及び育児環境の把握、必要な保健指導・子育て支援を実施しています。

② 未熟児訪問指導

未熟児の発育、発達や養育者の心身の健康等について、相談・保健指導を実施しています。

③ 妊産婦訪問指導

妊娠、出産、産後の健康状態及び家庭環境等で保健指導が必要な妊娠婦に対して母体の健康管理や育児等の相談、子育て支援を実施しています。

④ 子育て支援訪問事業

新生児・乳児訪問指導等ができなかった家庭や、乳幼児健康診査を受診しなかつた家庭を訪問し、子どもの発育・発達を確認すると共に必要な支援につなげています。

(6) 思春期保健事業

学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナーや、同世代の仲間(ピア)によるグループワーク等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援しています。

(7) 子どもあんしん電話相談事業

夜間の子どもの急な病気や事故などの時に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話で助言指導をしています。

(8) 子育て総合相談窓口

妊娠や出産、子育てに悩む親とその家族等を対象に各区保健センターにおいて、保健師、妊娠・出産期サポーター等が子育て相談に応じています。母子健康手帳交付時に妊娠面接をし、妊娠期からの切れ目のない支援につなげています。

(9) なごや妊娠SOS

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したが自分では育てられない」「産みたいが出産の費用がない」など妊娠や産むことへの不安や心配ごとに対して、電話及びメール、L I N Eで助産師が相談に応じています。

(10) 産後ケア事業

退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等がある母子に対して、医療法に定める病院、診療所及び助産所において宿泊型または日帰り型、訪問型による支援を行います。また、令和7年10月からは要件の緩和(利用条件、利用期間、利用料等)を行います。

3 医療給付・研究事業等

(1) 未熟児養育医療給付事業

医師が入院を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関において必要な医療の給付を行っています。

(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業

日常生活に支障があり、障害のある児童及び将来の自活に支障をきたす身体的不自由を残すおそれのある疾患のある児童に対し、指定医療機関において必要な医療の給付を行っています。

(3) 小児慢性特定疾病医療費支給

原則として18歳未満の児童で、対象疾病（801 疾病）に罹患しており、都道府県・政令指定都市・中核市等の指定する指定医により、疾患の程度が国の定める基準に該当すると診断された児童に対し、医療費の自己負担分の一部を支給しています。

(4) 不育症検査費用助成事業

既往流死産回数が2回以上の方に対し、先進医療として実施される不育症検査について、国が定める検査に限り、その費用の一部を助成しています。

(5) 不育症・不妊症相談事業

流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）および不妊症に関する専門相談窓口を設置し、不育症や不妊症に悩む女性や家族等の不安を軽減し、支援の強化を図っています。

★ 子どもの福祉等の推進

子どもの権利を擁護し、その最善の利益を追求するために、家庭環境に恵まれない子ども、障害のある子どもなど、援助の必要な子どもと家庭に対して支援を行っています。

また、令和3年3月に策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」に基づき、配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための施策を実施するとともに、被害者の自立に向けた福祉的支援を実施しています。

さらに、深刻化する児童虐待問題に対応するため、「名古屋市児童を虐待から守る条例」に基づき児童虐待対策を強力に推進し、児童相談所や区役所・支所の体制強化等に取り組むとともに地域や関係機関との連携を含めた児童虐待対策の総括的な企画・調整を行っています。

○ 社会的養育の推進

1 児童福祉施設

家庭環境に恵まれない子どもや保育を必要とする子どもには、適切な環境が必要であり、障害のある子どもには、適切な指導と快適な環境が必要です。

| | (施設種類) | (対象) | (目的) |
|---------|-------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 社会福祉事務所 | 助産施設 | ・保健上入院助産が必要であるが経済的に困難な妊娠婦 | ・入所して助産を受けます。 |
| | 保育所 | ・保育を必要とする乳幼児 | ・必要な時間保育を受けます。 |
| | 幼保連携型認定こども園 | ・教育並びに保育を必要とする乳幼児 | ・必要な時間教育並びに保育を受けます。 |
| | 母子生活支援施設 | ・保護を要する母子家庭 | ・入所して保護を受けるとともに自立に必要な指導・援助を受けます。 |
| | 児童発達支援センター | ・障害のある児童 | ・通園して自立に必要な支援を受けます。 |
| 児童相談所 | 乳児院 | ・保護者のない乳児、家庭の事情のために養育に欠ける乳児 | ・入所して養育を受けます。 |
| | 児童養護施設 | ・保護者の監護を受けられない児童や虐待を受けている児童 | ・入所して保護を受け、あわせて自立の支援を受けます。 |
| | 福祉型障害児入所施設 | ・障害のある児童 | ・入所して保護を受けるとともに自立に必要な知識・技能を身につけます。 |
| | 医療型障害児入所施設 | ・障害のある児童 | ・入所して保護・治療を受けるとともに自立に必要な知識・技能を身につけます。 |
| | 児童心理治療施設 | ・社会生活への適応が困難となった児童 | ・入所または通所し治療を受けます。 |
| | 児童自立支援施設 | ・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等 | ・入所して必要な指導により、自立に必要な支援を受けます。 |

※保育所、認定こども園については保育事業の項（17 ページ）を参照

2 里親

里親制度は、家庭環境に恵まれない子どもを、理解と熱意があり里親登録された家庭に委託して養育する制度です。令和7年4月現在、本市には里親387世帯が登録されています。

また、里親支援センター「ほだかの里」、里親養育包括支援機関委託事業等により里親支援を実施しています。

3 児童福祉センター

本市では、児童福祉の総合施設として児童福祉センターを設置しています。児童福祉センターには、中央児童相談所、中央療育センター、児童心理治療施設及び発達障害者支援センター（りんくす名古屋）が設置されています。

(1) 中央児童相談所

子どもに関するあらゆる相談に応じ、子どもとその家族について必要な調査・判定及び指導を行っています。千種・東・北・中・昭和・守山・名東区を担当区域としています。

(2) 中央療育センター

障害のある子どもの早期発見・早期療育の中核的機能を果たしています。医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、セラピスト等を配置し、障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な療育訓練を行います。また、就学前の障害のある子どもを対象に、基本的生活能力及び集団への適応性の向上をめざした療育を行うとともに、聴覚・言語障害のある子どもに聴能・言語訓練及び保育を行っています。

(3) 児童心理治療施設

児童心理治療施設「くすのき学園」は、入所部と通所部があり、不登校、家族の中での不適応・関係不調、被虐待、集団不適応等の心理的な困難を抱えた子どもに対して、心理療法、生活指導及び学校教育による総合的な援助を行っています。

(4) 発達障害者支援センター（りんくす名古屋）

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援の拠点として、ライフステージを通じて当事者及び家族、関係機関等を支援するネットワーク作り、必要な情報発信、支援者研修などの事業を行っています。

4 西部児童相談所・東部児童相談所

子どもに関するあらゆる相談に応じ、子どもとその家族について必要な調査・判定及び指導を行っています。西部児童相談所は西・中村・熱田・中川・港区を、東部児童相談所は瑞穂・南・緑・天白区を担当区域としています。

5 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

児童養護施設等を退所して就職した子ども等のうち、なお援助の必要な者に、起居を共にしながら対人関係・就労意欲・日常生活などについての相談援助を行い、社会的自立の促進を図っています。

6 地域子ども相談室（児童家庭支援センター）

より身近なところで、保護を要する子どもの問題や虐待などについて相談に応じたり、

児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導しています。

7 子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病等の社会的な理由により家庭において子どもの養育が一時的に困難となつた場合、乳児院、児童養護施設、里親家庭で一時的に養育します。

8 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

保護者のいない児童や保護者が養育できない児童を事業者の居住する住居において養育することで、家庭と同様な養育環境の中で児童間の相互作用を生かしつつ、豊かな人間性及び社会性を育み、児童の自立を支援しています。

9 児童養護施設等退所児童就労支援事業

児童養護施設等に入所している児童が施設退所後に自立して安定した生活を送れるよう に、自立援助ホーム等を運営している法人が行う施設退所前後における就労に関する相談・ 支援事業に対して、補助を行います。

10 施設等入所児童の自立支援事業

施設に入所する児童の特性を踏まえ、個別に支援する専任の職員を配置するため、児童 養護施設 12 か所及び自立援助ホーム 4 か所に対して補助を行い、児童の社会的自立を支 援しています。

また、児童養護施設等を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう、 市営住宅等を活用した社会的養育ステップハウス事業を実施しているほか、児童養護施設 等退所者への未来応援金事業を実施しています。

11 一時保護所等における子どもの意見表明等支援事業

児童相談所や施設の職員、里親とは異なる第三者（意見表明等支援員）が、一時保護所、 児童養護施設、里親家庭等の子どもの意見を聴取し、子どもが意見を表明する支援を行う ことにより、子どもの権利擁護の推進を図ります。

○ 障害児等への支援

1 地域療育センター

地域療育センターは、障害のある子どもが身近な地域で療育を受けられるように診療所と児童発達支援センターを一体的に運営しており、発達相談、診察や訓練、発達支援などを行なう専門機関として、市内 5 か所に設置されています。東部地域療育センターぽけっと、 南部地域療育センターそよ風、北部地域療育センターよつばにおいて、地域支援・調整部門を設置し、運営しています。また、中央療育センター、西部地域療育センターにおいて、 初診前サポート事業を実施しています。

| 名 称 | 担 当 区 域 |
|---------------|----------------|
| 中央療育センター | 中・昭和・瑞穂・熱田・天白区 |
| 西部地域療育センター | 中村・中川・港区 |
| 北部地域療育センターよつば | 東・北・西区 |

| | |
|----------------|-----------|
| 南部地域療育センターそよ風 | 南・緑区 |
| 東部地域療育センターぽけっと | 千種・守山・名東区 |

2 児童発達支援

在宅の障害のある未就学の子どもが、日常生活における基本的動作を習得するとともに、集団生活に適応することができるよう身体及び精神の状況や環境に応じて適切な支援を行っています。

3 放課後等デイサービス

学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害のある子どもが、生活能力の向上のために必要な訓練を受けるとともに、社会との交流を図ることができるよう身体及び精神の状況や環境に応じて適切な支援を行っています。

4 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にある障害児であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

5 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等（以下「保育所等」）を現在利用中の障害のある子どもが、保育所等における集団生活適応のため専門的な支援が必要な場合に、保育所等訪問支援事業者が保育所等を訪問し、集団生活への適応及び安定した利用を促進するための支援を行っています。

6 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に、障害児の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等の支援を行っています。

7 障害児入所支援

障害児入所施設に入所または指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行っています。また、障害児のうち肢体不自由児に対してはあわせて治療も行っています。

8 いこいの家事業

市内 16 か所において、言葉や心身の発達に特性のある子どもとその親に対して療育訓練や相談助言を行うとともに、親相互の親睦を図っています。

9 児童発達支援センターの利用者負担軽減

中央療育センターや地域療育センター等において障害のある子どもの療育等を実施するにあたり、早期療育の機会を保障するとの観点から児童発達支援センターの利用者負担(食費等実費)について、本市独自軽減を実施しています。

10 障害児施設等利用者負担額の無償化

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児に係る障害児等利用者負担額につい

て無償化を実施しています。

さらに、3歳未満児の障害児等利用者負担額についても、本市独自に無償化を実施しています。

11 発達障害者支援

発達障害者支援センター（りんくす名古屋）において、発達障害に関するさまざまな問題についての相談に応じ、適切な指導・助言を行っているほか、支援者養成のための研修等の実施や発達障害についての理解を深めるための啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化を進めています。

また、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施します。

12 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成し、難聴児の言語訓練と生活適応訓練の促進を図っています。

13 医療的ケア児の支援に関する連携の推進

人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療的ケアを必要とする児童とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議を設置し、支援に関わる各関係機関（医療・保健・障害福祉・児童福祉・教育等）の連携を進めるとともに、医療的ケア児等コーディネーターへの助言等を行う医療的ケア児支援スーパーバイザー事業や、医療的ケア児の保護者同士が交流し、悩みや困りごとを共有・相談することができる医療的ケア児子育てサロン事業などを実施しています。

14 こどもホスピスへの支援

病気や重症心身障害などにより、生命を脅かされる状況にある子ども（以下「L T C の子ども」）とその家族が安心して過ごすことができるよう、L T C の子どもの実態調査に関する協議会を設置し、こどもホスピスへの支援に向けた検討を行っています。

15 在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置購入補助事業

人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等が、災害による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の購入に係る費用の全部又は一部について補助することにより、障害児者及び難病患者等が災害発生時において安心して生活を送ることができる環境づくりを行います。

○ 配偶者からの暴力（D V）被害者等の相談支援

1 女性と子どもの福祉的支援

各区役所・支所に相談員を配置し、配偶者からの暴力（D V）被害者及びその他の女性の自立支援にかかる相談及び援助を行っています。

2 配偶者暴力相談支援センター業務

配偶者からの暴力（D V）被害者からの相談を受け、保護命令の申立てに対する支援や関係機関との総合的な調整等を行っています。土日祝日は民間団体へ委託してD V被害者ホットライン事業を行い、切れ目のない支援を行っています。また、相談につながりやすくするため、民間団体へ委託してD V被害者S N S相談事業を行っています。

3 緊急時における安全の確保

一時保護前に緊急に保護を必要とする女性・母子等に対し、一時的に民間宿泊施設に宿泊させる緊急宿泊事業を行っています。また、男性等DV被害者については、安全確保事業を行っています。このほか、民間一時保護施設(シェルター)を運営する団体に対して補助金を交付しています。

4 配偶者からの暴力（DV）被害者とその子ども等の生活支援

一時保護所等を退所した配偶者からの暴力（DV）被害者とその子ども等の生活を支えるため、中期滞在支援事業及び裁判所等への付添等を行う見守り・同行支援事業のほか、親子関係の回復などをめざす親子支援プログラム事業や専門家等による心理的ケアが必要な親子に対して親子カウンセリング事業を行っています。

また、配偶者からの暴力（DV）被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報交換することにより、精神的な回復を図るサポートグループ事業を行っています。

このほか、通訳を必要とする配偶者からの暴力（DV）被害者や児童の相談・保護等に適切に対応し、安心して生活することができるよう、通訳派遣事業を行っています。

5 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱えた若年女性について、繁華街の夜間見回り等による相談支援や、SNSを活用した相談支援等を委託により行う若年女性へのアウトリーチモデル事業を実施しています。

○ 児童虐待の対策

1 主な児童虐待防止事業

(1) 児童虐待防止の広報啓発

名古屋市児童を虐待から守る条例で定める「児童虐待防止推進月間」（5月・11月）に市民を対象とした啓発イベントを実施しています。また、子ども・子育ての相談カードや啓発用パンフレット、ポスター等を作成、配布し、市民や関係機関などの関係者への広報啓発を行っています。

(2) 子ども電話相談事業（なごやっ子SOS）

児童虐待に限定せず、子育ての悩みや不安に関する相談を受け付け、児童虐待の発生予防及び早期発見を図る電話相談事業を実施し、24時間・365日対応しています。（電話番号：761-4152）

(3) 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだとき、子ども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口として、SNSを活用した相談事業を実施し、24時間・365日対応しています。

(4) 関係機関との連携

児童虐待やいじめなど子どもに関する問題について、関係機関が必要な情報交換を行い、支援の内容について協議を行う「なごやこどもサポート連絡協議会」を設置しています。また、各区単位で「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置し、地域レベルでの関係機関の連携を行うとともに、個別ケースの状況把握や支援内容の検討などを実施しています。また、児童虐待対応業務システムを活用し、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が情報共有を迅速・的確に行うことにより、一層の連携強化を図っています。

(5) 養育支援ヘルパーの派遣

養育上の支援が必要な家庭に対し、子どもの安全確認を行うとともに、保護者の家事・育児技術の向上と家庭における養育環境の改善を図るために、養育支援ヘルパーを派遣しています。

(6) 特定妊婦訪問支援事業

精神的な不安や養育環境上の問題などを抱えていることから、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、助産師の継続的な家庭訪問による支援を行う事業を実施しています。

(7) 家庭復帰支援事業

児童虐待により、施設入所している児童とその保護者に対し、家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助しています。

(8) 児童虐待再発防止のための保護者支援事業

児童虐待により児童相談所が在宅で継続的に指導を行うことが必要な家庭に対し、保護者支援プログラムを用いて、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法などを保護者が習得できるように支援する事業を実施しています。

(9) なごやすくすくボランティア養成講座

児童虐待の予防を目的として、地域における子育て家庭の見守りや子育て支援活動へ参加していただくボランティアの養成講座を実施しています。

(10) 児童虐待発生予防のための保護者支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、子育てへの意欲や希望を向上させるとともに、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者の心情に寄り添ったカウンセリングやペアレントトレーニングを実施しています。

(11) 子育て学び支援事業

児童虐待の発生予防のため、これから親になる方も含めて子育てを学ぶ機運を醸成し、様々な場面で子育てを学ぶことができるよう講座等を実施しています。

(12) 動物介在・療法事業（アニマルセラピー）

一時保護児童及び児童虐待等に係る聞き取り（司法面接）対象児童のストレス軽減を図るため、犬とのふれあい事業を主に中央児童相談所にて実施しています。

(13) 委託一時保護における精神科医療機関との連携強化

入院治療が必要とされる児童の受け入れを行う精神科医療機関に対し、受入加算を行っています。

(14) 通訳等派遣事業の実施

一時保護児童の保護者等のうち通訳又は翻訳が必要な場合における通訳等派遣事業を実施しています。

2 児童相談所の体制強化

令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,371件、被虐待児童の一時保護件数は1,191件となり、高い水準で推移しています。児童虐待事案に対して迅速・的確に対応するため、主に以下の体制強化を図っています。

(1) 緊急介入・初期対応班の設置

各児童相談所に「緊急介入・初期対応班」を配置し、児童相談所における緊急介入体制の総合力・機動力を向上させ、児童の安全確保を最優先とした迅速な一時保護を行っています。

(2) 愛知県警との連携

中央児童相談所に現職警察官1名、各児童相談所に警察官OBの警察連絡調整員を各

1名配置し、警察機関との連絡調整、安全確認、立ち入り調査等を円滑にかつ効果的に行ってています。また、児童相談所が受け付けた児童虐待事案全件について、情報共有を行っています。

(3) 弁護士資格を持つ担当課長の配置

児童虐待対応における安全確認、一時保護の実施や支援困難な保護者との面接、相談業務等において、法的対応の助言、指導を行うため、各児童相談所に弁護士資格を持つ任期付職員を担当課長として配置しています。

(4) 児童福祉司等の増員

令和7年度に児童福祉司5人（区役所・支所との兼務児童福祉司2人を含む）、児童心理司11人を増員しました。

3 区役所・支所の体制強化

市民に身近な窓口である区役所に児童虐待防止などを担当する組織を設け、児童相談所と連携しつつ、子どもの安全確認や地域での見守りなどに取り組んでいます。また、区役所・支所に児童虐待対応支援員を配置するとともに、児童相談所との兼務の児童福祉司を順次配置し、虐待対応体制を強化してきました。さらに、教育と福祉の連携強化に向け、全区役所・支所に子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーを併任配置するとともに、児童相談所との兼務の児童福祉司を順次増員しており、令和7年4月現在、12区・2支所において複数配置しています。

福祉・保健・教育の連携による妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施するため、こども家庭センターを順次設置しており、令和7年4月現在、8区において統括支援員を配置し、連携による支援体制の整備を実施しています。

○ ヤングケアラー支援

ヤングケアラーに関する理解や認識を高めるため、各関係機関の取組等に関して情報共有等を行い、一体となって支援を行うための連絡調整を行うとともに、広報啓発や関係機関・支援者向けの研修を実施しています。

また、SNS等を活用し、ヤングケアラーが悩みや問題を気軽に相談できる窓口の運営やイベント等を実施しています。

★ 保育事業

保護者の就労、病気等の理由により、保育を必要とする就学前の子どもについて、保育所、認定こども園、地域型保育事業での保育を行うとともに、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、「子どものための教育・保育給付」を行っています。

また、賃貸物件を活用した保育所等の設置を行うなど、待機児童対策に取り組んでいます。

さらに、核家族化の進行、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、様々な保育サービスが求められていることから、保育の質の確保を図りつつ、延長保育事業、休日保育事業、一時保育事業、病児・病後児デイケア事業など多様な保育サービスの提供に努めるとともに、地域子育て支援センター事業の実施など子育て支援機能の充実を進めています。

その他、認可外保育施設への立ち入り調査、指導監督を実施する等、児童福祉の向上に努めています。

1 保育所・認定こども園

保護者の就労、病気等の理由により、保育を必要とする就学前の子どもを保育する施設として、保育所・認定こども園が設置されています。

(1) 保育所

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、保育所保育指針に基づいた保育を行っています。

(2) 認定こども園

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいた教育・保育を行っています。なお、保育の必要性のない子どもの受入れを行っている施設もあります。

利用者負担額については、その世帯の市民税額により決定していますが、国が定める利用者負担額の一部を市費で負担することにより保護者負担の軽減を図るとともに、18歳未満の子どもを3人以上養育している方に対し、第3子以降で3歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもの利用者負担額の無償化を実施しています。また、多子及び低所得世帯の利用者負担額のさらなる軽減を実施しています。

さらに、幼児教育・保育の無償化として、3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用者負担額の無償化を実施しています。

2 地域型保育事業

保護者の就労、病気等の理由により、保育を必要とする0～2歳の子どもを、原則19人以下の少人数の単位で保育する事業所として、地域型保育事業が設置されています。

なお、利用者負担額及び利用申込み手続については、保育所と同様です。

(1) 小規模保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、1か所あたり6～19人の定員で、保育所保育指針に準じた保育を行っています。

(2) 家庭的保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、1か所あたり5人以下の定員で、保育所保育指針に準じた保育を行っています。

(3) 事業所内保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、事業所の保育施設等で、保育所保育指針に準じ、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育しています。

(4) 居宅訪問型保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、1か所あたり1人を定員とした、原則、医療的ケアを必要とする子どもで、集団保育が著しく困難であると認められる子どもを対象に、居宅において保育所保育指針に準じた保育を行っています。

3 保育所等利用待機児童対策

令和7年4月1日現在で、国の調査要領に基づく保育所等利用待機児童数は12年連続0人となりましたが、特定の保育所等を希望する等の理由により保育所等を利用できていない方が1,098人いることに加え、保育ニーズが増加している実情を踏まえ、必要な地域を精確に見極めたうえで、賃貸物件を活用した民間保育所等の設置や既存施設を活用した整備を行うなど、様々な手法により引き続き待機児童対策を進めています。

令和7年度には、賃貸物件を活用した民間保育所等2か所の設置、既存施設を活用した整備を5か所実施するとともに、「保育案内人（ほいくあんないびと）」の全区・支所配置等、個々のニーズに即した、きめ細やかな相談支援を実施しています。

また、待機児童対策を進める上で保育士の確保が必要不可欠であるため、保育士確保に向けた取り組みとして、保育士資格の取得支援とともに、「民間保育所等保育士宿舎借上げ支援事業」等の保育士確保対策を実施しています。

4 私立幼稚園における預かり保育拡充事業

私立幼稚園が、保育所等の利用基準に準じた保育を必要とする園児を対象に、教育時間終了後の夕刻や夏休み等に預かり保育を行った場合に補助する事業を実施しています。

5 保育案内人（ほいくあんないびと）

保育所等の利用を希望する保護者等に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即した、きめ細やかな相談支援を専門的に行う「保育案内人（ほいくあんないびと）」を、全16区役所・6支所に配置しています。

6 多様な保育サービス

多様化する保育ニーズに応えるため、次のように保育サービスの充実を図っています。

(1) 延長保育事業

概ね午後7時（一部の保育所等では概ね午後8時、概ね午後10時、概ね午前0時）までの延長保育を行っています。

(2) 夜間保育事業

夜間に、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児の保育を行っています。

(3) 休日保育事業

保育所等が休みとなる日曜、祝日に保護者の勤務等により保育ができない場合の保育

ニーズに対応するために、各区1か所で行っています。

(4) 産休あけ保育

働く母親が出産後も継続して勤務できるように産休あけ（原則として生後57日目）からの保育を行っています。

(5) 障害児保育

障害児と健常児が共に育つ、統合保育の理念に基づき、集団保育が可能な障害児を受け入れています。

(6) 医療的ケア児保育支援事業

医療的ケア児の受け入れを促進するため、保育所等の体制整備を支援する事業を実施しています。

(7) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

産休あけ・育休あけの職場復帰の時に利用する保育所等をあらかじめ予約できる制度を実施しています。

(8) 一時保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（非定型）や保護者の傷病などによる緊急時の保育（緊急）、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ）を行う事業を実施しています。

また、公立保育所では、現行の職員体制や施設設備等の既存の資源を活用し、リフレッシュ保育に特化した「リフレッシュ預かり保育事業」や区役所や保健センター等と連携し、育児不安等のある世帯を週1～2回の定期的な預かり保育につなぐ「未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実施しています。

(9) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

幼稚園または認定こども園（以下「幼稚園等」）に在籍する、名古屋市内に住所を有する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後や夏休み等に当該幼稚園等で一時預かり保育を行う事業を実施しています。

(10) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

預かり保育を実施している幼稚園で、原則平日の8時間、名古屋市内に住所を有する保育の必要性があると認定を受けた2歳児を受け入れています。

(11) 24時間緊急一時保育事業

突然の保護者の病気や事故、または急な残業や出張、育児不安などで一時的に保育ができない場合の保育ニーズに対応するために、認可保育所において24時間365日、未就学児を受け入れる事業を実施しています。

(12) 病児・病後児デイケア事業

医療機関型では、病気または病気回復期にあり集団保育が困難な0歳から小学校6年生までの子どもを、医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業を実施しています。

また、単独型及び保育所型では、病気回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもを対象として、事業を実施しています。

(13) 幼稚園等幼児教育振興事業

幼稚園等における幼児教育の機会均等及びその振興を図る目的で、教育用及び子どもの安全管理にかかる設備・備品等を購入するための費用を補助する事業を実施しています。

(14) 実費徴収等にかかる補足給付事業

経済的に困難な家庭を支援すること等を目的として、幼稚園及び保育所等を利用する子どもの保護者に対し、就学前の教育・保育施設に必要な物品の購入費等の全部又は一部を支給する事業を実施しています。

(15) 認定こども園特別支援教育・保育事業

認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業を実施しています。

(16) 子育て支援施設等利用給付の支給（利用料の無償化）

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育を必要とする3～5歳の子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料について、上限の範囲内で給付費を支給しています。

(17) 多様な集団活動事業の利用支援

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付する事業を実施しています。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和7年10月から、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、月10時間の範囲内で、保護者の就労要件等を問わず、保育所等に通園できる事業を実施します。

7 地域子育て支援センター事業

保育所等を地域における子育て支援センターとして位置づけ、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、地域の子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の収集及び提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、地域及び関係機関との協力・連携等を行っています。

8 エリア支援保育所事業

公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78か所まで集約化し、保育の質の向上と、地域の子育て家庭への支援に取り組んでいくため、「エリア支援保育所」として機能強化を図りつつ、リニューアル改修等を進めることとしています。

エリア支援保育所は、民間保育所等と一体となって保育の質を高め合うとともに、地域の全ての子どもや子育て家庭を支援するために、研修等の事業の企画、調整及び関係機関同士のネットワーク構築のためのコーディネート等を行っています。

★ 子ども・親総合支援、ひとり親家庭等への支援

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進してまいります。

また、ひとり親家庭等の自立を促進し子どもの健やかな成長を支援するため、「第5期ひとり親家庭等自立支援計画」（計画期間：令和7～11年度）に基づき、就業支援や経済的支援など総合的な支援に取り組んでまいります。

○ 子ども・親総合支援

1 家庭訪問型相談支援事業

さまざまな悩みを抱える子どもや保護者に対し、家庭訪問による相談を行い、子どもや保護者の孤立化を防ぎ、寄り添いながら悩みを聞き、不安等を軽減することで、子どもが自分の将来に意欲をもてるようになるための支援を行います。

2 子どもの権利擁護機関

名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく子どもの権利擁護機関として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を設置・運営しています。なごもっかでは、子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進しています。

3 その他

「高校生世代への学習・相談支援事業」や「ナゴヤ型若者の就労支援」などの事業も含め、「ナゴヤ子ども・親総合支援庁内連絡会議」で協議しながら、子ども・親総合支援の推進を図ります。

○ ひとり親家庭等への支援

1 母子・父子家庭相談

各区役所・支所に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の生活一般や児童の養育に関する事、職業能力の向上及び求職活動の支援に関する事、経済的支援に関する事など総合的な相談・指導を行っています。

また、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行うひとり親家庭応援専門員を配置しています。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付けを行っています。また、寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るた

め、寡婦福祉資金の貸付けを行っています。

3 寡夫世帯への貸付事業

寡夫等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、寡婦福祉資金の貸付けを行っています。

4 母子家庭等自立支援センター事業

母子家庭の母等の自立を支援することを目的として、就業支援や養育費等の相談に関する事業を、愛知母子・父子福祉センター（本市と県及び県内中核市の合同事業）において行っています。また、名古屋市在住のひとり親家庭の就業支援・相談の拠点として、ひとり親家庭就業自立支援センタージョイナス・ナゴヤを運営しています。

（1）就業支援関係

① 就業促進活動

就業支援員を配置して、企業等への雇用啓発、求人開拓を行っています。

② 求人情報提供

就業促進活動で得た求人情報等を提供しています。

③ 就業支援講習会

ライフプランや在宅就業に関する知識を身に付けるガイダンス講習や就業に有利な資格・技術の習得の支援を目的とした講習会を実施しています。

④ キャリアカウンセリング

適性、能力、希望や過去の職歴などに応じた職業選択の方法やキャリアアップの方法について、専門資格を持ったキャリアカウンセラーによるカウンセリングを実施しています。

⑤ 心理カウンセリング

心理的なケアが必要とされる相談者に自立に向けた専門的な支援を行っています。

（2）その他（愛知母子・父子福祉センターのみで実施）

① 法律相談事業

経済上の問題などについて弁護士による相談を行っています。

② 養育費相談事業

相談員による電話相談及び司法書士等による面接相談、書類作成支援、同行支援を行っています。

③ 電話相談

生活や育児等の悩み事の相談を行っています。

5 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

養育費が不払いになった際に、強制執行を可能とするための債務名義取得を目的とする公正証書の作成や家庭裁判所での調停等にかかる費用を補助しています。

6 養育費保証料補助事業

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助しています。

7 自立支援教育訓練給付金

就職・転職・スキルアップのために「資格がとりたい」、「技能を身につけたい」というひとり親家庭の母又は父が指定を受けた講座を受講した場合に、受講料の60%（上限あり）。雇用保険の教育訓練給付金を受給できるときはその受給額を差し引いた額。また修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%を追加支給。（上限あり。最大85%の支給。））を支給しています。

8 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父の修学期間中の生活の安定を図るため、6月以上所定の資格取得のために養成機関で修学する場合に、毎月一定額を支給しています。（上限4年）

また、修学修了後、修了支援給付金を支給しています。

9 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修学するひとり親家庭の母又は父に対し、資格取得を促進し、自立の促進を図るため、事業主体である愛知県母子寡婦福祉連合会を通じて入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付けを行っています。

10 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親子の就職を困難にしている学歴の問題を解消し、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を支給しています。

11 児童手当

高校生年代までの児童を養育している方に対して児童手当を支給しています。

手当の額(月額)

| | | |
|----------|---------|---------|
| 0歳～3歳未満 | 第1子・第2子 | 15,000円 |
| | 第3子以降 | 30,000円 |
| 3歳～高校生年代 | 第1子・第2子 | 10,000円 |
| | 第3子以降 | 30,000円 |

※第1子、第2子などの数え方は、0歳の子どもから、22歳に到達した年度の3月31日を迎えていない年齢までの子どもの人数を、年齢が上の子どもから順に数えます。

12 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくせず（父又は母が一定の障害の状態にある場合を含む）18歳に

達する日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害の状態にある場合は20歳未満の）児童を養育している父又は母や、父母がいないために、これらの者に代わって養育している方に対して、児童扶養手当を支給しています。公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当を支給しています。また、一定の所得制限があります。

手当の額（月額）

| | |
|---------|---|
| 児童1人の場合 | 全部支給 46,690円 一部支給 46,680円～11,010円 ※受給者本人の所得に応じて10円刻み |
| 児童2人の場合 | 児童1人の場合の月額に、以下の金額を加算 全部支給 11,030円 一部支給 11,020円～5,520円 |

13 ひとり親家庭手当

父又は母と生計を同じくせず（父又は母が一定の障害の状態にある場合を含む）18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父又は母や、父母がいないためにこれらの方に代わって養育している方に対して、ひとり親家庭手当を支給しています。支給期間は、支給開始から3年間です。ただし、離婚等支給要件に該当してから7年経過で対象外となります。また、一定の所得制限があります。

手当の額（月額）

| |
|--|
| 児童1人につき（全部支給）1年目9,000円、2年目4,500円、3年目3,000円 (一部支給) 1年目4,500円、2年目3,000円、3年目3,000円 |
|--|

14 ひとり親家庭等生活支援事業

疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭又は寡婦世帯、寡夫世帯、離婚前の方にヘルパーを派遣し、家事や介護の援助を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において、一時的に児童を預かる子育て支援を実施しています。

15 中学生の学習支援事業

ひとり親家庭の中学生を対象に、学習習慣を定着させ、学習及び進学の意欲や、児童の自立への意識を醸成するとともに、児童の居場所づくりの活動や保護者の養育支援などを総合的に実施することで、対象世帯の自立を促進することを目的とした学習支援を実施しています。

なお、健康福祉局の生活保護世帯等を対象とする事業と一体的に進めています。（令和6年度市内150か所（うち子ども青少年局分118か所））

また、中学生の学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した児童等を対象に、自主学習の場の提供による高校生活への定着支援や職業・進路等様々な悩みに対する相談支援など包括的な支援を市内150か所（うち子ども青少年局分118か所）で実施しており、学習面の支援の強化としてオンライン学習支援サービスを活用しています。

16 ひとり親家庭等への大学受験等補助

進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、大学等受験料及び模試費用の補助を行うことで、経済的課題を抱えるひとり親家庭や住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しします。

17 ひとり親家庭休養ホーム事業

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、国民宿舎などの宿泊施設を指定し、1泊2日で利用する場合の基本料金を、また、日帰りで手軽に利用できる遊園地などを指定し、その入場料金等を本市が負担しています。

18 福祉向け市営住宅（ひとり親世帯向け）

配偶者のいない女子又は男子であって20歳未満の子を扶養している世帯で住宅に困窮している世帯に福祉向け市営住宅をあっせんし、その世帯の福祉の増進を図っています。
(年2回受付、公開抽選)

19 上下水道料金の軽減

児童扶養手当を受給している世帯の経済的負担の軽減を図るため、水道料金及び下水道使用料の減免を行っています。

20 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

ひとり親家庭の子どもに対して、基本的な生活習慣、学習習慣及び協調性を身につけるとともに、自己肯定感の獲得や、将来への自立意欲を高めていくために、家庭でも学校でもない第3の居場所を提供する事業を実施しています。

21 ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業

ひとり親家庭に親子の交流を促進するとともに、子どもが意欲や自己肯定感を醸成し、将来を考える機会としてももらうため、プロによる文化・スポーツの体験と鑑賞を行う機会を提供する事業を実施しています。

22 市有施設優待利用事業

ひとり親家庭の親子のふれ合いや体験の機会を提供するため、市有施設の利用を優待する事業を実施しています。

23 ひとり親家庭職業体験事業

ひとり親家庭の子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに、ひとり親家庭の親子及び親同士の交流を促進するため、職業体験会等を実施しています。

24 子どもの貧困対策

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」において「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含し、施策の一つである「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進」に子どもの貧困対策に資する主な事業を位置付け、総合的な施策の推進を実施しています。

このほか、子ども食堂の開設を支援するため、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施するとともに、子ども食堂の運営についても支援するため、活動運営にかかる経費の補助を実施しています。

○ 子どもの体験活動拠点の設置事業

ライフキャリア支援を切り口とし、子どものたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供するため、子どもの体験活動拠点の設置に向けた調査やモデル実施等を実施しています。

○ いじめ問題再調査

いじめ防止対策推進法等に基づき名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置し、教育委員会が設置する名古屋市いじめ対策検討会議の調査報告について、同種の事態の発生の防止等のため必要があると認めるときは、市長の求めに応じて再調査を実施します。

★ 子ども・若者への支援

青少年が健やかに育ち自立できるよう、少年期から青年期までを通じて様々な支援を行っています。

青少年育成に係る各団体をはじめとした地域との連携を図りながら、次代を担う子ども・青少年の健やかな育ちを支援するための環境づくりを進めるとともに、若者の主体性・社会性を醸成し、調和のとれた成長を図ることにより、若者の社会的自立を支援しています。

1 子ども会活動の推進

市内に1,393団体（令和6年度末現在）の地域子ども会が結成されています。

本市では、これらの子ども会活動や学区単位の子ども会活動、区の子ども会が実施するリーダー養成事業への助成を行うとともに、より魅力ある行事の企画や、情報発信、円滑な運営協力等の支援を実施するなど、地域活動の積極的な推進に努めています。

また、子ども会活動の振興に向け、これまでに実施した調査や有識者による検討会議等における検討結果を踏まえ、保護者負担の軽減などを基本方針とした「子ども会活動振興策の方向性」を令和6年12月に策定しました。

この「子ども会活動振興策の方向性」に基づき、子ども会の支援情報等をまとめたデジタルプラットフォームの構築や、子どもが主体となって企画・運営する子ども会活動を保護者以外の支え手として企業・NPO法人等が担う新たな形のモデル事業等を実施します。

2 児童館の運営

児童館は遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、市内16か所に設置しており、中・高校生世代を含むすべての利用者がより親しみをもって利用できるよう、「なごホーム」を施設の愛称として使用しています。

また、平成16年度から指定管理者によって管理運営されており、次の事業を行っています。

(1) 子どもの育成

自主的な遊び場の提供、季節行事や伝承遊びなどの行事、社会性・協調性の育成や体力の増進を図るクラブ事業、中高生が人や社会と関わり自主的に活動できるよう支援する中高生の居場所づくり事業等を実施しています。また、中高生の居場所づくり事業を拡充したモデル事業については、4館で実施しています。

(2) 子育て支援

乳幼児とその保護者を対象とした交流事業、子育て家庭に対する相談・支援、子育てサークル等への活動場所の提供等の事業を実施しています。

(3) 地域福祉の促進

地域住民等との交流事業、移動児童館事業、遊びのリーダーとして活動するボランティアの育成・支援等の事業を実施しています。

(4) 留守家庭児童の健全育成

留守家庭児童の健全育成を図る留守家庭児童クラブを設置しています。(熱田児童館、中川児童館、港児童館、天白児童館を除く。)

児童館の整備については、施設の長寿命化及び機能回復・向上のため、個別施設計画に沿った改修等を進めており、令和7年度には、中村児童館リニューアル改修工事及び中川児童館リニューアル改修工事等を実施しています。

3 とだがわこどもランドの運営

とだがわこどもランドは、子どもが水、緑、土といった自然豊かな中で、感性と創造力を育むことができるよう設置されています。屋外で自由に楽しく遊ぶための大型木製遊具や子どもの創造性を育てる「創造の部屋」等があります。指定管理者によって管理運営されており、自由に遊べる場の提供をはじめ、工作や調理等さまざまな企画事業を実施しています。

4 なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」

子どもたちが学校休業日を中心に学校外で様々な体験ができる事業の情報をホームページを通じて提供しています。

5 青少年健全育成の推進

青少年の健全育成の推進を図るため、各種事業を実施しています。

(1) 名古屋市青少年育成市民会議

広く市民の総意を結集し、市の施策と呼応しながら、市民総ぐるみの青少年健全育成活動を市内で展開しており、その活動を支援しています。

(2) 夏・冬の青少年をまもる運動

夏休みや年末年始の青少年の非行や事故防止をめざして、各区の安心・安全で快適なまちづくり協議会等の関係団体に働きかけながら、青少年への声かけ運動を中心とした取り組みを広く行っています。

(3) 青少年と社会環境に関する懇談会

青少年の健全育成にさまざまな影響を与えていたり現状の社会環境の問題について、青少年育成団体と関係業界とが、その現状について意見交換を行い、対策について協議することを目的として開催しています。

(4) 地域の世話やき活動の推進

“地域の子どもは地域で守り育てる”を合い言葉に、大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守りながら、ときには励まし、ときには注意や助言することにより、地域の連帯感と教育力を高めていくことを目的にした運動を推進しています。

(5) 街頭補導活動

少年が犯罪に巻き込まれることや非行に走ることがないよう、指導員による街頭補導活動を行い、少年の健全な育成を図っています。

6 成人の日記念事業

20歳を迎える若者が健やかに成長したことを祝い、その前途を励ますため、区または学区単位で、地域と共同して記念行事を実施しています。

また、対象者が主体的に関わることができるよう、若者の意見を促す取り組みや関心を高めるための情報発信等を行うモデル事業を実施しています。

7 子どものまち事業

子どもの社会参画を促進するため、子ども自身が企画・運営に参画しながら、さまざまな体験をすることで社会性、主体性を身につける「子どものまち」事業等を市内の各児童館等において実施しています。

また、各館を中心となって参加する子どもが集まり、取り組み状況について共有や意見交換をする機会を設け、子どもの意見形成の支援を図る「子どものまちミーティング」を実施しています。

8 子ども・若者の自立支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を送るうえで様々な困難を有する子ども・若者の自立に向け、「子ども・若者総合相談センター」を核としたネットワークによる総合的な支援を推進するとともに、若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで一貫した支援を行う「ナゴヤ型若者の就労支援」を実施しています。

(1) 子ども・若者総合相談センター

子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、総合相談機関としてあらゆる相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立に向けた伴走型相談支援を行います。また、金山プランチを設置し、若者が立ち寄りやすく、相談しやすいオープン型の交流スペースにおける相談やSNS相談も実施しています。

(2) 若者自立支援ステップアップ事業

市内2カ所において、電話やメールによる相談及び居場所の提供により、自立に向けた支援を行っています。ステップアップルームでは、一人ひとりの状況に応じた支援プランに沿って、各種支援プログラム（料理・工作・映画鑑賞会など）やセミナー、カウンセリングを実施しています。また、親支援サービスとして家族向け情報交換会や、ライフプランの作成なども実施しています。

(3) 若者自立支援ジャンプアップ事業

就労困難な状態にある若者が直ちに就労に就くことは難しい状況にある中で、厚生労働省「地域若者サポートステーション事業」として本市に設置されている「なごや若者サポートステーション」と連携し、就労意欲を取り戻した若者に対して、国が実施する事業に加え、本市として臨床心理士による相談や出張相談、保護者対象の勉強会等を設けるほか、企業と連携し、職場体験ができる機会を提供することで、就労につなげていく取組みを実施しています。

(4) 若者・企業リンクサポート事業

意欲があっても就労に結びつかない、あるいは短期離職を繰り返す若者が、本人の特性や能力に応じた働き方ができ、就職後も職場に定着することを目的として、若者の特性を踏まえた職業紹介を行うとともに、企業に対して若者の特性等への対応方法を提案するなど、若者と企業の両方を応援しています。

9 青少年交流プラザ

社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的に、青少年の居場所の提供をはじめ、青少年が中心となって、様々な事業の企画・運営や社会に参加・参画する活動を支援しています。また、分館である「青少年宿泊センター」では、

宿泊施設としての機能や立地条件を活かして、野外活動や体験活動等を実施しています。本館と分館を指定管理者が一体的に管理・運営し、青少年の育成を総合的に推進しています。

10 なごや高校生アクションプロジェクト事業

高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じて、主体的に参画できる大人の育成を図るとともに、社会参画への意義や必要性を学ぶ機会を提供しています。

11 学校内サロン推進事業

高校生が身近で安心できる学校という場において、様々な大人が関わりながら、自己開示や意見表明ができる取組を推進するため、市立高等学校に、生徒が気軽に立ち寄ることができる居場所（学校内サロン）の開設及び運営を行う団体に対して補助金を交付しています。

12 子ども・若者の居場所づくりモデル事業

家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者に対して、子ども・若者が多く集う場所に気軽に集まり安心して過ごせる居場所を提供するとともに、その中で支援が必要な子ども・若者に対し、効果的なアプローチを図っています。

★ 放課後施策の推進

次代を担う子どもたちの健やかな育成を図るために、自主性、社会性、創造性などを身につけることのできる機会を提供することを放課後施策の基盤として位置付け、その環境整備をすすめています。

また、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境及び子育てをしながら仕事を継続する人が働きやすい環境を整えていくため、令和4年11月に策定した「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」に基づき、放課後施策の量的拡充及び質の確保に取り組んでいきます。

1 トワイライトスクール

小学校施設を活用し、放課後等に子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることなどを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、教育事業としてトワイライトスクールを実施しています。

2 トワイライトルーム

小学校施設を活用し、すべての子どもを対象としたトワイライトスクールを基盤に、保護者が労働等により子育てへの援助を希望する家庭の子どもに対して、より生活に配慮した取り組み（選択事業）を行うトワイライトルームを実施しています。

3 留守家庭児童の健全育成

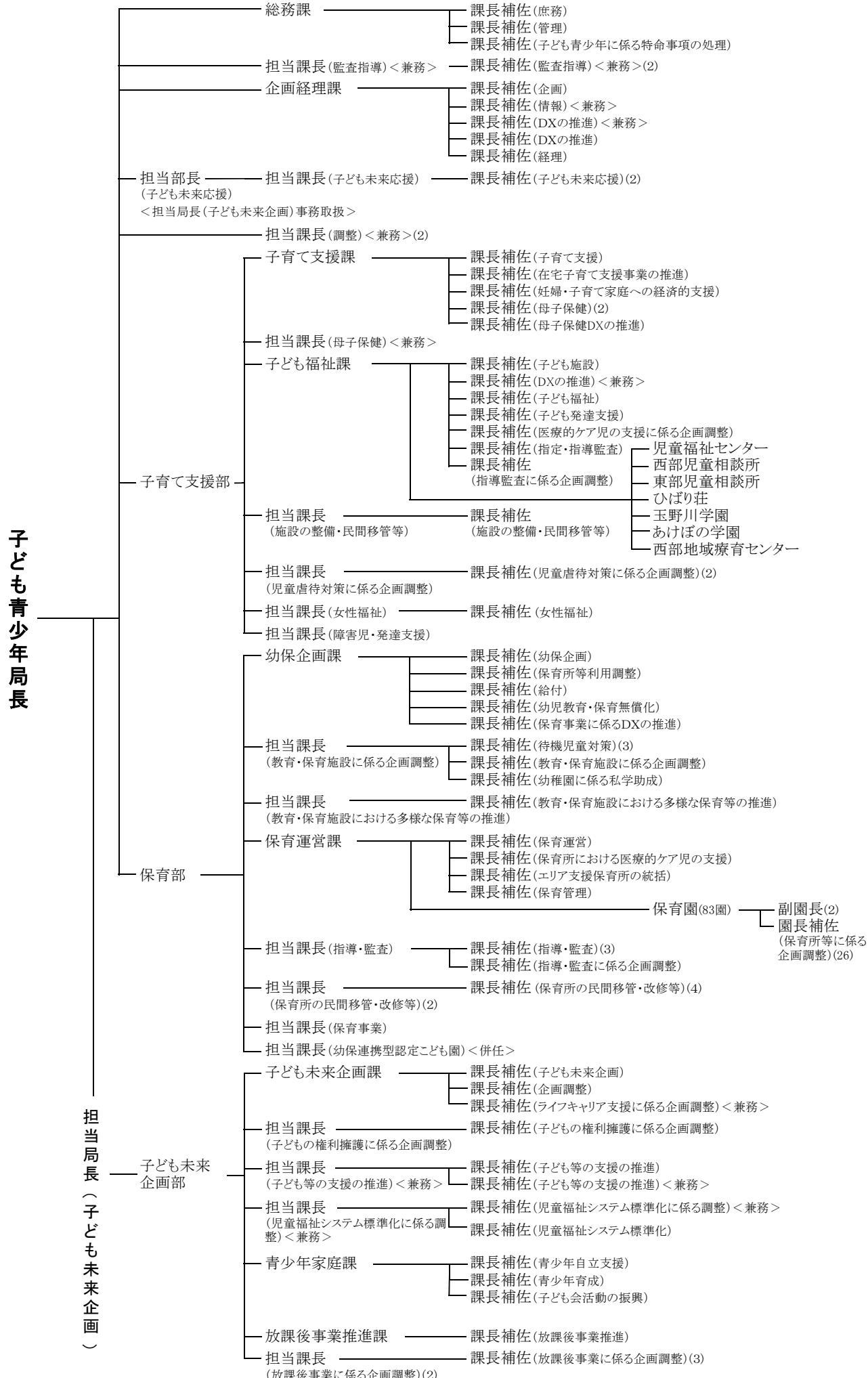
下校後、保護者が労働等により不在の児童の健全育成を図るために、留守家庭児童育成会に対し助成金を交付するほか、必要に応じて留守家庭児童専用室を設置するなど、この事業の推進を図っています。

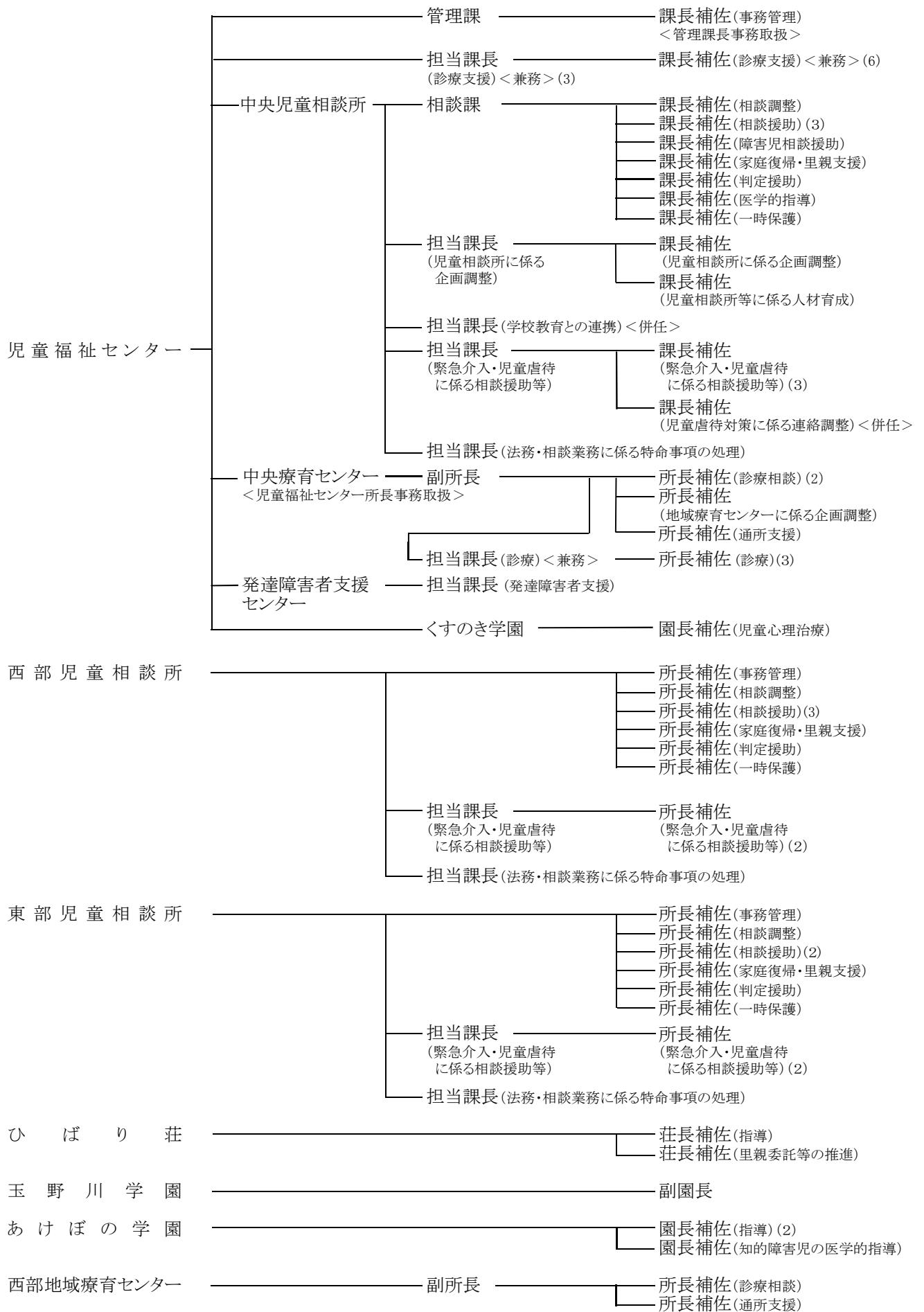


資 料 編

2 子ども青少年局の組織

令和7年9月1日現在





3 子ども青少年局の当初予算（令和7年度）

単位：千円

(1) 一般会計

歳 出

| | | |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 子ども青少年費 | 231,688,441 | |
| 子ども青少年費 | 231,688,441 | |
| | | 子ども青少年総務費 69,280,797 |
| | | 子ども保健医療費 21,141,360 |
| | | 保育費 103,384,649 |
| | | 子ども措置委託費 31,590,270 |
| | | 子ども青少年施設費 3,087,737 |
| | | 子ども青少年施設整備費 3,203,628 |
| 職員費 | 26,378,848 | |
| 子ども青少年職員費 | 26,378,848 | |
| | | 子ども青少年総務職員費 5,022,147 |
| | | 保育職員費 15,273,135 |
| | | 子ども青少年施設職員費 6,083,566 |
| 合計 | 258,067,289 | |

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

ア 歳 入

| | | |
|--------------|---------|-----------------------|
| 母子父子寡婦福祉資金収入 | 800,660 | |
| 事業収入 | 800,660 | |
| | | 母子福祉資金貸付金元利収入 744,222 |
| | | 父子福祉資金貸付金元利収入 20,009 |
| | | 寡婦福祉資金貸付金元利収入 32,008 |
| | | 雑入 4,421 |
| 繰越金 | 70,000 | |
| 繰越金 | 70,000 | |
| | | 繰越金 70,000 |
| 合計 | 870,660 | |

イ 歳 出

| | | |
|---------------|---------|-------------------|
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 870,660 | |
| 事業費 | 870,660 | |
| | | 事務費 660 |
| | | 母子福祉資金貸付金 800,000 |
| | | 父子福祉資金貸付金 40,000 |
| | | 寡婦福祉資金貸付金 30,000 |
| 合計 | 870,660 | |

4 子ども青少年局の所管施設（令和7年度）

令和7年9月1日現在

(1) 児童福祉施設等の状況

※定員の単位は人（母子生活支援施設のみ世帯）

| 種 別 | 市立 | | 社会福祉法人立 | | その他の法人立 | | 個人立 | | 計 | |
|-------------|-----|-------|---------|--------|---------|-------|-----|-----|-----|--------|
| | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 |
| 助産施設 | | | | 2 | 71 | | | | 2 | 71 |
| 乳児院 | 1 | 15 | 3 | 90 | | | | | 4 | 105 |
| 母子生活支援施設 | 2 | 60 | 3 | 70 | | | | | 5 | 130 |
| 児童厚生施設 | 17 | — | | | | | | | 17 | — |
| 児童養護施設 | 1 | 48 | 11 | 562 | 1 | 30 | | | 13 | 640 |
| 福祉型障害児施設 | 1 | 80 | 1 | 30 | | | | | 2 | 110 |
| 医療型障害児施設 | 1 | 90 | | | | | | | 1 | 90 |
| 児童発達支援センター | 2 | 95 | 6 | 241 | | | | | 8 | 336 |
| 児童心理治療施設 | 1 | 50 | | | | | | | 1 | 50 |
| 児童自立支援施設 | 1 | 96 | | | | | | | 1 | 96 |
| 児童家庭支援センター | | | 1 | — | | | | | 1 | — |
| 自立援助ホーム | | | 4 | 30 | | | | | 4 | 30 |
| ファミリーホーム | | | | | 1 | 5 | 14 | 83 | 15 | 88 |
| 里親支援センター | | | 1 | — | | | | | 1 | — |
| 保育所 | 83 | 8,137 | 245 | 21,629 | 117 | 8,286 | 3 | 349 | 448 | 38,401 |
| 認定こども園 | | | 71 | 10,615 | 41 | 6,870 | 3 | 385 | 115 | 17,870 |
| 小規模保育事業 | | | 34 | 456 | 136 | 2,083 | 5 | 81 | 175 | 2,620 |
| 家庭的保育事業 | | | | | | | 17 | 85 | 17 | 85 |
| 事業所内保育事業 | | | 1 | 8 | 9 | 174 | | | 10 | 182 |
| 居宅訪問型保育事業 | | | 1 | 1 | 7 | 7 | | | 8 | 8 |
| 母子・父子福祉センター | | | 1 | — | | | | | 1 | — |

(2) その他の施設の状況

| 施設名 | 施設数 |
|---------------|-----|
| 子ども・子育て支援センター | 1 |
| 児童福祉センター | 1 |
| 児童相談所 | 3 |

| 施設名 | 施設数 |
|-------------------------|-----|
| 女性自立支援施設 | 2 |
| 青少年交流プラザ（本館） | 1 |
| 青少年交流プラザ（分館「青少年宿泊センター」） | 1 |

※児童福祉センターには（1）児童福祉施設等の状況に記載した施設及び児童相談所
1施設も含む

5 子ども青少年局のあゆみ

| | | |
|--------------------|-----|--|
| 平成 18 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども青少年局発足 ・区役所区民福祉部組織変更 民生子ども課に主査（子ども家庭支援）設置 ・発達障害者支援センター（りんくす名古屋）開設 |
| | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策参与委嘱 ・休日保育事業開始 |
| | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室（ジョイナス.ナゴヤ）開設 ・区役所に女性福祉相談員配置 |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成 対象拡大（入院：～小学3年生） ・ひとり親家庭手当制度創設 |
| | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援ネットワークモデル事業開始 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもあんしん電話相談開始 ・高岳児童館改築により開設 |
| 19 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児デイケア事業開始 ・赤ちゃん訪問事業開始 ・配偶者暴力相談支援センター業務開始 ・DV被害者ホットライン事業開始 ・青少年交流プラザ（ユースクエア）開設 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援センター（758 キッズステーション）開設 |
| | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭優待カード「ぴよか」の事業開始 ・養育支援ヘルパー事業開始 ・「名古屋市保育施策のあり方指針」策定 |
| | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止「オレンジリボンキャンペーン」開始 ・名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度事業開始 |
| | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療費助成事業開始 |
| | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成 対象拡大（入院：～小学6年生）、所得制限撤廃 |
| 20 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども条例」施行 ・地域子育て支援ネットワーク事業本格実施 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもたちの豊かな放課後」の基本的な考え方策定 ・妊婦健康診査の拡充（健診の公費負担回数2回→5回） |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成 子ども医療費助成制度創設（乳幼児医療費助成と小学生医療費助成統合） 対象拡大（通院：～小学6年生 入院：～中学3年生） |
| | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども・子育て支援協議会」設置 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 ・瑞穂児童館移転改築により開設 |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランモデル事業開始（8か所） ・トワイライトスクール（所管を教育委員会から移管） ・宿泊青年の家を青少年宿泊センターに名称変更し、青少年交流プラザの分館として事業開始 ・妊婦健康診査の拡充（健診の公費負担回数5回→14回） |
| 21 年 度 | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・なごや子ども条例マスコットキャラクターの名前決定『なごっち』 ・「名古屋市公立保育所整備計画」策定 ・なごや子どもフォーラム開催 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）～」策定 ・「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」策定 |

| | | |
|--------------|------|--|
| 22 年 度 | 4月 | ・子ども手当制度創設 |
| | 5月 | ・児童福祉センター移転改築により開設、西部児童相談所開設 |
| | 7月 | ・賃貸方式による保育所分園開設 |
| | 8月 | ・児童扶養手当の支給対象拡大（父子家庭の父） ・なごや☆子どもCity 2010 開催 |
| 23 年 度 | 4月 | ・児童相談所に現職警察官配置開始（2か所） |
| | 5月 | ・名古屋市子育て応援サイト（携帯サイト）開設 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）開始 |
| | 7~9月 | ・夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により発生したニーズに対応するため、休日保育事業の実施か所数を緊急拡大（10か所→18か所） |
| | 10月 | ・子ども医療費助成 対象拡大（通院：～中学3年生） ・賃貸方式による保育所本園開設 |
| | 2月 | ・なごやすくすくボランティア養成講座開始 |
| | 3月 | ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 |
| 24 年 度 | 4月 | ・児童養護施設等退所児童就労支援事業開始 ・児童福祉法改正により放課後等デイサービス開始（障害児デイケア事業からの移行） ・児童虐待対策の拡充 〔児童虐待対策の企画・調整を担う専任組織である児童虐待対策室を設置 児童相談所に児童虐待への緊急介入・保護対応に特化したチーム創設（2か所） 児童虐待対策参与委嘱、中央児童相談所長の専任化〕 ・私立幼稚園における預かり保育拡充モデル事業開始（2か所） ・子ども手当制度から児童手当制度へ移行 |
| | 5月 | ・区役所支所の福祉業務拡充 〔保育所入所関係業務・ひとり親家庭支援関係業務等拡充 家庭福祉相談員・支所母子自立支援員配置〕 ・不育症専門電話相談窓口開設 ・リフレッシュ預かり保育事業開始（公立保育所118か所） |
| | 6月 | ・保育案内人（ほいくあんないびと）配置開始（8区） ・なごっちフレンズ創設 |
| | 7月 | ・母子保健システム稼動 |
| | 4月 | ・トワイライトスクール全校実施 ・放課後子どもプランモデル事業について、事業名をトワイライトルームとして本格実施（14校） ・「名古屋市児童を虐待から守る条例」施行 ・児童虐待対策の拡充 〔区役所に児童相談所兼務児童福祉司配置開始（5区） 区役所・支所に児童虐待防止推進員配置開始（16区・6支所）〕 ・家庭復帰支援員を配置し家庭復帰支援モデル事業開始（中央児童相談所） |
| | 6月 | ・子ども・若者総合相談センター開設 ・児童虐待等の電話相談を一本化し、なごやっ子SOSによる24時間365日対応 |
| | 7月 | ・24時間緊急一時保育モデル事業開始（1か所） |
| 25 年 度 | 8月 | ・子ども・若者支援地域協議会設置 |
| | 3月 | ・熱田児童館移転改築により開設 |
| | 4月 | ・産前・産後ヘルプ事業の拡充（派遣期間等を拡充） ・特定妊婦訪問支援モデル事業開始（5区） ・エリア支援保育所モデル事業開始（1か所） ・配偶者暴力防止参与委嘱 |

| | | |
|--------------|-----|---|
| | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・東部地域療育センターぽけっと開設 ・なごや妊娠SOS開設 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の中学生の学習サポートモデル事業開始（4か所） ・若者の社会体験支援事業開始 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」策定 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」策定 ・「第3期ひとり親家庭等自立支援計画」策定 ・児童虐待対応業務システム稼動 |
| 27 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対策の拡充（中央児童相談所に弁護士資格を持つ主幹配置） ・家庭復帰支援事業本格実施（中央・西部児童相談所） ・児童虐待再発防止のための保護者支援モデル事業開始（中央・西部児童相談所） |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケアモデル事業開始 ・地域子育て支援拠点事業開始 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 |
| 28 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対策の拡充（西部児童相談所に弁護士資格を持つ主幹配置） ・民間児童養護施設入所児童等自立支援事業開始（3か所） ・特定妊婦訪問支援事業本格実施 ・エリア支援保育所事業本格実施 ・利用者負担額（保育料）の多子世帯及びひとり親世帯等の軽減拡充 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業開始 ・24時間緊急一時保育事業本格実施 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産期サポーター配置（16保健所） ・中学生の学習支援事業（旧ひとり親家庭の中学生の学習サポートモデル事業）本格実施 ※健康福祉局の事業と一体的に実施 ・ひとり親家庭の子どもの居場所づくりモデル事業開始（2か所） ・ひとり親家庭応援専門員配置開始（4区） |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・なごや子育てアプリ NAGOMii（なごみー）配信開始 ・ひとり親家庭等生活支援事業拡充（子育て支援開始） |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・高等職業教育訓練促進資金貸付事業開始 |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査を開始 ・児童虐待対策の拡充 <div style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 児童虐待対策体制の再編及び中央児童相談所の機能強化を実施 （児童虐待対策室→子育て支援部及び中央児童相談所に企画・調整を担う 主幹・主査配置） </div> ・児童虐待防止推進員を児童虐待対応支援員に名称変更 ・児童虐待再発防止のための保護者支援事業本格実施 ・ひばり荘を改築し、若葉寮と統合して開設 ・利用者負担額（保育料）の多子世帯及びひとり親世帯等の軽減を拡充 ・子ども食堂推進事業費補助金創設 ・高校生の学習継続支援事業開始（36か所）※健康福祉局の事業と一体的に実施（合計68か所） |
| 29 年 度 | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉債権管理嘱託員配置開始（4区） ・自立支援教育訓練給付金拡充（雇用保険受給資格者へ対象拡大） |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年者自立支援ステップアップ事業（旧：若年者自立支援サテライト事業）開始（2か所） |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業開始 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第1期名古屋市障害児福祉計画」策定 |

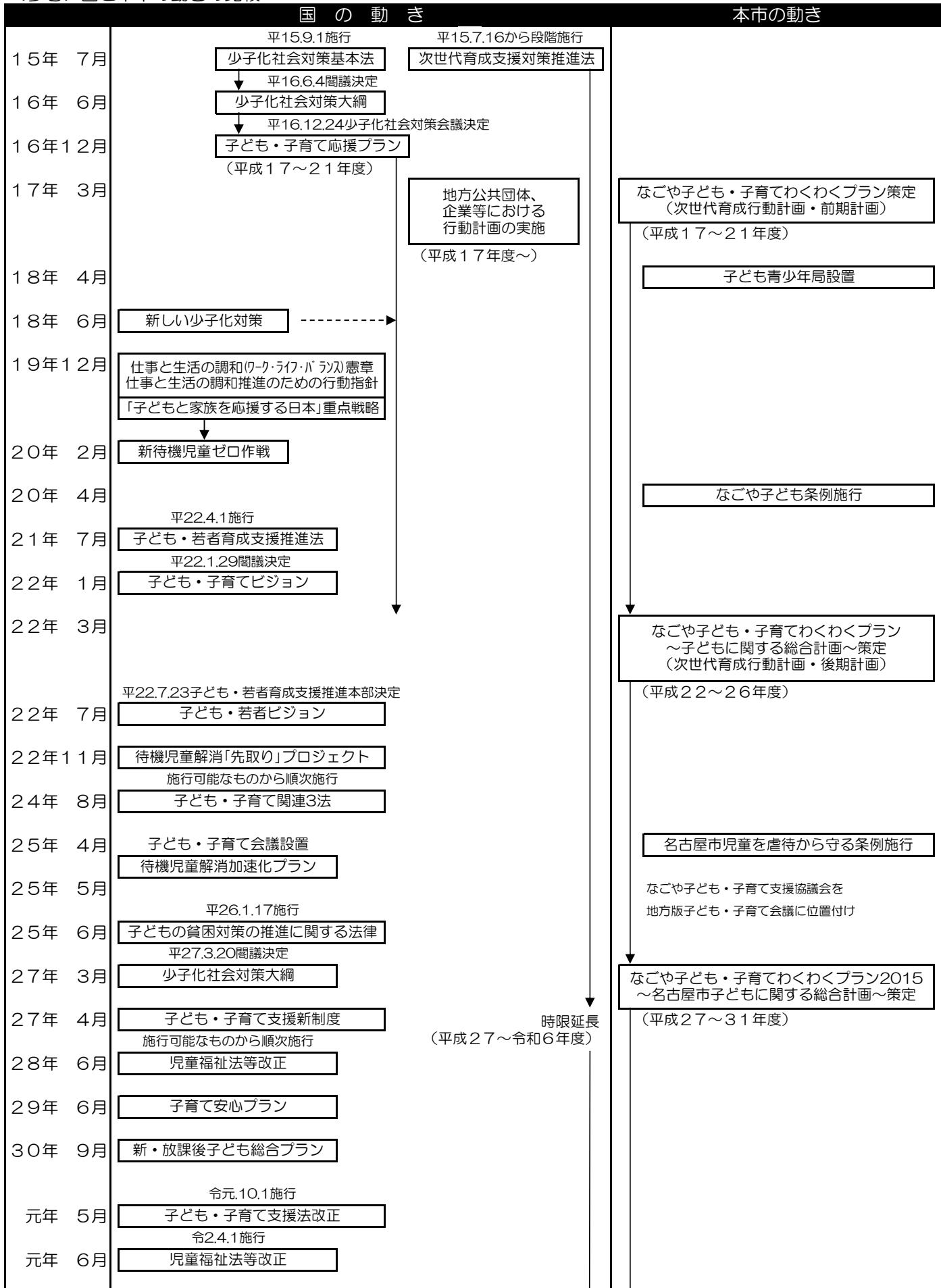
| | | |
|-----------------------|-----|--|
| 30 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対策の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所における児童虐待への緊急介入班を、緊急介入・初期対応班に再編し、相談援助を行う各係に設置 ・子ども・親総合支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> (子ども未来企画監及び子ども未来企画室の設置、子ども・親総合支援基金の設置) |
| | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・東部児童相談所開設 |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問型相談支援モデル事業開始 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもライフキャリアサポートモデル事業開始 |
| | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭市有施設優待利用事業開始 |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県警との児童虐待事案全件の情報共有開始 |
| 令 和 元 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業本格実施 ・児童虐待対策の拡充（児童相談所に警察連絡調整員の配置開始（3名）） ・高校生世代への学習・相談支援事業開始（高校生の学習継続支援事業から拡充） ※健康福祉局の事業と一体的に実施（合計150か所） ・若年者自立支援ステップアップ事業を若者自立支援ステップアップ事業に名称変更し、事業を拡充（親支援サービスを追加） ・若者自立支援ジャンプアップ事業開始 (旧：若者の社会体験支援事業、旧：地域若者サポートステーション連携事業を統合) ・名古屋市医療的ケア児保育支援モデル事業開始（2か所） |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域療育センター初診前サポートモデル事業開始 ・名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議設置 ・子ども・若者支援地域協議会にパートナー機関を設置 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化開始 ・子ども・若者総合相談センター金山プランチ開設（オープン型交流スペース及びSNS相談実施開始） ・若者・企業リンクサポート事業開始 ・子育て応援拠点事業開始 |
| | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成 対象拡大（入院：～18歳） ・「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」施行 同条例に基づく子どもの権利擁護機関として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（～3月） |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」策定（「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策についての計画」を包含） ・「名古屋市社会的養育推進計画」策定 ・「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」策定 ・「第4期ひとり親家庭等自立支援計画」策定 |
| 2 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改正 ・私立幼稚園における預かり保育拡充事業本格実施 |
| | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金の支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給（～3月） ・あけぼの学園改築により開設 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業本格実施 ・東部地域療育センターに地域支援・調整部門設置（地域療育センター初診前サポート事業本格実施） |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（～3月） |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査開始 |

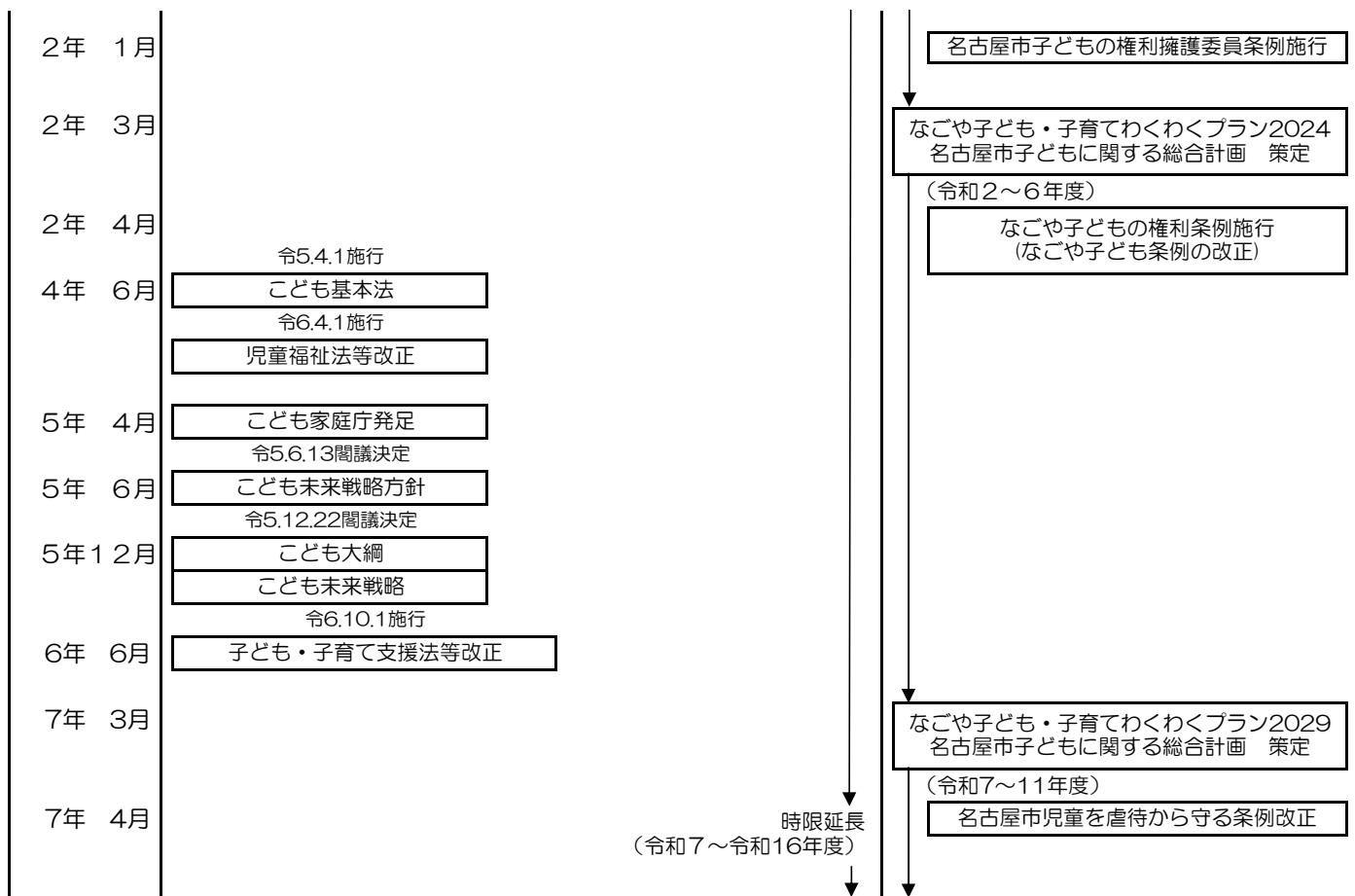
| | | |
|-----|-----|--|
| | 11月 | ・多胎児家庭支援モデル事業開始 |
| | 1月 | ・子ども医療費助成 対象拡大（入院：～高校生世代） |
| | 3月 | ・「第2期名古屋市障害児福祉計画」策定 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定 ・にじが丘荘移転改築により開設 |
| 3年度 | 4月 | ・高校生社会参画アクションモデル事業開始 ・名古屋市医療的ケア児支援サイト開設 |
| | 5月 | ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給（～3月） |
| | 7月 | ・不育症検査費用助成事業開始 ・養育費に関する公正証書作成費等補助事業開始 ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給（～3月） ・高等職業教育訓練促進資金貸付事業拡充（住宅支援資金の追加） ・学校内サロン推進事業開始 ・名古屋市DV被害者SNS相談事業開始 ・南部地域療育センターにおいて地域療育センター初診前サポート事業開始 |
| | 8月 | ・ナゴヤわくわくプレゼント事業開始 ・医療的ケア児支援スーパーバイザーモデル事業開始 ・名古屋市子ども会活動アシストバンク事業を試行実施 |
| | 9月 | ・家庭訪問型相談支援事業本格実施 |
| | 10月 | ・里親養育包括支援機関モデル事業開始 |
| | 12月 | ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給（～7月） |
| | 1月 | ・子ども医療費助成 対象拡大（通院：～高校生世代） |
| | 4月 | ・区役所・支所を子ども家庭総合支援拠点として位置づけ ・教育と福祉の連携強化（なごや子ども応援委員会スクールソーシャルワーカーを区役所（2区）に併任配置） ・名古屋市医療的ケア児保育支援事業本格実施 ・地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業開始 ・子どもライフキャリアサポートモデル事業を教育委員会所管「キャリアサポート事業」へ移管・統合 ・子どもの権利擁護機関における専門調査員の配置開始 ・若者・企業リンクサポート事業拡充（企業専門コーディネーター配置・就労支援員増員） |
| | 5月 | ・「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」策定 |
| 4年度 | 6月 | ・子育て世帯生活支援特別給付金の支給（～3月） |
| | 7月 | ・子どもの権利擁護機関における相談時間の一部延長を開始 |
| | 10月 | ・3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化開始 ・児童虐待発生予防等のための保護者支援事業開始 ・保育所等利用調整システムの検証実施 |
| | 11月 | ・「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」策定 |
| | 12月 | ・愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給（～3月） ・「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例」施行 |
| | 1月 | ・妊婦タクシー利用支援事業開始 ・子ども食堂への物価高騰対策支援事業実施（～3月） ・名古屋市寡夫福祉資金貸付金の開始 |
| | 2月 | ・親子のための相談LINE開始 |
| | 3月 | ・名古屋市妊婦・子育て家庭応援金の支給事業開始 |

| | | |
|-------------|-----|--|
| 5 年 度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・多胎児家庭支援事業本格実施 ・教育と福祉の連携（なごや子ども応援委員会スクールソーシャルワーカーを全区役所・支所に併任配置、児童相談所兼務児童福祉司の増員（6区）） ・子ども食堂等コーディネート事業開始 ・子ども食堂等運営補助金創設 ・児童館における中高生の居場所づくり事業を拡充したモデル事業開始（1館） |
| | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付金の支給（～3月） |
| | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・養育費保証料補助事業開始 ・子ども・若者の居場所づくりモデル事業開始 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・南部地域療育センターに地域支援・調整部門設置 ・中央療育センターにおいて地域療育センター初診前サポート事業開始 |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援モデル事業（オンラインサロンのモデル実施等開始） ・名古屋市立大学病院に「こころの発達診療研究センター」を設置 ・ひとり親家庭職業体験事業開始 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児健康診査において眼科検査屈折検査開始 ・名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業開始 |
| | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業に訪問型を追加 ・子ども食堂への物価高騰対策支援事業実施（～3月） ・物価高騰下におけるひとり親家庭への外出等支援実施（～3月） |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護機関における相談時間の拡大 ・子どもの権利擁護機関におけるLINE来所相談予約の受付開始 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3期名古屋市障害児福祉計画」策定 |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの設置（福祉・保健・教育の連携による支援体制の整備、統括支援員の配置（3区）） ・子育て学び支援事業開始 |
| 6 年 度 | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域療育センター及び北部地域療育センターにおいて地域療育センター初診前サポート事業開始 |
| | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子どもアンケート」開始 ・ひとり親家庭等への大学受験料等補助事業開始 ・医療的ケア児支援スーパーバイザー事業本格実施 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業開始 ・児童手当 制度拡充（高校生年代まで対象拡大など） ・ヤングケアラーのためのオンライン相談窓口「なごやヤングケアラーコネクトPocket」開設 ・一時保護所等における子どもの意見表明等支援事業開始 |
| | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 制度拡充（所得制限額の引上げなど） |
| | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども会活動振興策の方向性」策定 |
| | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援センター「ほだかの里」開設 |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童館の愛称を「なごホーム」に決定 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」策定（「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含） ・「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」策定 ・「名古屋市社会的養育推進計画 2029」策定 ・「第5期ひとり親家庭等自立支援計画」策定 |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市児童を虐待から守る条例」改正 ・高等職業教育訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）拡充（貸付限度額の引き上げ） ・ひとり親家庭等生活支援事業拡充（対象世帯に寡夫世帯を追加） |
| | | |

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「高校生社会参画アクションモデル事業」を「なごや高校生アクションプロジェクト」に名称変更し、本格実施 ・中央療育センターにおける児童発達支援センター（みどり学園、わかくさ学園、すきのこ学園）の一元化実施 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦タクシー利用支援事業の拡充（利用要件の緩和等） ・若年女性へのアウトリーチモデル事業開始 ・北部地域療育センターに地域支援・調整部門設置 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・結婚新生活支援事業開始 ・LTC の子どもの実態調査に関する協議会設置 ・医療的ケア児子育てサロン事業開始 ・ひとり親家庭等生活支援事業拡充（対象世帯に離婚前の困難を抱える世帯を追加） |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業の拡充（利用要件の緩和等） ・産前・産後ヘルプ事業の拡充（派遣期間を拡充） ・「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」開始 |

<参考>国と本市の動きの比較





6 なごや子どもの権利条例（全文）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条—第13条）

第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条—第19条の2）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条—第28条）

第6章 雜則（第29条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することをることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適當である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 意見を表明する機会が与えられること。

(2) 自分たちの意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るために、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るために、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
 - (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
 - (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援
- (子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。

- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和33年名古屋市条例第20号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第26条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

(1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）第2条

(2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）第2条の表

- (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）第2条の表
- (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第8号）第3条
- (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）第2条の表
- (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）第2条

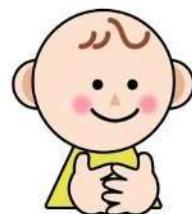
7 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」の概要

1 策定の趣旨、位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定しています。
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定しています。
- こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけています。
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進しています。

2 計画の期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間



なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっち

3 計画の対象

- すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

4 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちをつくります。

- (1) 子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
- (2) 子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち
- (3) 子どもの発達などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち
- (4) 子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち

5 めざす姿

本計画における対象それぞれの 10、20 年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示し、その実現に向け計画を推進していきます。

(1) 子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども

(2) 若者

自分の居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者

(3) 子育て家庭

保護者が仕事と家庭生活のバランスをはかりながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

(4) 社会

子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

6 成果指標

本計画の計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「令和 5 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「令和 5 年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と 5 年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 子どもにかかる成果指標

| 成果指標 | 現状値 (R5 年度) | 目標値 (R11 年度) |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| ① 自分のことを好きと答える子どもの割合 | 75. 6% | 86. 0% |
| ② いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合 | 69. 5% | 77. 0% |
| ③ まわりの子の意見を大切にしながらも、自分の意見を言える子どもの割合 | 55. 1% | 66. 0% |
| ④ 今の生活に満足している子どもの割合 | 83. 7% | 95. 0%以上 |

(2) 若者にかかる成果指標

| 成果指標 | 現状値 (R5 年度) | 目標値 (R11 年度) |
|-----------------------------|----------------|-----------------|
| ① ほっとできる場所、居心地のよい場所がある若者の割合 | 93.9% | 97.0% |
| ② 5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合 | 46.1% | 60.0% |
| ③ 他の人に必要とされていると感じる若者の割合 | 68.5% | 71.0% |
| ④ 社会のために役に立ちたいと思う若者の割合 | 93.2% | 96.0% |

(3) 子育て家庭にかかる成果指標

| 成果指標 | 現状値 (R5 年度) | 目標値 (R11 年度) |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| ① 保護者が子育てを通じて幸せを感じた割合 | 80.3% | 85.0% |
| ② 子育てに関する悩みや困りごとを相談する相手や場所がある保護者の割合 | 87.9% | 91.0% |
| ③ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合 | 47.3% | 35.0% |
| ④ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合 | 34.4% | 24.0% |

(4) 社会にかかる成果指標

| 成果指標 | 現状値 (R5 年度) | 目標値 (R11 年度) |
|--|----------------|-----------------|
| ① 子どもにとって大切な権利が保障されていると感じる子どもと保護者の割合 | 78.1% | 81.0% |
| ② 子ども・子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合 | 35.9% | 47.0% |
| ③ 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合 | 26.7% | 36.0% |
| ④ 名古屋市の子ども・子育て支援策に満足していない保護者の割合 (10 項目の平均) | 29.5% | 23.0% |

7 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていきます。

- (1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- (2) 当事者参画の視点
- (3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点
- (4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点
- (5) 多様な民間主体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点
- (6) 将来への希望の形成と実現をはかる視点

8 施策・事業

めざす姿の実現に向け、課題を解決していくための取り組みを20の施策として体系化し、各施策を推進する主な事業として271事業（※）を掲載しています。また、子ども、若者、子育て家庭を全力で応援する取り組みを局横断的に進め、子育てしやすい社会環境づくりを進めるため、事業のうち一部を「子どもの未来全力応援」として位置づけています。

| 施 策 | 事業数 (※) |
|--|------------|
| 施策1 子どもの権利を守り生かすことへの支援 | 12 |
| 施策2 子どもの健康・いのちの支援 | 23 |
| 施策3 安全・安心で快適に過ごせる環境づくり | 28 |
| 施策4 多様な居場所と交流・体験の支援 | 33 |
| 施策5 子ども中心の学びの支援 | 21 |
| 施策6 子ども・若者の未来の応援 | 6 |
| 施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 | 22 |
| 施策8 経済的負担の軽減 | 9 |
| 施策9 地域全体での子育て支援 | 14 |
| 施策10 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援 | 5 |
| 施策11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供 | 23 |
| 施策12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援 | 11 |
| 施策13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援 | 19 |
| 施策14 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援 | 23 |
| 施策15 社会的養育が必要な子どもへの支援 | 6 |
| 施策16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援 | 24 |
| 施策17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応 | 7 |
| 施策18 外国につながる子どもとその家庭への支援 | 11 |
| 施策19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進 | 47 |
| 施策20 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり | 12 |

※事業数は計画策定当時（令和7年3月）のものであり、各施策の事業数には重複掲載事業を含む。

9 子ども・子育て支援事業計画

施策を推進する事業のうち、法で規定される教育・保育等事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について記載しています。



統 計 編

[目 次]

| | |
|------------------------------|-----|
| 8 子ども青少年局の事業統計（令和6年度） | |
| 1 人口動態統計..... | 60 |
| 2 次世代育成支援..... | 64 |
| 3 子育て支援..... | 65 |
| 4 母子保健事業..... | 73 |
| 5 社会的養育..... | 81 |
| 6 障害児支援・発達障害者支援..... | 86 |
| 7 配偶者からの暴力（D V）被害者等の相談支援.... | 91 |
| 8 児童虐待の対策..... | 92 |
| 9 保育..... | 94 |
| 10 子ども・親総合支援..... | 102 |
| 11 ひとり親家庭等への支援..... | 104 |
| 12 子ども・若者への支援..... | 115 |
| 13 放課後施策..... | 121 |

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
一部の事業を中止又は縮小した。

8 子ども青少年局の事業統計（令和6年度）

1 人口動態統計

表1－1 本市の年齢階層別人口

| 年齢 | 令和2年 人 | 令和3年 人 | 令和4年 人 | 令和5年 人 | 令和6年 人 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数 | 2,324,877 | 2,325,916 | 2,325,778 | 2,326,683 | 2,331,264 |
| 0歳 | 17,958 | 17,139 | 16,432 | 16,044 | 15,040 |
| 1歳 | 18,581 | 17,518 | 17,119 | 16,468 | 16,044 |
| 2歳 | 19,012 | 17,355 | 17,210 | 16,810 | 16,239 |
| 3歳 | 19,022 | 17,970 | 17,102 | 16,977 | 16,633 |
| 4歳 | 18,802 | 17,993 | 17,817 | 16,944 | 16,777 |
| 5歳 | 18,158 | 18,423 | 17,888 | 17,696 | 16,892 |
| 6～11歳 | 111,605 | 111,544 | 110,487 | 109,348 | 108,521 |
| 12～14歳 | 55,404 | 56,255 | 56,286 | 56,148 | 55,913 |
| 15～17歳 | 55,952 | 54,933 | 55,004 | 56,001 | 56,600 |
| 18歳 | 19,446 | 18,774 | 19,309 | 18,548 | 18,871 |
| 19歳 | 21,389 | 21,225 | 19,756 | 20,342 | 19,843 |
| 20～24歳 | 133,012 | 135,346 | 136,810 | 134,431 | 133,975 |
| 25～29歳 | 141,175 | 146,903 | 149,380 | 153,049 | 157,459 |
| 30～34歳 | 137,875 | 139,647 | 138,518 | 139,304 | 142,417 |
| 35～39歳 | 148,606 | 147,417 | 145,846 | 143,767 | 140,974 |
| 40～44歳 | 161,016 | 155,091 | 151,633 | 149,448 | 148,745 |
| 45～49歳 | 186,817 | 184,856 | 178,626 | 171,028 | 164,339 |
| 50～54歳 | 163,673 | 180,243 | 183,820 | 187,057 | 188,369 |
| 55～59歳 | 143,723 | 148,341 | 153,681 | 158,706 | 163,508 |
| 60～69歳 | 250,667 | 249,881 | 250,469 | 253,213 | 258,554 |
| 70～79歳 | 264,243 | 270,267 | 266,739 | 263,839 | 258,010 |
| 80歳～ | 180,686 | 198,795 | 205,846 | 211,515 | 217,541 |
| 不詳 | 38,055 | — | — | — | — |

※令和2年までは各年4月1日、令和3年以降は10月1日

※令和3年以降は年齢不詳を補完した数値

表1－2 本市の出生数・婚姻数・離婚数

| 年・区分 | 出生数 | 出生率 | 婚姻数 | 婚姻率 | 離婚数 | 離婚率 |
|-------|--------|------|--------|------|-------|------|
| | 人 | | 組 | | 組 | |
| 昭和35年 | 28,125 | 17.7 | 16,780 | 10.5 | 1,172 | 0.74 |
| 40 | 41,070 | 21.2 | 21,131 | 10.9 | 1,591 | 0.82 |
| 45 | 40,727 | 20.0 | 22,320 | 11.0 | 1,970 | 0.97 |
| 50 | 35,758 | 17.2 | 18,899 | 9.1 | 2,347 | 1.13 |
| 55 | 28,182 | 13.5 | 15,517 | 7.4 | 2,741 | 1.31 |
| 60 | 26,000 | 12.3 | 14,743 | 7.0 | 3,121 | 1.47 |
| 平成2年 | 22,607 | 10.5 | 14,464 | 6.7 | 3,146 | 1.46 |
| 7 | 21,013 | 9.8 | 15,073 | 7.0 | 3,801 | 1.77 |
| 12 | 20,760 | 9.6 | 14,844 | 6.8 | 4,680 | 2.16 |
| 17 | 19,046 | 8.6 | 14,164 | 6.4 | 4,785 | 2.16 |
| 22 | 20,125 | 8.9 | 14,523 | 6.4 | 4,878 | 2.15 |
| 23 | 19,868 | 8.8 | 13,871 | 6.1 | 4,497 | 1.98 |
| 24 | 19,610 | 8.7 | 13,870 | 6.1 | 4,580 | 2.02 |
| 25 | 19,492 | 8.6 | 13,885 | 6.1 | 4,430 | 1.95 |
| 26 | 19,316 | 8.5 | 13,803 | 6.1 | 4,364 | 1.92 |
| 27 | 19,606 | 8.5 | 13,731 | 6.0 | 4,279 | 1.86 |
| 28 | 19,542 | 8.5 | 13,735 | 6.0 | 4,157 | 1.80 |
| 29 | 19,120 | 8.3 | 13,580 | 5.9 | 4,224 | 1.83 |
| 30 | 18,904 | 8.1 | 13,468 | 5.8 | 4,294 | 1.85 |
| 令和元年 | 17,740 | 7.6 | 13,874 | 6.0 | 4,144 | 1.78 |
| 2 | 17,538 | 7.5 | 12,431 | 5.3 | 3,897 | 1.67 |
| 3 | 17,121 | 7.4 | 11,798 | 5.1 | 3,736 | 1.61 |
| 4 | 16,325 | 7.0 | 12,105 | 5.2 | 3,717 | 1.60 |
| 5 | 15,701 | 6.7 | 11,499 | 4.9 | 3,698 | 1.59 |
| 6 | 14,796 | 6.3 | 12,291 | 5.3 | 3,797 | 1.63 |
| 千種 | 890 | 5.4 | 781 | 4.7 | 223 | 1.35 |
| 東 | 628 | 7.1 | 513 | 5.8 | 161 | 1.83 |
| 北 | 1,001 | 6.2 | 817 | 5.1 | 261 | 1.62 |
| 西 | 1,007 | 6.6 | 867 | 5.7 | 243 | 1.60 |
| 中村 | 962 | 6.8 | 1,007 | 7.1 | 216 | 1.53 |
| 中 | 617 | 6.0 | 1,070 | 10.4 | 218 | 2.12 |
| 昭和 | 744 | 6.8 | 534 | 4.9 | 129 | 1.19 |
| 瑞穂 | 712 | 6.6 | 534 | 5.0 | 149 | 1.38 |
| 熱田 | 416 | 6.2 | 369 | 5.5 | 84 | 1.24 |
| 中川 | 1,410 | 6.5 | 1,257 | 5.8 | 437 | 2.01 |
| 港 | 723 | 5.2 | 555 | 4.0 | 287 | 2.05 |
| 南 | 715 | 5.5 | 636 | 4.9 | 231 | 1.77 |
| 守山 | 1,209 | 6.9 | 766 | 4.3 | 295 | 1.67 |
| 緑 | 1,786 | 7.2 | 1,099 | 4.4 | 391 | 1.58 |
| 名東 | 991 | 6.1 | 671 | 4.1 | 230 | 1.42 |
| 天白 | 985 | 6.1 | 815 | 5.0 | 242 | 1.49 |

※令和6年については概数

※出生率・婚姻率・離婚率は人口千対

表1－3 本市の合計特殊出生率と出生数（出生順位別・母の年齢階級別）の年次推移

| 年 | 合計 特殊 出生率 | 出生数 | (再掲、出生順位別) | | | (再掲、母の年齢(5歳階級)別) | | | | | |
|-------|-----------------|--------|------------|--------|-----------|------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| | | | 第1子 | 第2子 | 第3子 以降 | 20歳 未満 | 20～ 24歳 | 25～ 29歳 | 30～ 34歳 | 35～ 39歳 | 40歳 以上 |
| 昭和35年 | 1.82 | 28,125 | 14,707 | 9,565 | 3,852 | 232 | 8,228 | 13,690 | 4,871 | 942 | 162 |
| | 2.11 | 41,070 | 21,463 | 15,712 | 3,893 | 330 | 12,549 | 19,853 | 6,952 | 1,249 | 134 |
| | 2.00 | 40,727 | 19,700 | 15,895 | 5,129 | 399 | 10,927 | 20,901 | 6,903 | 1,429 | 167 |
| | 1.81 | 35,758 | 17,227 | 14,381 | 4,150 | 295 | 8,648 | 19,865 | 5,672 | 1,108 | 170 |
| | 1.67 | 28,182 | 12,946 | 11,390 | 3,846 | 291 | 5,296 | 14,806 | 6,691 | 971 | 127 |
| | 1.70 | 26,000 | 11,694 | 10,153 | 4,153 | 350 | 4,659 | 12,990 | 6,323 | 1,531 | 146 |
| 平成2年 | 1.47 | 22,607 | 10,537 | 8,501 | 3,569 | 326 | 3,289 | 11,215 | 6,152 | 1,405 | 219 |
| | 1.34 | 21,013 | 10,500 | 7,657 | 2,856 | 266 | 3,086 | 9,289 | 6,709 | 1,463 | 200 |
| | 1.26 | 20,760 | 10,561 | 7,544 | 2,655 | 299 | 2,337 | 8,385 | 7,354 | 2,153 | 232 |
| | 1.21 | 19,046 | 9,721 | 7,027 | 2,298 | 271 | 2,013 | 5,711 | 7,898 | 2,818 | 334 |
| | 1.36 | 20,125 | 10,236 | 7,246 | 2,643 | 228 | 1,700 | 5,636 | 7,615 | 4,252 | 694 |
| | 1.38 | 19,868 | 10,127 | 7,126 | 2,615 | 226 | 1,594 | 5,514 | 7,492 | 4,333 | 709 |
| | 1.36 | 19,610 | 10,004 | 7,004 | 2,602 | 190 | 1,465 | 5,475 | 7,262 | 4,431 | 787 |
| | 1.38 | 19,492 | 9,940 | 7,049 | 2,503 | 203 | 1,390 | 5,332 | 7,211 | 4,455 | 901 |
| | 1.38 | 19,316 | 9,826 | 7,023 | 2,467 | 222 | 1,371 | 5,035 | 7,273 | 4,447 | 968 |
| | 1.42 | 19,606 | 10,053 | 7,013 | 2,540 | 195 | 1,288 | 5,020 | 7,475 | 4,569 | 1,059 |
| | 1.44 | 19,542 | 10,041 | 7,041 | 2,460 | 180 | 1,309 | 5,014 | 7,453 | 4,496 | 1,090 |
| | 1.42 | 19,120 | 9,625 | 7,043 | 2,452 | 140 | 1,264 | 4,714 | 7,465 | 4,505 | 1,032 |
| | 1.42 | 18,904 | 9,539 | 6,951 | 2,414 | 121 | 1,272 | 4,783 | 7,249 | 4,416 | 1,063 |
| | 1.34 | 17,740 | 8,991 | 6,452 | 2,297 | 92 | 1,172 | 4,645 | 6,726 | 4,146 | 959 |
| 令和元年 | 1.34 | 17,538 | 8,940 | 6,284 | 2,314 | 104 | 1,072 | 4,616 | 6,739 | 4,026 | 981 |
| | 1.30 | 17,121 | 8,655 | 6,204 | 2,262 | 79 | 931 | 4,504 | 6,605 | 4,004 | 998 |
| | 1.25 | 16,325 | 8,307 | 5,888 | 2,130 | 63 | 870 | 4,436 | 6,239 | 3,766 | 951 |
| | 1.20 | 15,701 | 8,088 | 5,663 | 1,950 | 66 | 688 | 4,192 | 6,129 | 3,712 | 914 |
| | 1.12 | 14,796 | 7,652 | 5,244 | 1,900 | 70 | 649 | 3,927 | 5,917 | 3,320 | 913 |

※出生順位、母の年齢のそれぞれについて不詳の場合があるため、総数と合わない場合あり

※合計特殊出生率の算定に当たっては、平成17年から本市の算定方法を全国の算定方法に合わせた（年齢別女子人口は日本人人口を使用）

※令和6年については概数

表1－4 本市の平均初婚年齢の年次推移

| 年 | 男 歳 | 女 歳 |
|-------|--------|--------|
| 昭和45年 | 27.1 | 24.2 |
| 50 | 27.3 | 24.7 |
| 55 | 28.1 | 25.1 |
| 60 | 28.3 | 25.3 |
| 平成2年 | 28.5 | 25.8 |
| 7 | 28.7 | 26.4 |
| 12 | 29.1 | 27.2 |
| 17 | 30.2 | 28.2 |
| 22 | 30.8 | 28.9 |
| 23 | 31.0 | 29.1 |
| 24 | 31.0 | 29.2 |
| 25 | 31.2 | 29.1 |
| 26 | 31.2 | 29.4 |
| 27 | 31.3 | 29.5 |
| 28 | 31.4 | 29.4 |
| 29 | 31.3 | 29.3 |
| 30 | 31.4 | 29.3 |
| 令和元年 | 31.4 | 29.5 |
| 2 | 31.3 | 29.5 |
| 3 | 31.1 | 29.4 |
| 4 | 31.0 | 29.4 |
| 5 | 31.0 | 29.5 |

※令和6年については未定

出典：名古屋市健康福祉年報(人口動態統計編) (名古屋市健康福祉局)

2 次世代育成支援

表2－1 子育て支援企業認定・表彰制度

| 年度 | 子育て支援企業数 | | | |
|----|----------|---------------|---------|---------|
| | 新規認定企業数 | 表彰企業数 (再掲) | 更新認定企業数 | 各年度末企業数 |
| 2 | 15 社 | 5 (2) 社 | 62 社 | 227 社 |
| 3 | 19 社 | 8 (4) 社 | 68 社 | 241 社 |
| 4 | 21 社 | 7 (5) 社 | 67 社 | 257 社 |
| 5 | 12 社 | 1 社 | 15 社 | 264 社 |
| 6 | 10 社 | 4 (1) 社 | 19 社 | 273 社 |

※3年（更新後は5年）ごとに更新

表彰企業数の（ ）は、更新申請企業の表彰数

3 子育て支援

表3－1 子ども・子育て支援センター（758キッズステーション）

| 年度 | キッズパーク 利用者数 | 講座参加者数 | 相談件数(※) |
|----|----------------|------------|------------|
| 2 | 人 5,589 | 人 1,052 | 件 1,080 |
| 3 | 人 8,234 | 人 1,568 | 件 2,500 |
| 4 | 人 11,019 | 人 1,894 | 件 5,168 |
| 5 | 人 23,259 | 人 2,368 | 件 4,127 |
| 6 | 人 25,574 | 人 2,210 | 件 1,339 |

※令和6年度から、継続が必要な相談や保健センター等につないだものを計上

表3－2 赤ちゃん訪問事業

| 年度 | 訪問件数 | 対象者 |
|----|------------|-----------------------|
| 2 | 件 6,251 | 令和元年10月～令和2年9月生まれの第1子 |
| 3 | 件 5,633 | 令和2年10月～令和3年9月生まれの第1子 |
| 4 | 件 6,812 | 令和3年10月～令和4年9月生まれの第1子 |
| 5 | 件 7,851 | 令和4年10月～令和5年9月生まれの第1子 |
| 6 | 件 7,711 | 令和5年10月～令和6年9月生まれの第1子 |

表3－3 名古屋のびのび子育てサポート事業 (各年度末)

| 年度 | 活動件数 | 会員数 | | |
|----|-------------|------------|------------|----------|
| | | 依頼会員 | 両方会員 | 提供会員 |
| 2 | 件 15,696 | 人 8,751 | 人 7,158 | 人 364 |
| 3 | 件 15,220 | 人 8,429 | 人 6,864 | 人 314 |
| 4 | 件 16,427 | 人 8,254 | 人 6,738 | 人 277 |
| 5 | 件 18,717 | 人 8,334 | 人 6,845 | 人 275 |
| 6 | 件 21,466 | 人 8,184 | 人 6,732 | 人 268 |

表3-4 地域子育て支援拠点事業

(各年度末)

| 年度 | か所数 |
|----|-----|
| 2 | 49 |
| 3 | 47 |
| 4 | 47 |
| 5 | 47 |
| 6 | 46 |

表3-5 子育て応援拠点事業

(各年度末)

| 年度 | か所数 |
|----|-----|
| 2 | 8 |
| 3 | 11 |
| 4 | 14 |
| 5 | 14 |
| 6 | 15 |

表3-6 児童遊園地・どんぐりひろば(各年度末)

| 年度 | か所数 | |
|-----|-------|---------|
| | 児童遊園地 | どんぐりひろば |
| 2 | 111 | 377 |
| 3 | 107 | 373 |
| 4 | 105 | 368 |
| 5 | 102 | 363 |
| 6 | 97 | 357 |
| 公有地 | 市有地 | 53 |
| | その他 | 7 |
| 民有地 | | 37 |
| | | 272 |
| | | 2 |
| | | 83 |

表3-7 子ども医療費助成対象者 (各年度末)

| 年度・区分 | 総計 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生世代 | 平均 |
|-------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 280,635 | 123,753 | 104,946 | 50,257 | 1,679 | 274,296 |
| 3 | 322,738 | 121,014 | 104,390 | 51,116 | 46,218 | 279,227 |
| 4 | 321,781 | 117,401 | 104,221 | 51,362 | 48,797 | 315,271 |
| 5 | 318,381 | 113,515 | 103,415 | 51,651 | 49,800 | 312,607 |
| 6 | 314,542 | 109,272 | 102,919 | 51,356 | 50,995 | 309,158 |
| 加入保険別 | 市国保一般 | 22,641 | 7,205 | 7,299 | 3,781 | 4,356 |
| | 退職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国保組合 | 10,550 | 3,273 | 3,380 | 1,895 | 2,002 |
| | 協会けんぽ | 120,548 | 39,727 | 39,371 | 20,751 | 20,699 |
| | 組合健保 | 124,425 | 45,233 | 40,824 | 19,507 | 18,861 |
| | 日雇特例 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 船員保険 | 142 | 51 | 46 | 26 | 19 |
| | 共済組合 | 36,236 | 13,783 | 11,999 | 5,396 | 5,058 |

※令和4年1月から助成対象に高校生世代の通院を追加

表3-8 子ども医療費助成

| 年度・区分 | 件数 | 医療費総額 | 助成額 |
|--|---|---|---|
| 人 | 件 | 円 | 円 |
| 2 | 3,626,293 | 41,759,518,035 | 9,091,931,231 |
| 3 | 4,193,380 | 49,489,133,561 | 10,775,203,603 |
| 4 | 4,881,073 | 58,102,554,019 | 12,503,354,510 |
| 5 | 5,635,850 | 63,215,399,334 | 14,420,282,597 |
| 6 | 5,555,353 | 60,711,762,503 | 14,085,938,831 |
| 国民健康保険 健康保険等 区 払 分 | 330,101 5,200,933 24,319 | 3,800,235,015 56,230,148,199 681,379,289 | 789,897,983 13,173,095,774 122,945,074 |
| 医科 (入院) (入院外) 歯 科 薬 剤 訪 問 看 護 柔 道 整 復 鍼 灸 区 払 分 | 2,794,011 27,335 779,527 1,871,697 9,216 48,455 793 24,319 | 26,707,547,420 11,848,210,748 8,536,598,770 11,949,639,000 697,875,040 282,845,970 7,666,266 681,379,289 | 6,658,807,860 1,786,669,291 2,327,869,333 2,947,488,624 155,408,270 84,545,308 2,205,071 122,945,074 |

表3-9 子ども医療費関係諸率

| 年度 | 受診率 | 1件あたり 医療費 | 1人あたり 医療費 | 1人あたり 助成額 |
|----|-------|--------------|--------------|--------------|
| 2 | % | 円 | 円 | 円 |
| 3 | 1,322 | 11,516 | 152,243 | 33,146 |
| 4 | 1,502 | 11,802 | 177,236 | 38,589 |
| 5 | 1,548 | 11,904 | 184,294 | 39,659 |
| 6 | 1,803 | 11,217 | 202,220 | 46,129 |
| | 1,797 | 10,929 | 196,378 | 45,562 |

※受診率は総受診回数を受診者数で割った値に100を乗じたもの

表3-10 ひとり親家庭等医療費助成対象者

(各年度末)

| 年度・区分 | 総計 | 母子家庭 | | 父子家庭 | | 平均 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-----|--------|
| | | 母 | 児童 | 父 | 児童 | |
| 2 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 3 | 37,399 | 14,651 | 21,469 | 516 | 763 | 36,623 |
| 4 | 36,407 | 14,294 | 20,873 | 496 | 744 | 35,712 |
| 5 | 35,076 | 13,805 | 20,087 | 471 | 713 | 34,415 |
| 6 | 34,280 | 13,468 | 19,670 | 456 | 686 | 33,400 |
| | 33,938 | 13,286 | 19,483 | 465 | 704 | 32,731 |
| 加入保険別 | 市国保 | 13,903 | 5,329 | 8,055 | 209 | 310 |
| | 一般 | 13,903 | 5,329 | 8,055 | 209 | 310 |
| | 退職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国保組合 | 335 | 140 | 173 | 7 | 15 |
| | 協会けんぽ | 14,371 | 5,659 | 8,203 | 201 | 308 |
| | 組合健保 | 4,723 | 1,916 | 2,702 | 42 | 63 |
| | 日雇特例 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 船員保険 | 船員保険 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 共済組合 | 605 | 242 | 349 | 6 | 8 |

※「母子家庭」の「児童」中には「父母のない児童」を含む

表3－11 ひとり親家庭等医療費助成

| 年度・区分 | 件数 | 医療費総額 | 助成額 |
|--|--|--|---|
| | 件 | 円 | 円 |
| 2 | 488,255 | 5,618,000,878 | 1,454,532,217 |
| 3 | 521,587 | 6,156,684,688 | 1,563,210,788 |
| 4 | 530,610 | 6,448,808,531 | 1,593,320,608 |
| 5 | 576,550 | 6,747,149,708 | 1,706,595,882 |
| 6 | 569,527 | 6,640,374,073 | 1,688,913,240 |
| 国民健康保険 健 康 保 険 等 区 払 分 | 233,774 332,918 2,835 | 2,779,424,553 3,809,455,270 51,494,250 | 643,224,161 1,034,400,361 11,288,718 |
| 医科（入院） （入院外） 歯 科 薬 剤 訪 問 看 護 柔道整復 鍼 灸 区 払 分 | 286,017 1,855 76,132 189,982 857 10,661 1,188 2,835 | 2,990,023,230 841,415,620 1,021,782,730 1,610,911,750 44,982,510 66,809,301 12,954,682 51,494,250 | 809,647,220 110,818,449 297,515,972 424,928,436 10,828,626 20,002,237 3,883,582 11,288,718 |

表3－12 ひとり親家庭等医療費助成関係諸率

| 年度 | 受診率 | 1件あたり 医療費 | 1人あたり 医療費 | 1人あたり 助成額 |
|----|-------|--------------|--------------|--------------|
| | % | 円 | 円 | 円 |
| 2 | 1,333 | 11,506 | 153,401 | 39,716 |
| 3 | 1,461 | 11,804 | 172,398 | 43,773 |
| 4 | 1,541 | 12,154 | 187,384 | 46,297 |
| 5 | 1,726 | 11,703 | 202,010 | 51,096 |
| 6 | 1,740 | 11,659 | 202,877 | 51,600 |

※受診率は総受診回数を受診者数で割った値に100を乗じたもの

表3－13 産前・産後ヘルプ事業

| 年度 | 派遣実人数 人 | 派遣延回数 日 | 派遣延時間数 時間 |
|----|------------|------------|--------------|
| 2 | 766 | 11,977 | 23,703 |
| 3 | 969 | 16,276 | 32,229 |
| 4 | 973 | 13,743 | 27,463 |
| 5 | 961 | 14,720 | 29,336 |
| 6 | 909 | 13,880 | 27,507 |

表3－14 子育て家庭優待カード事業

(各年度末)

| 年度 | ぴよか交付枚数 | | 協賛店舗・施設数 | |
|----|---------|--------|-----------------|-------|
| | カード | 携帯電話画像 | 商店街組合員数 (再掲) | か所 |
| 2 | 枚 | 件 | か所 | か所 |
| 3 | 315,898 | 6,801 | 4,957 | 2,692 |
| 4 | 344,422 | 7,804 | 5,034 | 2,692 |
| 5 | 371,423 | 8,703 | 5,066 | 2,692 |
| 6 | 398,787 | 9,464 | 5,093 | 2,692 |
| | 423,516 | 10,035 | 5,095 | 2,692 |

※ぴよか交付枚数は令和元年度からの累積

表3－15 なごや子育てアプリ
NAGOMii(なごみー)
(各年度末)

| 年度 | ダウンロード数 件 |
|----|--------------|
| 2 | 14,486 |
| 3 | 13,318 |
| 4 | 14,852 |
| 5 | 15,185 |
| 6 | 13,919 |

※令和7年6月に配信終了

表3－16 なごや子育てアプリ
なごみー
(各年度末)

| 年度 | ダウンロード数 |
|----|---------|
| 6 | 件 |

※令和7年3月より配信開始

表3－17 多胎児家庭支援事業（令和5年度より本格実施）

| 年度 | 健診同行支援 件 | 訪問支援 件 | 電話相談 件 | オンラインプレ ファミリー教室 組 |
|----|-------------|-----------|-----------|-------------------------|
| 2 | 1 | 4 | 1 | — |
| 3 | 4 | 41 | 20 | — |
| 4 | 9 | 63 | 43 | — |
| 5 | 21 | 59 | 50 | 37 |
| 6 | 8 | 44 | 37 | 29 |

※健診同行支援、電話相談は令和2年11月、訪問支援は令和3年1月より事業開始

※オンラインプレファミリー教室は令和5年度より事業開始

表3－18 ナゴヤわくわくプレゼント事業

| 年度 | 対象者数 人 |
|----|-----------|
| 2 | 17,696 |
| 3 | 16,724 |
| 4 | 17,900 |
| 5 | 17,437 |
| 6 | 16,400 |

※令和3年8月より、令和3年4月1日以降に出生した児童（令和3年度予算）及び
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに出生した児童（令和2年度補正予算
を全額繰越）を対象に事業開始

表3－19 妊婦タクシー利用支援事業

| 年度 | タクシー券送付数 人 |
|----|---------------|
| 4 | 13,927 |
| 5 | 17,225 |
| 6 | 16,909 |

※令和5年1月から事業開始。送付対象者は母子健康手帳の交付を受けた、

出産予定日が令和5年1月1日以降の妊婦

表3－20 名古屋市妊婦・子育て家庭応援金支給事業

| 年度 | 妊婦応援金 | | 子育て家庭応援金 | |
|----|-------------|--------------------|-------------|--------------------|
| | 件数 | 支給金額 | 件数 | 支給金額 |
| 4 | 件 799 | 円 39,950,000 | 件 799 | 円 39,950,000 |
| 5 | 件 36,705 | 円 1,835,250,000 | 件 24,932 | 円 1,246,600,000 |
| 6 | 件 15,700 | 円 785,000,000 | 件 15,114 | 円 755,700,000 |

※令和5年3月より、令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦及び

令和4年4月1日以降に出生した児童の産婦（又は養育者）を対象に事業を開始

表3－21 名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業

| 年度 | 延べ人数 | 小学校6年生 相当の年齢 | | 中学校3年生 相当の年齢 | 高等学校3年生 相当の年齢 |
|----|-------------|-----------------|------------|-----------------|------------------|
| | | 1回目 | 2回目 | | |
| 5 | 人 33,647 | 人 8,847 | 人 7,596 | 人 9,850 | 人 7,354 |
| 6 | 人 34,506 | 人 9,142 | 人 7,867 | 人 10,084 | 人 7,413 |

※令和5年10月より事業開始

※小学校6年生相当の年齢の方は2回接種

4 母子保健事業

表4－1 妊娠届出数

| 年度 | 妊娠の届出をした者の数 | 妊娠週(月)数別人数 | | | | | |
|----|-------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|----------|--------|
| | | 満11週以内 (第3月以内) | 満12週～19週 (第4月～第5月) | 満20週～27週 (第6月～第7月) | 満28週以上 (第8月以内) | 分娩後 | 不詳 |
| 2 | 人 18,887 | 人 17,765 | 人 811 | 人 112 | 人 81 | 人 118 | 人 0 |
| 3 | 18,060 | 16,999 | 785 | 97 | 73 | 106 | 0 |
| 4 | 17,711 | 16,574 | 736 | 116 | 71 | 214 | 0 |
| 5 | 16,670 | 15,643 | 641 | 101 | 47 | 238 | 0 |
| 6 | 16,549 | 15,451 | 648 | 102 | 69 | 279 | 0 |

表4－2 妊婦健康診査

| 年度 | 受診件数 |
|----|---------|
| | 件 |
| 2 | 226,100 |
| 3 | 218,722 |
| 4 | 209,974 |
| 5 | 201,875 |
| 6 | 193,263 |

表4－3 産婦健康診査

| 年度 | 受診件数 |
|----|--------|
| | 件 |
| 2 | 32,004 |
| 3 | 32,267 |
| 4 | 30,747 |
| 5 | 30,336 |
| 6 | 29,085 |

表4－4 乳児一般健康診査

| 年度 | 受診件数 |
|----|--------|
| | 件 |
| 2 | 30,401 |
| 3 | 30,237 |
| 4 | 29,155 |
| 5 | 28,589 |
| 6 | 27,374 |

表4－5 新生児聴覚検査

| 年度 | 受診件数 |
|----|--------|
| | 件 |
| 2 | 6,524 |
| 3 | 15,163 |
| 4 | 14,534 |
| 5 | 14,417 |
| 6 | 13,765 |

※令和2年10月事業開始

表4-6 乳幼児健康診査

| 年度 | 3か月児 | | | 1歳6か月児 | | | 3歳児 | | |
|----|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|
| | 対象者数 | 受診者数 | 実施率 | 対象者数 | 受診者数 | 実施率 | 対象者数 | 受診者数 | 実施率 |
| 2 | 人 19,656 | 人 18,430 | % 93.8 | 人 15,515 | 人 14,697 | % 94.7 | 人 16,287 | 人 15,494 | % 95.1 |
| 3 | 17,678 | 17,064 | 96.5 | 22,177 | 21,126 | 95.3 | 22,692 | 21,627 | 95.3 |
| 4 | 16,933 | 16,483 | 97.3 | 17,125 | 16,713 | 97.6 | 17,821 | 17,409 | 97.7 |
| 5 | 16,322 | 15,849 | 97.1 | 16,679 | 16,281 | 97.6 | 16,832 | 16,420 | 97.6 |
| 6 | 15,420 | 15,015 | 97.4 | 16,010 | 15,612 | 97.5 | 16,660 | 16,290 | 97.8 |

表4-7 乳幼児発達相談

| 区分 | 指導延人員数 | |
|----|--------|-------|
| | 身体面 | 精神面 |
| 人 | 人 | 人 |
| 2 | 1,447 | 1,116 |
| 3 | 1,729 | 1,143 |
| 4 | 2,010 | 1,326 |
| 5 | 2,032 | 1,499 |
| 6 | 1,820 | 1,517 |

表4-8 妊産婦歯科診査

| 年度 | 受診者数 | | |
|----|--------|-------|-------|
| | 妊婦 | 産婦 | 人 |
| 2 | 14,128 | 8,001 | 6,127 |
| 3 | 15,138 | 8,564 | 6,574 |
| 4 | 14,792 | 8,427 | 6,365 |
| 5 | 13,539 | 7,624 | 5,915 |
| 6 | 13,080 | 7,446 | 5,634 |

表4-9 先天性心臓疾患児精密健康診査

| 年度 | 受診者数 |
|----|------|
| 人 | |
| 2 | 5 |
| 3 | 1 |
| 4 | 0 |
| 5 | 0 |
| 6 | 0 |

表4－10 先天性代謝異常等検査

| 年度 | 受診者数 | 患者数 | | |
|----|-------------|--------|---------|---------------|
| | | 代謝異常症 | クレチニン症 | 先天性 副腎過形成症 |
| 2 | 人 18,346 | 人 3 | 人 14 | 人 0 |
| 3 | 18,318 | 0 | 17 | 1 |
| 4 | 17,318 | 2 | 17 | 0 |
| 5 | 16,986 | 3 | 6 | 1 |
| 6 | 16,475 | 2 | 2 | 0 |

※患者数は、受診者のうち発見された患者の数

表4－11 「母子健康手帳」及び「母と子の健康のために」交付数

| 年度 | 交付数 計 | 母子健康手帳 | | | | | | | | | | 母と子の 健康の ために |
|----|-------------|-------------|----------|---------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|--------------------|
| | | 日本語版 | 英語版 | 中国語版 | ハングル 語版 | スペイン 語版 | ポルトガ ル語版 | タガログ 語版 | ベトナム 語版 | ネパール 語版 | 冊 | |
| 2 | 冊 19,381 | 冊 18,740 | 冊 296 | 冊 64 | 冊 12 | 冊 12 | 冊 34 | 冊 45 | 冊 178 | 冊 — | 冊 21,052 | |
| 3 | 18,476 | 17,930 | 255 | 52 | 5 | 5 | 14 | 39 | 176 | — | 20,225 | |
| 4 | 18,223 | 17,541 | 297 | 40 | 4 | 10 | 19 | 36 | 235 | 41 | 19,728 | |
| 5 | 17,200 | 16,293 | 324 | 56 | 6 | 13 | 17 | 34 | 313 | 144 | 18,555 | |
| 6 | 17,058 | 16,017 | 360 | 66 | 10 | 3 | 18 | 32 | 407 | 145 | 18,272 | |

※ネパール語版は、令和4年10月から交付開始

表4－12 両親学級（パパママ教室）

| 年度 | 両親教室 | | 母乳推進事業 | | 共働きカップルのための パパママ教室 | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|-----------------------|----------|----------|--|
| | 実施回 数 | 参加者 数 | 実施回 数 | 参加者 数 | 実施回 数 | 参加者数 | | |
| | | | | | | 妊婦 | 夫 | |
| 2 | 回 61 | 人 931 | 回 186 | 人 671 | 回 52 | 人 681 | 人 672 | |
| 3 | 151 | 1,719 | 182 | 661 | 72 | 825 | 814 | |
| 4 | 186 | 3,269 | 223 | 798 | 56 | 706 | 717 | |
| 5 | 243 | 4,672 | 247 | 868 | 51 | 601 | 599 | |
| 6 | 238 | 4,584 | 232 | 834 | 74 | 704 | 698 | |

表4-13 子育て教室

| 年度 | 子育て教室 | |
|----|-------|--------|
| | 実施回数 | 参加者数 |
| 2 | 回 | 人 |
| 2 | 257 | 1,763 |
| 3 | 407 | 3,292 |
| 4 | 1,365 | 12,311 |
| 5 | 1,654 | 17,596 |
| 6 | 1,560 | 18,660 |

※令和2年度より親支援グループミーティングも含めた子育て講座として再編

表4-14 食育実践支援事業

| 年度 | 食育実践支援事業 | | | | | | | | |
|----|----------|-------|-------|--------|-------|-------|-----|------|--------|
| | 妊産婦食教室 | | 離乳食教室 | | 幼児食教室 | | その他 | | 個別相談 |
| | 回数 | 参加者数 | 回数 | 参加者数 | 回数 | 参加者数 | 回数 | 参加者数 | 件数 |
| 2 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 件 |
| 2 | 50 | 489 | 208 | 1,113 | 39 | 824 | 3 | 146 | 36,134 |
| 3 | 113 | 767 | 491 | 5,731 | 116 | 2,004 | 3 | 33 | 45,145 |
| 4 | 193 | 1,461 | 773 | 8,671 | 120 | 1,724 | 23 | 630 | 39,549 |
| 5 | 263 | 1,942 | 974 | 10,818 | 153 | 3,534 | 31 | 933 | 38,529 |
| 6 | 248 | 1,940 | 981 | 12,004 | 170 | 3,147 | 27 | 639 | 36,753 |

表4-15 訪問指導

| 年度 | 妊産婦 | | 未熟児 | | 新生児 | | 乳児 | |
|----|--------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|--------|
| | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 |
| 2 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 16,727 | 18,315 | 378 | 450 | 2,824 | 2,962 | 14,196 | 16,028 |
| 3 | 15,838 | 16,840 | 351 | 396 | 1,975 | 2,077 | 14,301 | 15,433 |
| 4 | 15,807 | 16,996 | 360 | 420 | 1,740 | 1,862 | 14,501 | 15,853 |
| 5 | 15,954 | 17,348 | 398 | 485 | 1,574 | 1,699 | 14,748 | 16,229 |
| 6 | 15,164 | 16,534 | 325 | 406 | 1,515 | 1,634 | 14,101 | 15,591 |

表4-16 思春期セミナー

| 年度 | 実施回数 | 受講者数 |
|----|------|--------|
| 2 | 158 | 14,869 |
| 3 | 124 | 12,118 |
| 4 | 246 | 20,805 |
| 5 | 270 | 23,607 |
| 6 | 261 | 23,593 |

表4-17 子どもあんしん電話相談事業

| 年度 | 相談件数 | 相談対象者別件数 | | | | | |
|----|-------|----------|-------|-------|-----|-----|-----|
| | | 1歳未満 | 1~6歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他 |
| 2 | 5,546 | 1,379 | 3,351 | 615 | 104 | 45 | 90 |
| 3 | 6,710 | 1,566 | 4,206 | 677 | 117 | 45 | 144 |
| 4 | 7,492 | 1,712 | 4,468 | 980 | 178 | 75 | 121 |
| 5 | 6,931 | 1,499 | 3,889 | 1,123 | 194 | 90 | 184 |
| 6 | 5,443 | 1,248 | 2,995 | 888 | 140 | 65 | 159 |

※相談件数は、相談者1名に対し複数の相談対象者の事例があり、相談対象者別件数の合計と一致しない場合あり

表4-18 子育て総合相談窓口

| 年度 | 電話 | 面接 | 合計 |
|----|--------|--------|--------|
| 2 | 29,126 | 40,032 | 69,158 |
| 3 | 26,636 | 38,907 | 65,543 |
| 4 | 26,010 | 37,310 | 63,320 |
| 5 | 26,681 | 37,478 | 64,159 |
| 6 | 27,526 | 36,529 | 64,055 |

表4-19 なごや妊娠SOS

| 年度 | 相談件数 |
|----|------|
| 2 | 299 |
| 3 | 187 |
| 4 | 196 |
| 5 | 172 |
| 6 | 171 |

表4－20 産後ケア事業

| 年度 | 宿泊型 | | 日帰り型 | | 訪問型 | |
|----|-------|-------|-------|------|-------|------|
| | 利用実組数 | 利用日数 | 利用実組数 | 利用日数 | 利用実組数 | 利用日数 |
| 2 | 63 | 353 | 4 | 11 | — | — |
| 3 | 75 | 449 | 10 | 28 | — | — |
| 4 | 144 | 732 | 14 | 28 | — | — |
| 5 | 281 | 1,434 | 34 | 87 | 1 | 1 |
| 6 | 364 | 1,636 | 62 | 163 | 46 | 102 |

※訪問型は令和6年1月より開始

表4－21 未熟児養育医療給付事業

| 年度 | 承認件数 | 出生時体重別件数 | | | |
|----|------|----------|-------------------|-------------------|----------|
| | | 1,800g以下 | 1,801g～ 1,900g | 1,901g～ 2,000g | 2,001g以上 |
| 2 | 575 | 263 | 41 | 74 | 197 |
| 3 | 629 | 262 | 62 | 71 | 234 |
| 4 | 595 | 249 | 60 | 58 | 228 |
| 5 | 651 | 281 | 61 | 72 | 237 |
| 6 | 550 | 249 | 48 | 61 | 192 |

表4－22 自立支援医療（育成医療）給付事業

| 年度 | 総数 | 肢 体 不 自 由 | 視 覚 障 害 | 機 聴 能 覚 障 平 害 衡 | や 音 く 声 機 言 能 語 障 そ 害 し | 心 臓 障 害 | じ ん 臓 機 能 障 害 | 肝 臓 機 能 障 害 | 小 腸 機 能 障 害 | 内 そ の 臓 他 の 障 害 | 免 疫 機 能 障 害 |
|----|----------|-----------------------|------------------|--------------------------------------|--|------------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 2 | 人 261 | 人 23 | 人 7 | 人 7 | 人 180 | 人 39 | 人 2 | 人 0 | 人 0 | 人 3 | 人 0 |
| 3 | 人 142 | 人 5 | 人 1 | 人 6 | 人 112 | 人 16 | 人 0 | 人 0 | 人 1 | 人 1 | 人 0 |
| 4 | 人 95 | 人 6 | 人 1 | 人 5 | 人 72 | 人 10 | 人 0 | 人 0 | 人 0 | 人 1 | 人 0 |
| 5 | 人 85 | 人 5 | 人 1 | 人 5 | 人 63 | 人 9 | 人 0 | 人 0 | 人 0 | 人 2 | 人 0 |
| 6 | 人 71 | 人 3 | 人 3 | 人 5 | 人 56 | 人 2 | 人 0 | 人 0 | 人 0 | 人 2 | 人 0 |

表4-2-3 小児慢性特定疾病医療費支給
(各年度末)

| 年度・疾患群 | 患者数 |
|-------------------|-------|
| | 人 |
| 2 | 1,776 |
| 3 | 1,627 |
| 4 | 1,587 |
| 5 | 1,531 |
| 6 | 1,516 |
| 悪性新生物 | 247 |
| 慢性腎疾患 | 91 |
| 慢性呼吸器疾患 | 67 |
| 慢性心疾患 | 220 |
| 内分泌疾患 | 178 |
| 膠原病 | 63 |
| 糖尿病 | 121 |
| 先天性代謝異常 | 17 |
| 血液疾患 | 57 |
| 免疫疾患 | 14 |
| 神経・筋疾患 | 171 |
| 慢性消化器疾患 | 153 |
| 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 53 |
| 皮膚疾患 | 16 |
| 骨系統疾患 | 39 |
| 脈管系疾患 | 9 |

表4－24 不妊治療費助成事業

| 年度 | 特定不妊治療費助成事業 | | | | | 一般不妊治療費助成事業 | |
|----|-------------|------------|----------|------------|----------|-------------|----------|
| | 助成実組数 | 助成件数 | 体外受精 | 顎微授精 | 男性不妊治療のみ | 助成実組数 | 助成件数 |
| 2 | 組 2,115 | 件 3,516 | 件 573 | 件 1,327 | 件 16 | 組 838 | 件 847 |
| 3 | 3,695 | 6,887 | 1,117 | 2,365 | 14 | 1,520 | 1,535 |
| 4 | 1,812 | 2,099 | 359 | 699 | 3 | 130 | 130 |
| 5 | 36 | 36 | 0 | 3 | 0 | — | — |

※体外受精と顎微授精の分けの把握は治療区分Aと治療区分Bのみである。

※令和4年4月から不妊治療費の保険適用化により、令和4年度は令和3年度までに治療開始した者の経過措置期間のみである。

※特定不妊治療費助成事業の令和5年度分については、経過措置期間に治療が終了し、令和5年度に申請があったもの。

表4－25 不育症・不妊症相談支援事業

| 年度 | 不育症相談件数 | 不妊症相談件数 |
|----|---------|---------|
| 2 | 件 87 | 件 25 |
| 3 | 33 | 23 |
| 4 | 60 | 36 |
| 5 | 41 | 34 |
| 6 | 44 | 35 |

5 社会的養育

表5-1 本市所管児童福祉施設の児童入所状況 (令和7年3月1日)

| 種別 | 施設名 | 設置主体 | 定員 | 現在員 |
|----------|--------------|------|-----|----------|
| 乳 呉 院 | ひばり荘 | 市 | 15 | 7 |
| | 衆善会乳児院 | 福 | 40 | 21 |
| | 玉葉会乳児院 | 〃 | 35 | 32 |
| | ほだか | 〃 | 15 | 13 |
| | 計 | 4か所 | 105 | 73 |
| | | | 世帯 | 世帯 |
| 母子生活支援施設 | 五条荘 | 市 | 30 | 27 (3) |
| | にじが丘荘 | 〃 | 30 | 27 (6) |
| | 名古屋厚生会館愛のホーム | 福 | 30 | 28 (11) |
| | 愛知しらゆり荘 | 〃 | 20 | 14 (6) |
| | 愛知昭和荘 | 〃 | 20 | 17 (5) |
| | 計 | 5か所 | 130 | 113 (31) |
| 児童養護施設 | ひばり荘 | 市 | 48 | 43 |
| | 名古屋若松寮 | 福 | 28 | 24 |
| | (はぐみ | 〃 | 6 | 6) |
| | (つむぎ | 〃 | 6 | 5) |
| | 駒方寮 | 〃 | 39 | 36 |
| | (ドミトリー駒方 | 〃 | 6 | 6) |
| | (ルピナス駒方 | 〃 | 6 | 6) |
| | 名古屋養育院 | 〃 | 53 | 47 |
| | (ドミトリー南風 | 〃 | 6 | 5) |
| | (ドミトリー桜風 | 〃 | 6 | 5) |
| | 南山寮 | 〃 | 43 | 42 (1) |
| | (みなみ | 〃 | 6 | 6) |
| | (やまなみ | 〃 | 6 | 6) |
| | 名広愛児園 | 〃 | 45 | 28 |
| | (ニコニコ寮 | 〃 | 6 | 4) |
| | (Smile | 〃 | 6 | 6) |
| | 金城六華園 | 〃 | 45 | 41 |
| | 慈友学園 | 公財 | 30 | 30 |
| | 晴光学院 | 福 | 35 | 32 |
| | (晴光ホーム | 〃 | 6 | 6) |
| | (ひかりホーム | 〃 | 6 | 6) |
| | (はれやかホーム | 〃 | 6 | 6) |
| | 和進館児童ホーム | 〃 | 45 | 42 |
| | 鳴海聖園天使園 | 〃 | 45 | 39 |
| | (みそのホームゆり | 〃 | 6 | 4) |
| | (みそのホームもも | 〃 | 6 | 5) |
| | 那爛陀学苑 | 〃 | 29 | 28 |
| | (ハルモニー | 〃 | 6 | 5) |
| | (六海克己 | 〃 | 6 | 6) |
| | ゆうりん | 〃 | 21 | 20 |
| | (かえで | 〃 | 6 | 6) |
| | (けやき | 〃 | 6 | 6) |
| | (あおい | 〃 | 6 | 6) |
| | (ゆう | 〃 | 6 | 6) |
| | (のぞみ | 〃 | 6 | 5) |
| | 計 | 13か所 | 638 | 574 (1) |
| 児童自立支援施設 | 玉野川学園 | 市 | 96 | 15 (1) |
| 児童心理治療施設 | くすのき学園 | 市 | 50 | 30 |

※「現在員」のうち市外児童の人数を()内に再掲

※「児童養護施設」のうち()内は地域小規模児童養護施設

表5-2 里親登録者数

(各年度末)

| 区分 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 新規 | 取消 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 登録里親数 | 世帯 232 | 世帯 273 | 世帯 320 | 世帯 354 | 世帯 387 | 世帯 48 | 世帯 15 |
| 児童が委託されている里親数 | 81 | 90 | 97 | 106 | 126 | 48 | 28 |

表5-3 児童相談所相談種類別受付件数

| 年度 | 養護相談 | | 保健相談 | 障害相談 | | | | | | 非行相談 | | 育成相談 | | | | その他の相談 | 計 |
|----|------------|------------|--------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|------------|
| | 児相談虐待 | その他の相談 | | 肢體不自由相談 | 視聴覚障害相談 | 障害言語発達相談 | 障重症相心談 | 知的障害相談 | 自閉症相談 | ぐ相談 | 犯罪行為等相談 | 触法行為等相談 | 性格相談 | 不登校相談 | 適性相談 | しつ育け児相談 | |
| 2 | 件 3,920 | 件 2,328 | 件 2 | 件 11 | 件 1 | 件 2 | 件 93 | 件 53 | 件 9 | 件 137 | 件 75 | 件 253 | 件 119 | 件 154 | 件 81 | 件 236 | 件 7,474 |
| 3 | 件 3,911 | 件 2,391 | 件 7 | 件 3 | 件 1 | 件 1 | 件 87 | 件 56 | 件 17 | 件 133 | 件 84 | 件 219 | 件 108 | 件 157 | 件 75 | 件 221 | 件 7,471 |
| 4 | 件 3,459 | 件 2,456 | 件 6 | 件 5 | 件 0 | 件 1 | 件 101 | 件 33 | 件 34 | 件 188 | 件 101 | 件 214 | 件 81 | 件 160 | 件 79 | 件 267 | 件 7,185 |
| 5 | 件 3,600 | 件 2,265 | 件 7 | 件 6 | 件 0 | 件 4 | 件 77 | 件 39 | 件 31 | 件 155 | 件 129 | 件 203 | 件 99 | 件 197 | 件 58 | 件 285 | 件 7,155 |
| 6 | 件 3,701 | 件 2,379 | 件 1 | 件 4 | 件 3 | 件 2 | 件 66 | 件 59 | 件 36 | 件 146 | 件 96 | 件 246 | 件 99 | 件 133 | 件 34 | 件 157 | 件 7,162 |

表5-4 児童相談所相談対応件数

| 年度 | 訓戒・誓約 | 児童指導福祉司 | 福の事務致所 | 児童指導員の | 里親委託 | 児童福祉施設 | | 機関指定委医療 | 家庭裁判所 | 面接指導 | その他 | 計 |
|----|---------|---------|------------|--------|---------|----------|--------|---------|--------|------------|---------|------------|
| | | | | | | 入所 | 通所 | | | | | |
| 2 | 件 18 | 件 89 | 件 718 | 件 0 | 件 40 | 件 183 | 件 3 | 件 1 | 件 4 | 件 6,747 | 件 26 | 件 7,829 |
| 3 | 件 15 | 件 97 | 件 880 | 件 0 | 件 54 | 件 238 | 件 0 | 件 0 | 件 3 | 件 6,212 | 件 22 | 件 7,521 |
| 4 | 件 21 | 件 47 | 件 822 | 件 0 | 件 35 | 件 124 | 件 2 | 件 1 | 件 2 | 件 5,810 | 件 25 | 件 6,889 |
| 5 | 件 27 | 件 69 | 件 1046 | 件 0 | 件 31 | 件 122 | 件 3 | 件 0 | 件 4 | 件 5,810 | 件 17 | 件 7,129 |
| 6 | 件 20 | 件 70 | 件 1,074 | 件 0 | 件 41 | 件 135 | 件 0 | 件 0 | 件 4 | 件 5,611 | 件 18 | 件 6,973 |

※令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度

以降は新規受付相談への対応件数（表5-5についても同様）

表5-5 児童相談所養護相談理由別対応件数

| 年度・区分 | 家出 | 死亡 | 離婚 | 傷病 | 家族環境 | その他 | 計 |
|-----------|----|----|----|-----|-----------------|-----|--------|
| 2 | 6 | 8 | 4 | 167 | 6, 248 (3, 865) | 108 | 6, 541 |
| 3 | 13 | 11 | 4 | 210 | 6, 060 (3, 735) | 82 | 6, 380 |
| 4 | 7 | 10 | 1 | 207 | 5, 369 (3, 089) | 75 | 5, 669 |
| 5 | 4 | 11 | 20 | 156 | 5, 592 (3, 490) | 90 | 5, 873 |
| 6 | 17 | 11 | 28 | 132 | 5, 613 (3, 371) | 96 | 5, 897 |
| 児童福祉施設に入所 | 0 | 1 | 0 | 8 | 105 (68) | 8 | 122 |
| 里親委託 | 0 | 3 | 0 | 0 | 22 (21) | 16 | 41 |
| 面接指導 | 15 | 7 | 28 | 114 | 4, 361 (2, 262) | 67 | 4, 592 |
| その他の | 2 | 0 | 0 | 10 | 1, 125 (1, 020) | 5 | 1, 142 |

※「家族環境」のうち虐待の件数を()内に再掲

表5-6 児童相談所一時保護児童

| 年度 | 保護人員数 | 保護延日数 | 1日当たり保護人員数 | 1人当たり保護日数 |
|----|--------|---------|------------|-----------|
| 2 | 1, 046 | 23, 686 | 64.9 | 22.6 |
| 3 | 1, 135 | 24, 346 | 66.7 | 21.5 |
| 4 | 1, 138 | 25, 624 | 70.2 | 22.5 |
| 5 | 1, 253 | 25, 650 | 70.1 | 20.5 |
| 6 | 1, 250 | 24, 795 | 67.9 | 19.8 |

表5-7 自立援助ホーム入所状況 (各年度末)

| 年度 | 入所児童数 | 区分 | |
|----|-------|----|-----------------|
| | | 入所 | 令和6年度 入退所児童数 |
| 2 | 9 | | 7 |
| 3 | 10 | | 7 |
| 4 | 12 | | |
| 5 | 11 | | |
| 6 | 11 | | |

表5-8 地域子ども相談室の実績

(1) 相談件数

| 年度 | 電話相談 | 来所相談 | 訪問相談 | 心理療法 | 通所指導 | eメール相談 | その他 | 相談総数 |
|----|-------|------|------|------|------|--------|-----|-------|
| 2 | 1255 | 675 | 464 | 277 | 189 | 3 | 2 | 2,865 |
| 3 | 934 | 692 | 275 | 298 | 123 | 13 | 2 | 2,337 |
| 4 | 1,015 | 629 | 248 | 231 | 162 | 5 | 10 | 2,300 |
| 5 | 944 | 655 | 281 | 232 | 128 | 0 | 0 | 2,240 |
| 6 | 1,149 | 467 | 381 | 302 | 76 | 13 | 4 | 2,392 |

(2) 児童相談所からの委託による指導件数

| 年度 | 電話相談 | 来所相談 | 訪問相談 | 心理療法 | 通所指導 | Eメール相談 | その他 | 相談総数 |
|----|------|------|------|------|------|--------|-----|------|
| 2 | 258 | 57 | 313 | 75 | 58 | 0 | 0 | 761 |
| 3 | 158 | 52 | 197 | 49 | 0 | 0 | 0 | 456 |
| 4 | 266 | 81 | 176 | 55 | 52 | 0 | 0 | 630 |
| 5 | 417 | 81 | 205 | 57 | 76 | 0 | 0 | 836 |
| 6 | 360 | 87 | 233 | 42 | 26 | 13 | 3 | 764 |

表5-9 子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

| 年度 | 乳児院 | | 児童養護施設 | | 計 | |
|----|---------|----------------|----------|------------------|----------|------------|
| | 施設数 | 延利用日数 | 施設数 | 延利用日数 | 施設数 | 延利用日数 |
| 2 | か所 4 | 日 603 (556) | か所 13 | 日 523 | か所 17 | 日 1,126 |
| 3 | か所 4 | 日 648 (370) | か所 13 | 日 715 (108) | か所 17 | 日 1,363 |
| 4 | か所 4 | 日 465 (264) | か所 13 | 日 884 (464) | か所 17 | 日 1,349 |
| 5 | か所 4 | 日 609 (344) | か所 13 | 日 905 (566) | か所 17 | 日 1,514 |
| 6 | か所 4 | 日 660 (435) | か所 13 | 日 1,534 (727) | か所 17 | 日 2,194 |

※（ ）内は里親ショートステイ利用実績再掲

表5－10 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

| 年度 | 施設数 か所 | 定員 人 | 年度末在籍数 人 |
|----|-----------|---------|-------------|
| 2 | 6 | 35 | 23 |
| 3 | 8 | 46 | 31 |
| 4 | 10 | 56 | 41 |
| 5 | 11 | 62 | 49 |
| 6 | 14 | 82 | 57 |

表5－11 児童養護施設等退所児童就労支援事業の実績

(1) 既退所児童

| 年度 | 相談人数 人 | 相談件数 | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 電話相談 件 | 来所相談 件 | 訪問相談 件 | 通信相談 件 | 相談総数 件 |
| 2 | 371 | 276 | 17 | 262 | 78 | 633 |
| 3 | 246 | 336 | 32 | 309 | 77 | 754 |
| 4 | 162 | 262 | 43 | 247 | 129 | 681 |
| 5 | 227 | 306 | 12 | 304 | 127 | 749 |
| 6 | 315 | 365 | 27 | 431 | 117 | 940 |

(2) 入所児童

| 年度 | 相談人数 人 | 相談件数 | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 電話相談 件 | 来所相談 件 | 訪問相談 件 | 通信相談 件 | 相談総数 件 |
| 2 | 108 | 60 | 7 | 63 | 14 | 144 |
| 3 | 95 | 133 | 20 | 59 | 10 | 222 |
| 4 | 77 | 140 | 5 | 43 | 1 | 189 |
| 5 | 130 | 158 | 14 | 292 | 12 | 476 |
| 6 | 138 | 167 | 9 | 108 | 11 | 295 |

※通信相談とは、Eメール、手紙による相談

6 障害児支援・発達障害者支援

表6－1 本市所管障害児施設の児童入所・通所状況 (令和7年3月1日)

| 種別 | 施設名 | 設置主体 | 定員 | 現在員 |
|-------------------|----------------------|------|-----|---------|
| 福祉型障害児入所施設 | あけぼの学園 | 市 | 80 | 58 |
| | 愛松学園 | 福 | 30 | 29 (3) |
| | 計 | 2か所 | 110 | 87 (3) |
| 医療型障害児入所施設 | 名古屋市重症心身障害児者施設 | 市 | 90 | 7 |
| 福祉型児童 発達支援センター | 中央療育センター (みどり学園) | 市 | 30 | 32 |
| | 中央療育センター (すぎのこ学園) | 〃 | 30 | 28 (3) |
| | 西部地域療育センター | 〃 | 40 | 40 |
| | 北部地域療育センターよつば | 福 | 42 | 42 |
| | 南部地域療育センターそよ風 | 〃 | 57 | 57 |
| | 東部地域療育センターぽけっと | 〃 | 43 | 44 |
| | 発達センターあつた | 〃 | 39 | 39 |
| | 発達センターちよだ | 〃 | 24 | 25 |
| | さわらび園 | 〃 | 30 | 29 |
| | 計 | 9か所 | 335 | 336 (3) |
| 医療型児童 発達支援センター | 中央療育センター (わかくさ学園) | 市 | 40 | 8 |

※「現在員」のうち市外児童の人数を()内に再掲

表6－2 地域療育センターの実績

| 施設名 | 発達相談事業 (令和6年度総数) | | 療育グループ 事業 (令和6年度 総利用者数) |
|---------------------------|---------------------|-------|----------------------------------|
| | うち発達障害 | 人 | |
| 中央療育センター | 956 | 350 | 195 |
| 西部地域療育センター | 586 | 316 | 194 |
| 北部地域療育センター よ つ ぱ | 499 | 330 | 105 |
| 南部地域療育センター そ よ 風 | 430 | 85 | 204 |
| 東部地域療育センター ぼ け と | 555 | 232 | 248 |
| 計 | 3,026 | 1,313 | 946 |

表6－3 児童発達支援の支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

| 区分 | 支給決定 | | 利用実績 | |
|--------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 支給決定者数 | 支給決定量 | 利用者数 | 利用量 |
| 令和3年3月 | 人 1,831 | 日 36,722 | 人 1,658 | 日 20,289 |
| 令和4年3月 | 人 2,223 | 日 44,721 | 人 1,700 | 日 21,096 |
| 令和5年3月 | 人 2,684 | 日 47,238 | 人 2,397 | 日 28,509 |
| 令和6年3月 | 人 3,280 | 日 59,175 | 人 2,849 | 日 34,544 |
| 令和7年3月 | 人 3,684 | 日 77,314 | 人 3,177 | 日 38,338 |

(2) 年間利用実績

| 区分 | 延利用者数 | 利用量 | 支払額 |
|---------------|--------|---------|---------------|
| 人 | 日 | 円 | |
| 令和2年3月～令和3年2月 | 16,979 | 216,993 | 2,856,134,864 |
| 令和3年3月～令和4年2月 | 20,123 | 254,993 | 3,572,061,334 |
| 令和4年3月～令和5年2月 | 24,108 | 304,921 | 4,381,707,237 |
| 令和5年3月～令和6年2月 | 29,056 | 368,203 | 5,352,038,971 |
| 令和6年3月～令和7年2月 | 32,613 | 425,657 | 6,415,364,024 |

表6－4 医療型児童発達支援の支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

| 区分 | 支給決定 | | 利用実績 | |
|--------|--------|-------|------|-----|
| | 支給決定者数 | 支給決定量 | 利用者数 | 利用量 |
| 人 | 日 | 人 | 日 | |
| 令和3年3月 | 23 | 309 | 13 | 64 |
| 令和4年3月 | 13 | 166 | 11 | 77 |
| 令和5年3月 | 14 | 182 | 12 | 64 |
| 令和6年3月 | 17 | 189 | 14 | 86 |
| 令和7年3月 | 9 | 119 | 6 | 48 |

(2) 年間利用実績

| 区分 | 延利用者数 | 利用量 | 支払額 |
|---------------|-------|-----|-----------|
| 人 | 日 | 円 | |
| 令和2年3月～令和3年2月 | 141 | 598 | 2,894,779 |
| 令和3年3月～令和4年2月 | 119 | 705 | 3,228,129 |
| 令和4年3月～令和5年2月 | 129 | 774 | 4,150,061 |
| 令和5年3月～令和6年2月 | 134 | 825 | 4,706,855 |
| 令和6年3月～令和7年2月 | 84 | 629 | 5,137,220 |

表6－5 放課後等デイサービスの支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

| 区分 | 支給決定 | | 利用実績 | |
|--------|------------|--------------|------------|-------------|
| | 支給決定者数 | 支給決定量 | 利用者数 | 利用量 |
| 令和3年3月 | 人 4,579 | 日 102,322 | 人 4,115 | 日 58,573 |
| 令和4年3月 | 人 5,209 | 日 117,655 | 人 4,527 | 日 63,002 |
| 令和5年3月 | 人 5,739 | 日 142,741 | 人 5,206 | 日 75,130 |
| 令和6年3月 | 人 6,724 | 日 131,897 | 人 5,779 | 日 75,544 |
| 令和7年3月 | 人 7,439 | 日 164,815 | 人 6,359 | 日 83,742 |

(2) 年間利用実績

| 区分 | 延利用者数 | 利用量 | 支払額 |
|---------------|--------|-----------|----------------|
| 人 | 日 | 円 | |
| 令和2年3月～令和3年2月 | 47,846 | 731,799 | 7,916,403,474 |
| 令和3年3月～令和4年2月 | 53,957 | 797,500 | 8,659,298,979 |
| 令和4年3月～令和5年2月 | 60,482 | 866,628 | 9,432,228,527 |
| 令和5年3月～令和6年2月 | 68,002 | 955,425 | 10,764,974,907 |
| 令和6年3月～令和7年2月 | 75,433 | 1,055,477 | 12,741,454,388 |

表6－6 保育所等訪問支援の支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

| 区分 | 支給決定 | | 利用実績 | |
|--------|--------|-------|------|-----|
| | 支給決定者数 | 支給決定量 | 利用者数 | 利用量 |
| 人 | 日 | 人 | 日 | |
| 令和3年3月 | 96 | 279 | 28 | 29 |
| 令和4年3月 | 199 | 448 | 40 | 45 |
| 令和5年3月 | 313 | 781 | 141 | 266 |
| 令和6年3月 | 407 | 466 | 178 | 296 |
| 令和7年3月 | 683 | 1,690 | 300 | 528 |

(2) 年間利用実績

| 区分 | 延利用者数 | 利用量 | 支払額 |
|---------------|-------|-------|------------|
| 人 | 日 | 円 | |
| 令和2年3月～令和3年2月 | 288 | 442 | 6,637,362 |
| 令和3年3月～令和4年2月 | 527 | 863 | 15,672,566 |
| 令和4年3月～令和5年2月 | 1,122 | 1,931 | 31,914,390 |
| 令和5年3月～令和6年2月 | 1,740 | 3,303 | 52,652,822 |
| 令和6年3月～令和7年2月 | 2,609 | 4,613 | 68,787,534 |

表6－7 障害児相談支援の支給決定実績

| 区分 | 支給決定者数 |
|--------|--------|
| | 人 |
| 令和3年3月 | 3,393 |
| 令和4年3月 | 4,275 |
| 令和5年3月 | 4,739 |
| 令和6年3月 | 5,272 |
| 令和7年3月 | 6,098 |

表6－8 いこいの家利用実績

| 年度 | 天神山 いこいの家 | | 桜山 いこいの家 | | あつた いこいの家 | | 千種・守山 いこいの家 | | 小計 | |
|----|----------------|-----|-------------|-----|--------------|-----|----------------|-----|-------|-----|
| | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 |
| 2 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 687 | 33 | 892 | 55 | 421 | 26 | 758 | 29 | 2,758 | 143 |
| 3 | 478 | 46 | 359 | 33 | 209 | 21 | 585 | 32 | 1,631 | 132 |
| 4 | 450 | 41 | 417 | 49 | 388 | 37 | 722 | 77 | 1,977 | 204 |
| 5 | 674 | 55 | 615 | 59 | 604 | 49 | 772 | 60 | 2,665 | 223 |
| 6 | 650 | 61 | 450 | 40 | 427 | 31 | 782 | 58 | 2,309 | 190 |
| 年度 | 施設活用型 いこいの家 | | 合計 | | | | | | | |
| | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | | | | | | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | | | | | | |
| 2 | 2,115 | 323 | 4,873 | 466 | | | | | | |
| 3 | 3,001 | 393 | 4,632 | 525 | | | | | | |
| 4 | 4,015 | 599 | 5,992 | 803 | | | | | | |
| 5 | 3,839 | 613 | 6,504 | 836 | | | | | | |
| 6 | 3,638 | 468 | 5,947 | 658 | | | | | | |

表6－9 発達障害者支援センターりんくす名古屋の実績

| 年度 | 相談支援 | | 就労支援 | |
|----|------------|------------|----------|----------|
| | 実支援人数 | 延支援件数 | 実支援人数 | 延支援件数 |
| 2 | 人 908 | 件 1,836 | 人 203 | 件 955 |
| 3 | 人 1,037 | 件 2,083 | 人 202 | 件 768 |
| 4 | 人 1,088 | 件 1,976 | 人 170 | 件 659 |
| 5 | 人 963 | 件 2,058 | 人 151 | 件 658 |
| 6 | 人 1,029 | 件 1,840 | 人 142 | 件 460 |

7 配偶者からの暴力（DV）被害者等の相談支援

表7－1 女性福祉相談の実績

| 年度 | 延相談件数 | 内訳 | | | | | | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| | | 面接相談 | | 電話相談等 | | 出張相談 | | |
| | | うちDV | うちDV | うちDV | うちDV | うちDV | うちDV | うちDV |
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 2 16,001 | 12,292 | 8,507 | 6,600 | 6,956 | 5,289 | 538 | 403 | |
| 3 12,681 | 9,576 | 6,499 | 4,911 | 5,632 | 4,263 | 550 | 402 | |
| 4 13,196 | 9,956 | 6,826 | 5,132 | 5,850 | 4,432 | 520 | 392 | |
| 5 14,134 | 10,107 | 7,370 | 5,326 | 6,234 | 4,458 | 530 | 323 | |
| 6 14,556 | 11,055 | 7,233 | 5,393 | 6,829 | 5,280 | 494 | 382 | |

※相談件数は、配偶者暴力相談支援センターと社会福祉事務所の合計

※電話相談等には、DV被害者ホットライン事業及びDV被害者SNS相談事業を含む

表7－2 配偶者からの暴力（DV）被害者支援策の実績

| 年度 | DV被害者ホット ライン事業 | | DV被害者SNS 相談事業 | | 緊急宿泊 事業 | 中期滞在 支援事業 | 見守り・ 同行支援 事業 | 通訳 派遣事業 |
|----------|-------------------|------|------------------|------|------------|--------------|--------------------|------------|
| | うちDV | うちDV | うちDV | うちDV | | | | |
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 2 289 | 231 | — | — | 5 | 1 | 1 | 28 | |
| 3 249 | 190 | 32 | 28 | 5 | 1 | 1 | 24 | |
| 4 276 | 191 | 22 | 21 | 8 | 2 | 3 | 39 | |
| 5 288 | 204 | 44 | 43 | 12 | 2 | 2 | 8 | |
| 6 288 | 233 | 55 | 50 | 9 | 0 | 2 | 6 | |

※DV被害者SNS相談事業は令和3年7月開始

8 児童虐待の対策

表8－1 児童相談所年齢・相談種別児童虐待相談対応件数

| 年度・区分 | 身体的虐待 | 保護の怠慢ないし拒否 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 計 |
|----------|----------|------------|---------|------------|------------|
| 2 | 件 899 | 件 562 | 件 33 | 件 2,371 | 件 3,865 |
| 3 | 件 864 | 件 598 | 件 40 | 件 2,233 | 件 3,735 |
| 4 | 件 681 | 件 481 | 件 28 | 件 1,899 | 件 3,089 |
| 5 | 件 863 | 件 504 | 件 18 | 件 2,105 | 件 3,490 |
| 6 | 件 851 | 件 460 | 件 31 | 件 2,029 | 件 3,371 |
| 0歳～3歳未満 | 件 47 | 件 88 | 件 2 | 件 432 | 件 569 |
| 3歳～学齢前児童 | 件 115 | 件 106 | 件 1 | 件 471 | 件 693 |
| 小　学　生 | 件 371 | 件 162 | 件 7 | 件 651 | 件 1,191 |
| 中　学　生 | 件 202 | 件 71 | 件 13 | 件 296 | 件 582 |
| 高校生・その他 | 件 116 | 件 33 | 件 8 | 件 179 | 件 336 |

※令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、

令和4年度以降は新規受付相談への対応件数

表8－2 子ども電話相談事業

| 年度 | 相談経路別件数 | | | | | | | 相談内容別件数 | | | | | | |
|----|----------------|---------------------|----------------|---------------|---------------|-------------------|---------------------|----------------|----------------|-------------------|-----------------|-------------------|---------------------|--|
| | 児童 | 保護者 | 一般成人 | 近隣知人 | 関係機関 | その他の | 合計 | 虐待 | 親子関係不調 | 一般児童相談 | 保護者自身 | その他 | 合計 | |
| 2 | 件 15 85 | 件 891 2,743 | 件 75 271 | 件 14 14 | 件 15 8 | 件 105 1,134 | 件 1,115 4,255 | 件 28 124 | 件 24 70 | 件 507 2,115 | 件 371 249 | 件 185 1,697 | 件 1,115 4,255 | |
| 3 | 件 17 50 | 件 1,077 2,984 | 件 39 182 | 件 22 14 | 件 7 20 | 件 92 1,079 | 件 1,254 4,329 | 件 21 69 | 件 31 75 | 件 576 2,283 | 件 452 363 | 件 174 1,539 | 件 1,254 4,329 | |
| 4 | 件 9 39 | 件 1,131 2,935 | 件 51 110 | 件 11 19 | 件 12 10 | 件 140 915 | 件 1,354 4,028 | 件 19 66 | 件 37 82 | 件 437 2,116 | 件 598 416 | 件 263 1,348 | 件 1,354 4,028 | |
| 5 | 件 7 72 | 件 1,231 3,554 | 件 66 184 | 件 10 7 | 件 22 15 | 件 204 887 | 件 1,540 4,719 | 件 15 38 | 件 23 99 | 件 476 2,491 | 件 679 662 | 件 347 1,429 | 件 1,540 4,719 | |
| 6 | 件 45 148 | 件 1,305 3,416 | 件 26 72 | 件 4 15 | 件 11 8 | 件 129 1,050 | 件 1,520 4,709 | 件 15 24 | 件 31 123 | 件 570 2,590 | 件 673 522 | 件 231 1,450 | 件 1,520 4,709 | |

※上段：平日昼間の相談件数 下段：休日・夜間の相談件数

表8－3 養育支援ヘルパーの派遣実績

| 年度 | 延派遣世帯数 世帯 | 延派遣回数 件 |
|----|--------------|------------|
| 2 | 95 | 3,943 |
| 3 | 83 | 3,463 |
| 4 | 67 | 2,981 |
| 5 | 80 | 2,596 |
| 6 | 76 | 2,678 |

表8－4 家庭復帰支援事業

| 年度 | 家庭復帰児童数 人 |
|----|--------------|
| 2 | 49 |
| 3 | 32 |
| 4 | 25 |
| 5 | 38 |
| 6 | 32 |

9 保育

表9－1 就学前児童・待機児童等

(各年度4月1日)

| 年度 | 就学前児童数 | | 利用定員 | | 利用児童数 | | 待機児童数 | |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|
| | 3歳未満 | 3歳以上 | 3歳未満 | 3歳以上 | 3歳未満 | 3歳以上 | 3歳未満 | 3歳以上 |
| 2 | 人 55,476 | 人 57,282 | 人 21,836 | 人 30,104 | 人 20,252 | 人 27,854 | 人 0 | 人 0 |
| 3 | 人 53,305 | 人 56,624 | 人 22,676 | 人 30,810 | 人 20,330 | 人 28,427 | 人 0 | 人 0 |
| 4 | 人 51,685 | 人 55,242 | 人 23,319 | 人 31,235 | 人 20,367 | 人 28,807 | 人 0 | 人 0 |
| 5 | 人 49,850 | 人 53,575 | 人 23,325 | 人 31,591 | 人 20,549 | 人 29,049 | 人 0 | 人 0 |
| 6 | 人 48,291 | 人 51,565 | 人 23,263 | 人 31,654 | 人 20,633 | 人 29,075 | 人 0 | 人 0 |

表9－2 保育所等利用児童

(各年度3月1日)

| 年度区分 | 施設数 | | | 利用定員 | | | 現在員 | | |
|------|----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 |
| 2 | か所 99 | か所 407 | か所 506 | 人 9,647 | 人 39,416 | 人 49,063 | 人 9,697 | 人 37,805 | 人 47,502 |
| 3 | か所 95 | か所 432 | か所 527 | 人 9,257 | 人 41,111 | 人 50,368 | 人 9,192 | 人 39,218 | 人 48,410 |
| 4 | か所 90 | か所 454 | か所 544 | 人 8,827 | 人 42,505 | 人 51,332 | 人 8,753 | 人 40,321 | 人 49,074 |
| 5 | か所 87 | か所 468 | か所 555 | 人 8,532 | 人 43,333 | 人 51,865 | 人 8,296 | 人 41,258 | 人 49,554 |
| 6 | か所 84 | か所 474 | か所 558 | 人 8,287 | 人 43,489 | 人 51,776 | 人 7,836 | 人 41,561 | 人 49,397 |
| 千種 | 6 | 34 | 40 | 616 | 2,397 | 3,013 | 587 | 2,347 | 2,934 |
| 東 | 2 | 18 | 20 | 190 | 1,301 | 1,491 | 257 | 1,375 | 1,632 |
| 北 | 8 | 31 | 39 | 790 | 2,476 | 3,266 | 760 | 2,497 | 3,257 |
| 西 | 4 | 31 | 35 | 380 | 2,735 | 3,115 | 309 | 2,749 | 3,058 |
| 中村 | 4 | 23 | 27 | 390 | 2,578 | 2,968 | 348 | 2,237 | 2,585 |
| 中 | 2 | 19 | 21 | 200 | 1,253 | 1,453 | 196 | 999 | 1,195 |
| 昭和 | 2 | 23 | 25 | 210 | 2,156 | 2,366 | 182 | 2,165 | 2,347 |
| 瑞穂 | 3 | 25 | 28 | 280 | 2,056 | 2,336 | 263 | 2,155 | 2,418 |
| 熱田 | 3 | 10 | 13 | 300 | 1,198 | 1,498 | 274 | 1,066 | 1,340 |
| 中川 | 6 | 42 | 48 | 638 | 4,390 | 5,028 | 668 | 4,250 | 4,918 |
| 港 | 9 | 25 | 34 | 815 | 2,940 | 3,755 | 691 | 2,519 | 3,210 |
| 南 | 5 | 23 | 28 | 480 | 2,732 | 3,212 | 378 | 2,376 | 2,754 |
| 守山 | 9 | 40 | 49 | 898 | 3,654 | 4,552 | 775 | 3,698 | 4,473 |
| 緑 | 9 | 66 | 75 | 890 | 5,658 | 6,548 | 913 | 5,366 | 6,279 |
| 名東 | 7 | 31 | 38 | 690 | 2,878 | 3,568 | 742 | 2,730 | 3,472 |
| 天白 | 5 | 33 | 38 | 520 | 3,087 | 3,607 | 493 | 3,032 | 3,525 |

※地域型保育事業については含まない

表9-3 年齢別保育所等利用児童

(各年度3月1日)

| 年度 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳以上 | 計 |
|----|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 2 | 人 3,827 (483) | 人 7,307 (1,233) | 人 8,594 (1,614) | 人 9,367 (1,971) | 人 18,407 (4,396) | 人 47,502 (9,697) |
| 3 | 人 3,896 (468) | 人 7,528 (1,169) | 人 8,586 (1,516) | 人 9,609 (1,883) | 人 18,791 (4,156) | 人 48,410 (9,192) |
| 4 | 人 4,036 (459) | 人 7,624 (1,114) | 人 8,681 (1,433) | 人 9,586 (1,792) | 人 19,147 (3,955) | 人 49,074 (8,753) |
| 5 | 人 3,963 (411) | 人 7,823 (1,053) | 人 8,732 (1,351) | 人 9,657 (1,690) | 人 19,379 (3,791) | 人 49,554 (8,296) |
| 6 | 人 3,881 (413) | 人 7,729 (963) | 人 8,843 (1,302) | 人 9,638 (1,632) | 人 19,306 (3,526) | 人 49,397 (7,836) |

※地域型保育事業については含まない

※()内は公立保育所再掲

表9-4 保育所等利用者負担額階層別分布

(各年度3月1日)

| 区分 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| A階層 | 人 556 (190) | 人 504 (175) | 人 529 (170) | 人 534 (188) | 人 551 (191) | |
| B階層 | 人 4,423 (1,722) | 人 4,406 (1,700) | 人 4,168 (1,594) | 人 4,076 (1,673) | 人 3,883 (1,595) | |
| C階層 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 | 人 1,697 (692) 人 4,766 (2,216) 人 6,511 (3,073) 人 19,504 (8,531) 人 6,184 (2,014) 人 3,861 (1,290) | 人 1,761 (697) 人 5,178 (2,530) 人 6,966 (3,340) 人 19,661 (8,470) 人 6,084 (1,840) 人 3,850 (1,265) | 人 1,654 (659) 人 4,927 (2,344) 人 6,711 (3,338) 人 20,216 (8,768) 人 6,607 (2,074) 人 4,262 (1,399) | 人 1,798 (768) 人 4,466 (2,136) 人 6,414 (3,141) 人 20,462 (8,848) 人 7,059 (2,261) 人 4,745 (1,503) | 人 2,959 (1,308) 人 5,501 (2,669) 人 6,841 (3,401) 人 19,105 (8,040) 人 6,168 (1,849) 人 4,389 (1,400) |
| 計 | 人 47,502 (19,728) | 人 48,410 (20,017) | 人 49,074 (20,346) | 人 49,554 (20,518) | 人 49,397 (20,453) | |

※地域型保育事業については含まない

※()内は3歳未満児再掲

表9－5 小規模保育事業 (各年度3月1日)

| 年度 | 事業所 数 | 利用 児童数 | 年齢別内訳 | | |
|----|-----------|------------|----------|------------|----------|
| | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 2 | か所 168 | 人 2,539 | 人 610 | 人 1,063 | 人 866 |
| 3 | 178 | 2,640 | 578 | 1,151 | 911 |
| 4 | 179 | 2,592 | 580 | 1,090 | 922 |
| 5 | 177 | 2,602 | 570 | 1,131 | 901 |
| 6 | 176 | 2,529 | 517 | 1,089 | 923 |

表9－6 家庭的保育事業 (各年度3月1日)

| 年度 | 事業所 数 | 利用 児童数 | 年齢別内訳 | | |
|----|----------|-----------|---------|---------|---------|
| | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 2 | か所 20 | 人 98 | 人 20 | 人 38 | 人 40 |
| 3 | 19 | 92 | 20 | 43 | 29 |
| 4 | 19 | 93 | 25 | 30 | 38 |
| 5 | 17 | 85 | 18 | 37 | 30 |
| 6 | 17 | 83 | 11 | 37 | 35 |

表9－7 事業所内保育事業 (各年度3月1日)

| 年度 | 事業所 数 | 利用 児童数 | 年齢別内訳 | | |
|----|----------|-----------|---------|---------|---------|
| | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 2 | か所 7 | 人 98 | 人 39 | 人 32 | 人 27 |
| 3 | 8 | 117 | 44 | 47 | 26 |
| 4 | 10 | 123 | 48 | 37 | 38 |
| 5 | 11 | 144 | 52 | 62 | 30 |
| 6 | 11 | 130 | 38 | 51 | 41 |

表9－8 私立幼稚園における預かり保育拡充事業（各年度3月1日）

| 年度 | 施設数 | 現在員 |
|----|-----|-----|
| | か所 | 人 |
| 2 | 18 | 553 |
| 3 | 17 | 693 |
| 4 | 18 | 738 |
| 5 | 18 | 786 |
| 6 | 19 | 881 |

※現在員は登録数

表9－9 延長保育事業

| 年度 | 施設数 | | | 利用件数 | | |
|----|----------|-----------|-----------|-------------|--------------|--------------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 |
| 2 | か所 82 | か所 362 | か所 444 | 件 45,423 | 件 254,005 | 件 299,428 |
| 3 | 78 | 385 | 463 | 38,925 | 267,593 | 306,518 |
| 4 | 75 | 408 | 483 | 35,911 | 257,022 | 292,933 |
| 5 | 72 | 421 | 493 | 31,408 | 251,761 | 283,169 |
| 6 | 69 | 428 | 497 | 27,528 | 245,187 | 272,715 |

表9－10 夜間保育事業 (各年度3月1日)

| 年度 | 施設数 | 利用児童数 | 年齢別内訳 | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳以上 |
| 2 | か所 4 | 人 76 | 人 13 | 人 12 | 人 14 | 人 37 |
| 3 | 4 | 73 | 12 | 10 | 12 | 39 |
| 4 | 4 | 78 | 13 | 11 | 11 | 43 |
| 5 | 4 | 76 | 10 | 15 | 14 | 37 |
| 6 | 4 | 77 | 14 | 15 | 14 | 34 |

表9－11 休日保育事業

| 年度 | 施設数 | | | 利用件数 | | |
|----|---------|----------|----------|------------|------------|------------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 |
| 2 | か所 3 | か所 13 | か所 16 | 件 1,071 | 件 6,814 | 件 7,885 |
| 3 | か所 3 | か所 13 | か所 16 | 件 1,181 | 件 7,134 | 件 8,315 |
| 4 | か所 3 | か所 13 | か所 16 | 件 1,288 | 件 7,356 | 件 8,644 |
| 5 | か所 3 | か所 13 | か所 16 | 件 1,203 | 件 7,400 | 件 8,603 |
| 6 | か所 3 | か所 13 | か所 16 | 件 1,150 | 件 7,244 | 件 8,394 |

表9－12 産休あけ保育

(各年度5月1日)

| 年度 | 施設数 | | | 現在員 | | |
|----|----------|-----------|-----------|---------|----------|----------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 |
| 2 | か所 16 | か所 198 | か所 214 | 人 29 | 人 357 | 人 386 |
| 3 | か所 16 | か所 220 | か所 236 | 人 28 | 人 371 | 人 399 |
| 4 | か所 16 | か所 224 | か所 240 | 人 19 | 人 339 | 人 358 |
| 5 | か所 16 | か所 239 | か所 255 | 人 25 | 人 352 | 人 377 |
| 6 | か所 16 | か所 210 | か所 226 | 人 19 | 人 301 | 人 320 |

表9－13 障害児保育

(各年度3月1日)

| 年度 | 施設数 | | | 現在員 | | |
|----|----------|-----------|-----------|----------|------------|------------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 |
| 2 | か所 99 | か所 307 | か所 406 | 人 751 | 人 1,176 | 人 1,927 |
| 3 | か所 95 | か所 354 | か所 449 | 人 739 | 人 1,373 | 人 2,112 |
| 4 | か所 90 | か所 368 | か所 458 | 人 779 | 人 1,516 | 人 2,295 |
| 5 | か所 87 | か所 397 | か所 484 | 人 813 | 人 1,701 | 人 2,514 |
| 6 | か所 84 | か所 402 | か所 486 | 人 836 | 人 1,851 | 人 2,687 |

表9－14 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

| 年度 | 施設数 | | | 事業実績 | | |
|----|---------|-----------|-----------|---------|----------|----------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 産休あけ | 育休あけ | 計 |
| 2 | か所 7 | か所 103 | か所 110 | 人 6 | 人 535 | 人 541 |
| 3 | か所 7 | か所 104 | か所 111 | 人 7 | 人 546 | 人 553 |
| 4 | か所 7 | か所 106 | か所 113 | 人 7 | 人 559 | 人 566 |
| 5 | か所 7 | か所 106 | か所 113 | 人 4 | 人 558 | 人 562 |
| 6 | か所 7 | か所 110 | か所 117 | 人 12 | 人 551 | 人 563 |

表9－15 一時保育事業

| 年度 | 施設数 | | | 利用件数 | | |
|----|---------------|----------|----------------|--------------------|-------------|---------------------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 公立 | 民間 | 計 |
| 2 | か所 99 (95) | か所 58 | か所 157 (95) | 件 6,227 (2,637) | 件 38,121 | 件 44,348 (2,637) |
| 3 | か所 95 (91) | か所 58 | か所 153 (91) | 件 6,404 (2,831) | 件 37,944 | 件 44,348 (2,831) |
| 4 | か所 90 (86) | か所 62 | か所 152 (86) | 件 6,435 (2,855) | 件 40,401 | 件 46,836 (2,855) |
| 5 | か所 87 (83) | か所 65 | か所 152 (83) | 件 6,692 (3,085) | 件 44,213 | 件 50,905 (3,085) |
| 6 | か所 84 (80) | か所 67 | か所 151 (80) | 件 6,688 (3,136) | 件 44,185 | 件 50,873 (3,136) |

※（ ）内は、リフレッシュ預かり保育事業再掲

表9－16 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

| 年度 | 施設数 | 利用件数 | | |
|----|-----------|-----------------------|------------|--------------|
| | | 平日 | 休日 | 計 |
| 2 | か所 80 | 件 124,000 (10,152) | 件 1,227 | 件 125,227 |
| 3 | か所 82 | 件 129,081 (11,879) | 件 1,382 | 件 130,463 |
| 4 | か所 83 | 件 132,968 (11,932) | 件 1,391 | 件 134,359 |
| 5 | か所 99 | 件 159,962 (13,781) | 件 1,521 | 件 161,483 |
| 6 | か所 106 | 件 163,007 (15,882) | 件 1,052 | 件 164,059 |

※（ ）内は、長期休業日の利用件数再掲

表9－17 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

| 年度 | 施設数 | 利用件数 |
|----|-----|-------|
| | か所 | 件 |
| 2 | 7 | 2,248 |
| 3 | 6 | 6,444 |
| 4 | 6 | 5,713 |
| 5 | 6 | 6,781 |
| 6 | 6 | 6,738 |

表9－18 24時間緊急一時保育事業

| 年度 | 施設数 | 利用件数 |
|----|-----|-------|
| | か所 | 件 |
| 2 | 2 | 846 |
| 3 | 2 | 1,018 |
| 4 | 2 | 1,129 |
| 5 | 2 | 1,231 |
| 6 | 2 | 1,277 |

表9－19 病児・病後児デイケア事業

| 年度 | 施設数 | 事業実績 |
|----|-----|--------|
| | か所 | 人 |
| 2 | 23 | 5,327 |
| 3 | 23 | 12,036 |
| 4 | 23 | 12,937 |
| 5 | 23 | 17,730 |
| 6 | 22 | 17,167 |

※令和5年度は休止施設1か所を含む

表9－20 子育て支援施設等利用給付

| 年度 | 支給件数 |
|----|-------------|
| 2 | 51,752 件 |
| 3 | 61,995 |
| 4 | 63,258 |
| 5 | 66,282 |
| 6 | 66,958 |

表9－21 地域子育て支援センター事業

| 年度 | 施設数 | | | 事業実績 | | | |
|----|----------|----------|----------|-------------|---------------------|-------------|-------------|
| | 公立 | 民間 | 計 | 相談 | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 | 講座等 | 地域支援活動 |
| 2 | か所 19 | か所 33 | か所 52 | 件 13,056 | 人 80,597 | 人 1,675 | 人 4,016 |
| 3 | か所 19 | か所 31 | か所 50 | 件 8,408 | 人 77,585 | 人 7,243 | 人 1,978 |
| 4 | か所 19 | か所 31 | か所 50 | 件 9,221 | 人 84,144 | 人 12,237 | 人 10,471 |
| 5 | か所 18 | か所 32 | か所 50 | 件 10,499 | 人 103,565 | 人 21,659 | 人 30,323 |
| 6 | か所 18 | か所 32 | か所 50 | 件 10,233 | 人 109,458 | 人 26,192 | 人 25,905 |

表9－22 エリア支援保育所事業

| 年度 | 施設数 | 事業実績 | | | | | |
|----|----------|---------|------------|----------|------------|------------|----------|
| | | 研修等 | | 家庭訪問 | 職員派遣 | | 子育て相談 |
| 2 | か所 35 | 回 0 | 人 0 | 件 453 | 回 883 | 人 1,043 | 件 342 |
| 3 | か所 42 | 回 0 | 人 0 | 件 389 | 回 1,346 | 人 1,618 | 件 413 |
| 4 | か所 47 | 回 21 | 人 338 | 件 620 | 回 3,221 | 人 3,774 | 件 337 |
| 5 | か所 53 | 回 63 | 人 1,899 | 件 303 | 回 4,708 | 人 5,970 | 件 250 |
| 6 | か所 57 | 回 86 | 人 2,315 | 件 410 | 回 5,947 | 人 7,371 | 件 208 |

10 子ども・親総合支援

表10-1 子どもライフキャリアサポートモデル事業

| 年度・区分 | 個別面談 | | | | 出前授業 | 保護者向け講演会 | 教職員に対する研修・情報提供 | | | |
|-------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|----------------|--|--|--|
| | 児童生徒 | | 保護者 | | | | | | | |
| | 実人数 | 延べ人数 | 実人数 | 延べ人数 | | | | | | |
| 2 | 人 196 | 人 311 | 人 27 | 人 36 | 件 280 | 件 0 | 件 276 | | | |
| 3 | 人 391 | 人 457 | 人 22 | 人 24 | 件 585 | 件 10 | 件 348 | | | |

※令和4年4月より教育委員会所管「キャリアサポート事業」に移管・統合

表10-2 家庭訪問型相談支援事業

| 年度 | 相談件数 | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|
| | | 小学生 | 中学生 | 高校生世代等 |
| 2 | 件 765 | 件 271 | 件 308 | 件 186 |
| 3 | 件 750 | 件 274 | 件 317 | 件 159 |
| 4 | 件 720 | 件 258 | 件 291 | 件 171 |
| 5 | 件 766 | 件 269 | 件 307 | 件 190 |
| 6 | 件 775 | 件 282 | 件 307 | 件 186 |

※令和3年8月までは家庭訪問型相談支援モデル事業として実施

表10－3 子どもの権利擁護機関

| 年度 | 初回相談件数 | 延べ相談件数 | 相談の対象となる子どもの学齢別内訳 (初回相談) | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生以上の年齢 | 不明 |
|----|--------|--------|-----------------------------|------|-----|-----|----------|----|
| | | | | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 2 | 314 | 2,242 | | 20 | 159 | 63 | 52 | 20 |
| 3 | 372 | 2,498 | | 17 | 161 | 79 | 78 | 37 |
| 4 | 460 | 2,067 | | 18 | 214 | 98 | 77 | 53 |
| 5 | 418 | 2,922 | | 28 | 171 | 85 | 88 | 46 |
| 6 | 434 | 3,600 | | 15 | 206 | 106 | 62 | 45 |

※延べ相談件数には、相談等を受けての関係者・関係機関とのやり取り等も含む。

11 ひとり親家庭等への支援

表11-1 母子・父子自立支援員による相談

| 年度 | 相談回数 | | | | | |
|----|--------|-------|-------|-------|------------|-----|
| | | 生活一般 | 就労 | 児童 | 母子父子寡婦福祉資金 | その他 |
| 2 | 17,706 | 1,400 | 2,386 | 1,384 | 11,650 | 886 |
| 3 | 14,350 | 1,511 | 1,494 | 1,181 | 9,609 | 555 |
| 4 | 14,256 | 1,384 | 1,120 | 1,407 | 9,742 | 603 |
| 5 | 11,894 | 924 | 918 | 1,178 | 8,413 | 461 |
| 6 | 11,957 | 919 | 856 | 1,328 | 8,270 | 584 |

表11-2 ひとり親家庭応援専門員による相談

| 年度 | 相談回数 | | | | | |
|----|--------|-------|-------|-------|------------|-------|
| | | 生活一般 | 就労 | 児童 | 母子父子寡婦福祉資金 | その他 |
| 2 | 11,044 | 2,785 | 3,843 | 2,441 | 406 | 1,569 |
| 3 | 13,571 | 2,541 | 6,126 | 2,325 | 686 | 1,893 |
| 4 | 11,790 | 1,882 | 5,625 | 1,925 | 557 | 1,801 |
| 5 | 10,348 | 1,353 | 4,943 | 1,568 | 702 | 1,782 |
| 6 | 9,606 | 1,376 | 4,845 | 1,389 | 425 | 1,571 |

表11-3 母子福祉資金貸付金

| 資金種別 | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | | 5年度 | | 6年度 | |
|------|-------|---------|-------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| | 件 | 千円 | 件 | 千円 | 件 | 千円 | 件 | 千円 | 件 | 千円 |
| 事業開始 | 0 | 0 | 1 | 2,500 | 2 | 3,640 | 1 | 2,000 | 0 | 0 |
| 事業継続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1,500 | 1 | 1,630 | 0 | 0 |
| 修 学 | 847 | 606,500 | 713 | 515,845 | 626 | 463,543 | 532 | 399,319 | 461 | 341,382 |
| 技能習得 | 2 | 434 | 12 | 5,568 | 8 | 3,269 | 8 | 3,586 | 3 | 1,812 |
| 修 業 | 6 | 2,974 | 12 | 4,005 | 6 | 2,861 | 6 | 4,064 | 3 | 1,826 |
| 就職支度 | 2 | 430 | 1 | 330 | 0 | 0 | 1 | 105 | 1 | 340 |
| 医療介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 93 | 1 | 120 |
| 生 活 | 25 | 7,997 | 12 | 2,872 | 27 | 10,107 | 21 | 5,722 | 19 | 7,072 |
| 住 宅 | 4 | 2,140 | 6 | 4,159 | 9 | 5,722 | 4 | 1,513 | 2 | 1,669 |
| 転 宅 | 40 | 9,048 | 18 | 4,100 | 18 | 4,354 | 23 | 5,353 | 18 | 3,958 |
| 就学支度 | 325 | 143,924 | 299 | 138,883 | 284 | 123,031 | 261 | 123,115 | 221 | 99,058 |
| 結 婚 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1,251 | 773,447 | 1,074 | 678,262 | 981 | 618,027 | 859 | 546,500 | 729 | 457,237 |

表11-4 母子福祉資金貸付金償還

| 年度 | 事業収入 | | |
|----|--------------------|------------------|-----------|
| | 調定額 | 収入額 | 償還率 |
| 2 | 円 1,513,949,307 | 円 896,620,571 | % 59.2 |
| 3 | 1,508,943,517 | 910,269,305 | 60.3 |
| 4 | 1,475,350,493 | 874,509,434 | 59.3 |
| 5 | 1,429,975,312 | 827,390,118 | 57.9 |
| 6 | 1,416,991,383 | 818,859,341 | 57.8 |

表11-5 父子福祉資金貸付金

| 資金種別 | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | | 5年度 | | 6年度 | |
|------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 金額 |
| | 件 | 千円 |
| 事業開始 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3,260 |
| 事業継続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 修 学 | 44 | 29,738 | 35 | 29,280 | 31 | 26,922 | 28 | 26,511 | 24 | 20,012 |
| 技能習得 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 修 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 320 | 0 | 0 |
| 就職支度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生 活 | 4 | 900 | 2 | 945 | 1 | 210 | 2 | 429 | 1 | 432 |
| 住 宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 230 |
| 転 宅 | 1 | 260 | 0 | 0 | 1 | 192 | 1 | 260 | 2 | 520 |
| 就学支度 | 21 | 8,665 | 16 | 6,133 | 15 | 7,200 | 14 | 6,053 | 19 | 7,635 |
| 結 婚 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 70 | 39,563 | 53 | 36,358 | 48 | 34,524 | 46 | 33,573 | 48 | 32,089 |

表11-6 父子福祉資金貸付金償還

| 年度 | 事業収入 | | |
|----|--------------|-------------|--------|
| | 調定額 | 収入額 | 償還率 |
| 2 | 円 12,512,720 | 円 9,235,984 | % 73.8 |
| 3 | 20,093,189 | 15,081,560 | 75.1 |
| 4 | 23,497,637 | 17,287,806 | 73.6 |
| 5 | 30,523,811 | 21,586,079 | 70.7 |
| 6 | 29,599,644 | 18,994,423 | 64.2 |

表11-7 寡婦福祉資金貸付金

| 資金種別 | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | | 5年度 | | 6年度 | |
|------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 金額 |
| | 件 | 千円 |
| 事業開始 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業継続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 修 学 | 33 | 25,716 | 29 | 25,521 | 23 | 15,910 | 27 | 20,007 | 23 | 18,218 |
| 技能習得 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 330 | 0 | 0 | 1 | 300 |
| 修 業 | 3 | 1,946 | 1 | 816 | 1 | 816 | 1 | 816 | 1 | 272 |
| 就職支度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 142 | 1 | 84 | 0 | 0 |
| 生 活 | 2 | 735 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 972 | 5 | 1,620 |
| 住 宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 255 |
| 転 宅 | 2 | 520 | 3 | 655 | 0 | 0 | 1 | 260 | 0 | 0 |
| 就学支度 | 6 | 3,298 | 3 | 1,713 | 3 | 1,580 | 1 | 520 | 0 | 0 |
| 結 婚 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 46 | 32,215 | 36 | 28,705 | 29 | 18,778 | 34 | 22,659 | 31 | 20,665 |

表11-8 寡婦福祉資金貸付金償還

| 年度 | 事 業 収 入 | | |
|----|-----------------|-----------------|-----------|
| | 調定額 | 収入額 | 償還率 |
| 2 | 円 72,619,219 | 円 46,611,205 | % 64.2 |
| 3 | 75,879,393 | 49,740,664 | 65.6 |
| 4 | 71,241,746 | 44,704,307 | 62.8 |
| 5 | 68,947,662 | 42,081,292 | 61.0 |
| 6 | 69,193,902 | 41,806,885 | 60.4 |

表11-9 名古屋市寡夫福祉資金貸付金

| 資金種別 | 4年度 | | 5年度 | | 6年度 | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| | 件 | 千円 | 件 | 千円 | 件 | 千円 |
| 事業開始 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業継続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 修 学 | 0 | 0 | 1 | 1,125 | 2 | 2,193 |
| 技能習得 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 修 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就職支度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生 活 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住 宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 転 宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就学支度 | 2 | 1,160 | 0 | 0 | 1 | 580 |
| 結 婚 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 1,160 | 1 | 1,125 | 3 | 2,773 |

※令和5年1月より事業開始

表11-10 母子家庭等自立支援センター事業

| 年度 | 無料職業紹介事業 | | | 講習会 | | 相談事業 | | |
|----|----------|------|------|------|------|------|-------|------|
| | 求職登録者数 | 紹介件数 | 就職人数 | 実施回数 | 承認者数 | 法律相談 | 養育費相談 | 就業相談 |
| 2 | 人 | 件 | 人 | 回 | 人 | 件 | 件 | 件 |
| 3 | 342 | 132 | 38 | 42 | 614 | 81 | 967 | 254 |
| 4 | 300 | 104 | 37 | 61 | 546 | 99 | 1,004 | 272 |
| 5 | 255 | 130 | 27 | 61 | 501 | 82 | 860 | 298 |
| 6 | 301 | 93 | 27 | 64 | 441 | 159 | 1,423 | 399 |
| | 255 | 32 | 13 | 60 | 394 | 101 | 741 | 478 |

表11-11 自立支援教育訓練給付金

| 年度 | 件数 | 金額 |
|----|----|-----------|
| | 件 | 円 |
| 2 | 36 | 2,433,698 |
| 3 | 40 | 2,958,639 |
| 4 | 44 | 4,475,707 |
| 5 | 29 | 1,918,151 |
| 6 | 49 | 9,828,899 |

表11-12 高等職業訓練促進給付金

| 年度 | 人数 | 金額 |
|----|----------|-------------|
| | 人 | 円 |
| 2 | 98 (28) | 94,009,500 |
| 3 | 135 (69) | 104,133,500 |
| 4 | 165 (67) | 140,944,000 |
| 5 | 182 (75) | 149,804,000 |
| 6 | 194 (56) | 159,921,000 |

※()内は新規受給者数

表11-13 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

| 年度 | 講座指定件数 | 支給件数 | | | 金額 |
|----|--------|----------|----------|--------|---------|
| | | 受講開始時給付金 | 受講修了時給付金 | 合格時給付金 | |
| 2 | 件 | 件 | 件 | 件 | 円 |
| 3 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 1 | — | 1 | 1 | 150,000 |
| 5 | 2 | 1 | 4 | 2 | 444,486 |
| 6 | 3 | 3 | 4 | 2 | 463,246 |
| | 0 | 0 | 0 | 2 | 50,000 |

※受講開始時給付金は令和4年4月開始

表11-14 児童手当

(各年度末)

| 年度 | 受給者数 | 児童数 | 年間支給額 | 備 考 |
|----|--------------|--------------|------------------|---|
| 2 | 人 173,427 | 人 277,870 | 千円 33,498,710 | 令和6年10月分～ 制度拡充 対象児童：高校生年代まで 0歳～3歳未満 |
| 3 | 171,559 | 274,790 | 32,952,030 | { 第1・2子 月15,000円 第3子以降 月30,000円 |
| 4 | 153,935 | 245,562 | 31,376,710 | 3歳～高校生年代 |
| 5 | 150,075 | 238,866 | 29,982,055 | { 第1・2子 月10,000円 第3子以降 月30,000円 |
| 6 | 189,711 | 311,706 | 34,743,916 | |

表11-15 児童扶養手当

(各年度末)

| 年度 | 受給者数 | 児童数 | 年間支給額 |
|----|-------------|-------------|--------------------|
| 2 | 人 15,452 | 人 23,426 | 円 7,586,586,640 |
| 3 | 15,124 | 22,801 | 7,355,461,880 |
| 4 | 14,552 | 21,912 | 7,060,456,900 |
| 5 | 14,217 | 21,450 | 6,976,358,810 |
| 6 | 14,055 | 21,210 | 7,113,820,430 |

表11-16 ひとり親家庭手当

(各年度末)

| 年度 | 受給者数 | 児童数 | 年間支給額 |
|----|------------|------------|------------------|
| 2 | 人 4,783 | 人 7,696 | 円 494,117,500 |
| 3 | 4,558 | 7,270 | 469,203,500 |
| 4 | 4,281 | 6,824 | 435,990,000 |
| 5 | 4,184 | 6,687 | 423,082,500 |
| 6 | 4,264 | 6,837 | 430,555,500 |

表11-17 ひとり親家庭等生活支援事業

| 年度 | 生活援助 | | | 子育て支援 | | |
|----|----------|------------|-------------|---------|---------|-----------|
| | 利用実世帯数 | 利用延日数 | 利用延時間数 | 利用実世帯数 | 利用延日数 | 利用延時間数 |
| 2 | 世帯 78 | 日 4,308 | 時間 7,408 | 世帯 8 | 日 68 | 時間 494 |
| 3 | 91 | 4,435 | 8,100 | 9 | 61 | 673 |
| 4 | 77 | 3,591 | 6,790 | 5 | 148 | 1,642 |
| 5 | 97 | 3,812 | 6,989 | 12 | 181 | 2,011 |
| 6 | 122 | 5,523 | 9,927 | 11 | 158 | 2,326 |

表11-18 中学生の学習支援事業

| 年度 | 参加児童数 |
|----|---------------|
| | 人 |
| 2 | 1,344 (1,038) |
| 3 | 1,347 (1,038) |
| 4 | 1,302 (1,016) |
| 5 | 1,254 (961) |
| 6 | 1,279 (1,030) |

※「参加児童数」のうちひとり親家庭の人数を（ ）内に再掲

表11-19 高校生世代への学習・相談支援事業

| 年度 | 参加児童数 |
|----|-----------|
| | 人 |
| 2 | 501 (376) |
| 3 | 501 (381) |
| 4 | 524 (409) |
| 5 | 502 (402) |
| 6 | 500 (379) |

※「参加児童数」のうちひとり親家庭の人数を（ ）内に再掲

表11-20 ひとり親家庭等への大学受験料等補助事業

| 年度 | 高校3年生世代 | | 中学3年生 | 備考 |
|----|----------|----------|---------|--|
| | 大学受験料等 | 模試費用 | 模試費用 | |
| 6 | 人 757 | 人 327 | 人 89 | ・大学受験料等補助 補助限度額 53,000円 ・模試費用補助(高3) 補助限度額 8,000円 ・模試費用補助(中3) 補助限度額 6,000円 |

表11-21 ひとり親家庭休養ホーム事業

| 年度 | 宿泊施設 利用者数 | 日帰り施設 利用者数 | 計 | 備考 |
|----|--------------|---------------|------------|--------------|
| 2 | 人 276 | 人 1,448 | 人 1,724 | ・宿泊施設 |
| 3 | 人 304 | 人 1,373 | 人 1,677 | 補助限度額 9,800円 |
| 4 | 人 324 | 人 1,709 | 人 2,033 | ・日帰り施設 |
| 5 | 人 315 | 人 1,773 | 人 2,088 | 補助限度額 3,200円 |
| 6 | 人 378 | 人 1,908 | 人 2,286 | |

表11-22 福祉向け市営住宅（ひとり親世帯向け）

| 年度 | 申込世帯数 (A) | 募集戸数 | | | 倍率 (A) / (B) |
|----|--------------|--------|---------|---------|-----------------|
| | | 新築 | 空家 | 計(B) | |
| 2 | 世帯 211 | 戸 0 | 戸 55 | 戸 55 | 3.8 |
| 3 | 世帯 186 | 戸 0 | 戸 64 | 戸 64 | 2.9 |
| 4 | 世帯 134 | 戸 0 | 戸 64 | 戸 64 | 2.1 |
| 5 | 世帯 153 | 戸 0 | 戸 60 | 戸 60 | 2.6 |
| 6 | 世帯 135 | 戸 0 | 戸 63 | 戸 63 | 2.1 |

表11-23 上下水道料金の軽減

| 年度 | 対象世帯数 | |
|----|--------|--------|
| | 水道料金 | 下水道料金 |
| | 世帯 | 世帯 |
| 2 | 10,386 | 10,311 |
| 3 | 10,205 | 10,143 |
| 4 | 10,075 | 10,013 |
| 5 | 10,449 | 10,389 |
| 6 | 10,209 | 10,154 |

表11-24 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

| 年度 | 実施か所数 | 延参加人数 | |
|----|-------|-------|-------|
| | | か所 | 人 |
| 2 | 4 | | 837 |
| 3 | 4 | | 882 |
| 4 | 4 | | 1,387 |
| 5 | 4 | | 1,666 |
| 6 | 4 | | 1,426 |

表11-25 ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業

| 年度 | 開催回数 | 参加世帯数 | |
|----|------|-------|-----|
| | | 回 | 世帯 |
| 2 | 4 | | 150 |
| 3 | 5 | | 181 |
| 4 | 5 | | 214 |
| 5 | 5 | | 192 |
| 6 | 5 | | 191 |

表11－26 ひとり親家庭市有施設
優待利用事業

| 年度 | 利用者数 |
|----|-------|
| 人 | |
| 2 | 2,545 |
| 3 | 3,646 |
| 4 | 4,145 |
| 5 | 4,051 |
| 6 | 4,403 |

表11－27 養育費に関する公正証書
作成費等補助事業

| 年度 | 補助件数 |
|----|------|
| 件 | |
| 3 | 35 |
| 4 | 85 |
| 5 | 108 |
| 6 | 139 |

※令和3年7月より事業開始

表11－28 養育費保証料補助

| 年度 | 補助件数 |
|----|------|
| 件 | |
| 5 | 1 |
| 6 | 1 |

※令和5年6月より事業開始

表11－29 ひとり親家庭職業体験事業

| 年度 | 開催回数 | 参加世帯数 |
|----|------|-------|
| 回 | | 世帯 |
| 5 | 5 | 67 |
| 6 | 4 | 33 |

※令和5年8月より事業開始

表11－30 子ども食堂等への運営支援

| 年度 | 補助金交付件数 | | 備考 |
|----|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| | ①②いずれかを実施 上限100,000円 | ①～③の複数を実施 上限200,000円 | |
| 件 | 件 | 件 | ①子ども食堂 ②学習支援 ③その他子どもの居場所として資する事業 |
| 5 | 45 | 15 | |
| 6 | 53 | 19 | |

※令和5年6月より事業開始

12 子ども・若者への支援

表12-1 子ども会活動 (各年度末)

| 年度区分 | 子ども会数 団体 | 子ども会員数 人 | 1子ども会当り 会員数 人 |
|------|-------------|-------------|---------------------|
| 2 | 1,813 | 53,273 | 29 |
| 3 | 1,722 | 48,276 | 28 |
| 4 | 1,618 | 43,864 | 27 |
| 5 | 1,501 | 39,860 | 27 |
| 6 | 1,393 | 36,116 | 26 |
| 千種 | 77 | 2,085 | 27 |
| 東 | 61 | 1,689 | 28 |
| 北 | 96 | 2,678 | 28 |
| 西 | 104 | 3,422 | 33 |
| 中村 | 180 | 4,819 | 27 |
| 中 | 48 | 726 | 15 |
| 昭和 | 124 | 2,417 | 19 |
| 瑞穂 | 83 | 2,478 | 30 |
| 熱田 | 74 | 1,693 | 23 |
| 中川 | 78 | 2,165 | 28 |
| 港 | 76 | 2,139 | 28 |
| 南 | 136 | 3,519 | 26 |
| 守山 | 28 | 606 | 22 |
| 緑 | 79 | 2,140 | 27 |
| 名東 | 93 | 2,164 | 23 |
| 天白 | 56 | 1,376 | 25 |

表12-2 児童館利用者数

| 年度区分 | 館内あそび | 団体利用 | 館内行事 | 館外行事 | クラブ活動 | 留守家庭児童健全育成事業 | 計 |
|------|---------|-------|--------|--------|--------|--------------|---------|
| 2 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 142,064 | 5,884 | 45,153 | 9,186 | 25,487 | 38,289 | 266,063 |
| 3 | 202,662 | 5,699 | 58,552 | 11,671 | 32,583 | 38,261 | 349,428 |
| 4 | 233,411 | 6,456 | 73,904 | 15,333 | 36,898 | 33,778 | 399,780 |
| 5 | 292,773 | 7,214 | 78,967 | 19,632 | 37,628 | 31,852 | 468,066 |
| 6 | 334,160 | 9,953 | 86,493 | 19,328 | 37,772 | 34,657 | 522,363 |
| 千種 | 31,700 | 1,162 | 6,665 | 1,245 | 6,286 | 4,029 | 51,087 |
| 高岳 | 23,921 | 131 | 2,555 | 894 | 2,438 | 2,628 | 32,567 |
| 上飯田 | 23,614 | 450 | 5,947 | 1,559 | 2,411 | 1,989 | 35,970 |
| 西 | 19,793 | 146 | 6,766 | 1,118 | 2,489 | 4,754 | 35,066 |
| 中村 | 15,712 | 111 | 5,378 | 278 | 974 | 0 | 22,453 |
| 前津 | 13,170 | 207 | 5,229 | 872 | 4,029 | 4,314 | 27,821 |
| 白金 | 17,986 | 722 | 4,387 | 742 | 3,160 | 4,598 | 31,595 |
| 瑞穂 | 27,176 | 690 | 4,935 | 260 | 1,410 | 5,287 | 39,758 |
| 熱田 | 23,113 | 2,895 | 4,628 | 376 | 821 | - | 31,833 |
| 中川 | 18,172 | 7 | 4,822 | 1,233 | 467 | 0 | 24,701 |
| 港 | 18,840 | 426 | 4,406 | 309 | 1,882 | - | 25,863 |
| 南 | 13,665 | 543 | 4,175 | 723 | 1,323 | 0 | 20,429 |
| 守山 | 33,003 | 1,022 | 8,055 | 1,299 | 3,748 | 722 | 47,849 |
| 緑 | 19,317 | 119 | 8,717 | 5,772 | 263 | 0 | 34,188 |
| 名東 | 23,381 | 714 | 5,190 | 509 | 4,081 | 6,336 | 40,211 |
| 天白 | 11,597 | 608 | 4,638 | 2,139 | 1,990 | - | 20,972 |

表12-3 とだがわこどもランド利用者数

| 年度 | 館内利用者数 | | | | | | |
|----|---------------|---------------|-------------|------------|------------|-------------|--------------|
| | 創造の部屋 (児童) | 創造の部屋 (幼児) | 調理の部屋 | 多目的室 | ホール | その他 | |
| 2 | 人 242,040 | 人 4,184 | 人 4,126 | 人 2,155 | 人 5,437 | 人 11,736 | 人 214,402 |
| 3 | 人 259,992 | 人 5,689 | 人 7,284 | 人 1,344 | 人 6,726 | 人 11,784 | 人 227,165 |
| 4 | 人 274,206 | 人 6,064 | 人 7,900 | 人 3,023 | 人 6,962 | 人 21,669 | 人 228,588 |
| 5 | 人 261,247 | 人 6,601 | 人 12,021 | 人 1,911 | 人 3,621 | 人 21,241 | 人 215,852 |
| 6 | 人 259,638 | 人 5,956 | 人 12,906 | 人 2,602 | 人 4,671 | 人 24,655 | 人 208,848 |

| 年度 | 館外利用者数 | | | |
|----|---------------|---------------|-------------|-------------|
| | サイクル モノレール | 足踏み式 ゴーカート | その他 | |
| 2 | 人 153,630 | 人 72,319 | 人 29,667 | 人 51,644 |
| 3 | 人 172,478 | 人 93,222 | 人 38,189 | 人 41,067 |
| 4 | 人 184,974 | 人 97,006 | 人 37,603 | 人 50,365 |
| 5 | 人 176,273 | 人 91,602 | 人 36,247 | 人 48,424 |
| 6 | 人 175,752 | 人 97,174 | 人 36,275 | 人 42,303 |

表12-4 子ども・若者総合相談センター

| 年度 | 面接相談 | | 訪問相談（再掲） | | 他支援機関等へ つないだ人数 |
|----|-------|-------|----------|-------|-------------------|
| | 実数 | 延件数 | 実数 | 延件数 | |
| 2 | 人 | 件 | 人 | 件 | 人 |
| 2 | 966 | 7,039 | 521 | 2,825 | 261 |
| 3 | 1041 | 7,633 | 571 | 3,164 | 259 |
| 4 | 1,001 | 7,066 | 526 | 2,807 | 240 |
| 5 | 1,028 | 7,058 | 508 | 2,583 | 227 |
| 6 | 988 | 6,339 | 498 | 2,443 | 223 |

表12-5 若者自立支援ステップアップ事業

| 年度 | 電話 相談 件数 | 事業 参加者 実数 | 延実施者数 | | |
|----|----------------|-----------------|-------------|-----------|----------|
| | | | カウンセ リング | 居場所 提供 | 自立 支援 |
| 2 | 件 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 793 | 194 | 743 | 2,805 | 290 |
| 3 | 776 | 231 | 899 | 3,822 | 343 |
| 4 | 1,196 | 189 | 1,100 | 3,461 | 787 |
| 5 | 1,191 | 174 | 1,164 | 3,382 | 806 |
| 6 | 1,105 | 158 | 1,078 | 3,069 | 561 |

表12-6 若者自立支援ジャンプアップ事業

| 年度 | 相談事業 | | 社会体験支援事業 | |
|----|-----------------|------------|----------|----------|
| | 個別相談件数 臨床心理士 | 保護者勉強会参加者数 | 協力事業者登録数 | 延べ体験利用者数 |
| 2 | 90 | 51 | 93 | 29 |
| 3 | 109 | 49 | 93 | 43 |
| 4 | 110 | 59 | 95 | 52 |
| 5 | 124 | 55 | 95 | 80 |
| 6 | 89 | 44 | 100 | 109 |

[参考]厚生労働省 地域若者サポートステーション事業（なごや若者サポートステーション実績）

| 年度 | 新規登録者数 | 総利用者数 | 総相談件数 | セミナー参加者数 | 進路決定者数 | |
|----|--------|-------|-------|----------|--------|----|
| | | | | | うち就職者数 | 人 |
| 2 | 142 | 4,153 | 2,636 | 1,052 | 79 | 48 |
| 3 | 192 | 4,445 | 2,834 | 972 | 90 | 50 |
| 4 | 138 | 4,497 | 2,856 | 1,051 | 88 | 57 |
| 5 | 135 | 4,463 | 2,295 | 1,800 | 92 | 65 |
| 6 | 150 | 4,236 | 1,968 | 1,795 | 70 | 45 |

※就職者数には、週20時間未満の就労に就いた者は含まない。

表12-7 若者・企業リンクサポート事業

| 年度 | 新規利用者実数 | 延支援件数 | | | | 企業相談延件数 | 就職者数 |
|----|---------|-------|--------|--------|----------|---------|------|
| | | 面談件数 | 企業訪問件数 | 同行支援件数 | 支援機関連携件数 | | |
| 2 | 108 | 1,957 | 345 | 287 | 390 | 45 | 63 |
| 3 | 158 | 2,725 | 376 | 378 | 903 | 117 | 76 |
| 4 | 135 | 2,617 | 230 | 344 | 733 | 131 | 65 |
| 5 | 201 | 3,704 | 455 | 522 | 1,002 | 131 | 98 |
| 6 | 146 | 3,891 | 438 | 353 | 896 | 73 | 82 |

表12-8 青少年交流プラザ利用者数

| 年度 | 部屋利用者数 人 | オープンスペース 利用者数 人 | 合 計 人 |
|----|-------------|-----------------------|----------|
| 2 | 36,620 | 27,685 | 64,305 |
| 3 | 13,109 | 10,256 | 23,365 |
| 4 | 65,714 | 48,767 | 114,481 |
| 5 | 76,783 | 68,021 | 144,804 |
| 6 | 78,638 | 78,440 | 157,078 |

※天井等落下防止対策工事のため令和3年4月から令和3年12月まで休館

表12-9 青少年宿泊センター利用者数

| 年度 | 宿泊者数 人 | 研修室利用者数 人 | オープンスペース 利用者数 人 | 合計 人 |
|----|-----------|--------------|-----------------------|---------|
| 2 | 1,160 | 27,448 | — | 28,608 |
| 3 | 1,630 | 32,080 | — | 33,710 |
| 4 | 3,454 | 40,139 | — | 43,593 |
| 5 | 7,322 | 50,836 | 2,499 | 60,657 |
| 6 | 7,517 | 49,084 | 22,698 | 79,299 |

※受変電設備等更新工事のため令和7年1月から令和7年2月まで休館

表12-10 少年指導員による学職別街頭補導者数

| 年度 | 小学生 人 | 中学生 人 | 高校生 人 | 大学生 人 | その他 学生 人 | 有職 人 | 無職 人 | 合計 人 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------------|---------|---------|---------|
| 2 | 53 | 412 | 2,349 | 83 | 355 | 10 | 5 | 3,267 |
| 3 | 70 | 765 | 2,633 | 164 | 704 | 12 | 3 | 4,351 |
| 4 | 197 | 1,095 | 3,023 | 238 | 619 | 34 | 12 | 5,218 |
| 5 | 229 | 1,309 | 3,308 | 305 | 690 | 27 | 9 | 5,877 |
| 6 | 253 | 1,257 | 3,854 | 448 | 757 | 24 | 12 | 6,605 |

13 放課後施策

表13-1 トワイライトスクール及びトワイライトルーム

| 年度 | トワイライトスクール | | トワイライトルーム | |
|----|------------|-----------|-----------|---------|
| | 実施校数 | 参加児童数 | 実施校数 | 参加児童数 |
| 2 | 212 | 1,367,688 | 49 | 469,489 |
| 3 | 211 | 1,530,022 | 51 | 543,225 |
| 4 | 209 | 1,709,374 | 53 | 630,966 |
| 5 | 208 | 2,020,418 | 53 | 742,270 |
| 6 | 206 | 2,317,066 | 54 | 853,486 |

表13-2 留守家庭児童健全育成事業

(各年度3月1日)

| 年度 | 児童館 | | 児童専用室 | | 民間物件 | | 集会所 | | その他 | | 計 | |
|----|-------|-------|--------|---------|-------|---------|------|-------|------|-------|--------|---------|
| 区分 | 施設数 | 登録児童数 | 施設数 | 登録児童数 | 施設数 | 登録児童数 | 施設数 | 登録児童数 | 施設数 | 登録児童数 | 施設数 | 登録児童数 |
| 2 | か所 14 | 人 231 | か所 127 | 人 3,933 | か所 48 | 人 1,562 | か所 2 | 人 80 | か所 5 | 人 198 | か所 196 | 人 6,004 |
| 3 | か所 14 | 人 225 | か所 126 | 人 3,828 | か所 55 | 人 1,754 | か所 2 | 人 75 | か所 5 | 人 203 | か所 202 | 人 6,085 |
| 4 | か所 14 | 人 192 | か所 123 | 人 3,752 | か所 63 | 人 1,832 | か所 3 | 人 109 | か所 6 | 人 227 | か所 209 | 人 6,112 |
| 5 | か所 13 | 人 181 | か所 121 | 人 3,618 | か所 72 | 人 2,026 | か所 3 | 人 91 | か所 8 | 人 308 | か所 217 | 人 6,224 |
| 6 | か所 13 | 人 203 | か所 120 | 人 3,661 | か所 81 | 人 2,255 | か所 3 | 人 93 | か所 9 | 人 323 | か所 226 | 人 6,535 |
| 千種 | 1 | 30 | 5 | 132 | 13 | 300 | 2 | 57 | 1 | 50 | 22 | 569 |
| 東 | 1 | 19 | 5 | 131 | 1 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 171 |
| 北 | 1 | 11 | 8 | 229 | 3 | 72 | 1 | 36 | 0 | 0 | 13 | 348 |
| 西 | 1 | 30 | 4 | 187 | 4 | 155 | 0 | 0 | 1 | 50 | 10 | 422 |
| 中村 | 1 | 0 | 6 | 173 | 1 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 203 |
| 中 | 1 | 26 | 0 | 0 | 1 | 48 | 0 | 0 | 1 | 34 | 3 | 108 |
| 昭和 | 1 | 23 | 3 | 101 | 11 | 344 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 468 |
| 瑞穂 | 1 | 30 | 8 | 238 | 4 | 113 | 0 | 0 | 2 | 64 | 15 | 445 |
| 熱田 | 0 | 0 | 1 | 22 | 4 | 91 | 0 | 0 | 2 | 45 | 7 | 158 |
| 中川 | 1 | 0 | 10 | 260 | 3 | 117 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 377 |
| 港 | 0 | 0 | 5 | 149 | 1 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 166 |
| 南 | 1 | 0 | 2 | 73 | 2 | 35 | 0 | 0 | 2 | 80 | 7 | 188 |
| 守山 | 1 | 4 | 16 | 469 | 2 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 512 |
| 緑 | 1 | 0 | 16 | 565 | 19 | 532 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 1,097 |
| 名東 | 1 | 30 | 13 | 436 | 4 | 92 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 558 |
| 天白 | 0 | 0 | 18 | 496 | 8 | 249 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 745 |

**名古屋市子ども青少年局事業概要
(令和7年度版)**

編集・発行 名古屋市子ども青少年局企画経理課

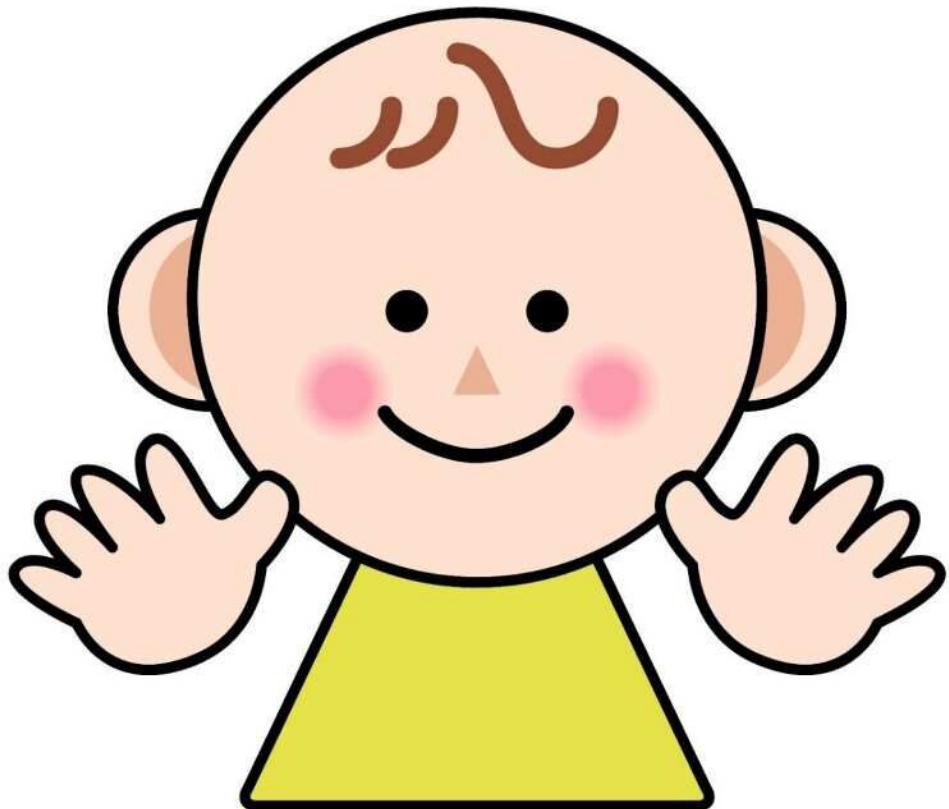
電話番号 052-972-3081

FAX番号 052-972-4437

発行部数 400部

発 行 令和7年9月

この冊子の本文は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



なごや子どもの権利条例

マスコットキャラクター

『なごっち』